

平成29年 第1回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	平成29年3月6日(金)		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	平成29年3月6日 午前8時40分宣告		
応招議員	1	1番 村上 要二郎	
	2	2番 林 康彦	
	3	3番 池本 光章	
	4	4番 大西 幸江	
	5	5番 藏谷 重文	
	6	6番 寺下 満憲	
	7	7番 檜垣 一成	
	8	8番 平山 和昭	
	9	9番 前田 省二	
	10	10番 土居 計彦	
	11	11番 池本 興治	
	12	12番 松原 彌一	
	13	13番 亀井 文男	
	14	14番 濱田 高嘉	
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員			
自治法第 121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職氏名	1	町 長	宮脇 馨
	2	副町長	村上 和志
	3	教育長	濱田 和保
	4	福祉部長	河端 光法
	5	産業建設部長	越智 康浩
	6	消防長	中辻 洋
	7	総務課長	古本 正
	8	企画政策課長	杉田 和房
	9	広報情報課長	蓼原 洋樹
	10	住民課長	今井 稔
	11	建設課長	荒井 健
	12	産業振興課長	森本 英隆
	13	公営事業課長	中濱 淳一
	14	健康推進課長	大本 一明
	15	生涯学習課長	田房 良和
	16	学校教育課長	田中 和英
	17	海光園長	松崎 幸正
	18	魚島支所長	小林 薫

議員・職員以外で会議に出席した者			
会議に職務のため出席した者の職氏名	1	議会事務局長	東 秀彦
	2	議会書記（臨時）	久保 真弓
町長提出議案の題目	1	損害賠償額の決定及び和解について	
	2	上島町弓削下水道整備基金条例を廃止する条例	
	3	上島町ふるさと応援条例	
	4	上島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例	
	5	上島町ゆげ海の駅舎条例	
	6	上島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
	7	上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
	8	上島町税条例等の一部を改正する条例	
	9	上島町集会所条例の一部を改正する条例	
	10	上島町介護保険条例の一部を改正する条例	
	11	上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
	12	上島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
	13	インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例	
	14	上島町農業委員会委員の選任について	
	16	上島町農業委員会委員の選任について	
	17	辺地に係る総合整備計画の変更について	
	18	辺地に係る総合整備計画の策定について	
	19	平成28年度上島町一般会計補正予算（第6号）	
	20	平成28年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）	
	21	平成28年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第3号）	
	22	平成28年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）	
	23	平成28年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第3号）	
	24	平成28年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）	
	25	平成28年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	
	26	平成28年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）	
	27	平成28年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）	
	28	平成28年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）	
	29	平成29年度上島町一般会計予算	
	30	平成29年度上島町国民健康保険事業会計予算	
	31	平成29年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算	

町長提出議案の題目	3 2 平成29年度上島町へき地出張診療所事業会計予算 3 3 平成29年度上島町後期高齢者医療事業会計予算 3 4 平成29年度上島町公共下水道事業会計予算 3 5 平成29年度上島町簡易水道事業会計予算 3 6 平成29年度上島町CATV事業会計予算 3 7 平成29年度上島町農業集落排水事業会計予算 3 8 平成29年度上島町介護保険事業会計予算 3 9 平成29年度上島町介護サービス事業会計予算 4 0 平成29年度上島町浄化槽事業会計予算 4 1 平成29年度上島町魚島船舶事業会計予算 4 2 平成29年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算 4 3 平成29年度上島町生名船舶事業会計予算 4 4 平成29年度上島町上水道事業会計予算
その他の題目	1 議員派遣報告について（上島町少年式） 2 議員派遣報告について（住民の皆さんと町議会議員の意見交換会並びに議会報告会） 3 議員派遣の件（上島町立中学校卒業証書授与式） 4 議員派遣の件（上島町立小学校卒業証書授与式） 5 議員派遣の件（上島町立小学校入学式） 6 議員派遣の件（上島町立中学校入学式）
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 3番・議員 池本 光章 4番・議員 大西 幸江
会 期	平成29年3月6日～3月24日（19日間）
傍聴者数	9名（男 9名・女 0名）

◎ 開 会

○(濱田 高嘉 議長)

おはようございます。

ただ今の出席議員は全員です。定足数に達していますので、ただ今から平成29年、第1回上島町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

**○(濱田 高嘉 議長)**

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 池本 光章 議員、4番 大西 議員を指名します。よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定

**○(濱田 高嘉 議長)**

日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。議会運営委員長 平山議員、お願いいたします。

(平山議員、登壇)

**○(8番・平山 和昭 議員)**

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の協議結果につきましてご報告をいたします。

平成29年第1回定例会の開催にあたり、去る2月24日に議会運営委員会を開催いたしました。本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。会期日程につきましては、本日6日から24日までの19日間とし、議事日程につきましては、お手元の配付のとおり進めることに決定しました。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告といたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

お諮りいたします。ただ今、平山議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から24日までの19日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。従って、会期は、本日から3月24日までの19日間に決定しました。

(平山議員、降壇)

日程第3、行政報告

**○(濱田 高嘉 議長)**

続きまして、日程第3、「行政報告」を行います。

町長からの行政報告の申し出がありました。これを許可します。

**○(宮 脇 馨 町長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** 宮脇町長。

(宮脇町長登壇)

**○(宮 脇 馨 町長)**

おはようございます。

ええー、間もなく新年度を迎えるにあたって方針を述べさせていただきます。

当初予算の編成作業は、昨年12月にはほぼ固まっておりましたので、大きな変更はいたしておりません。

改革すべき点については、今後の議論を踏まえて、補正予算等で迅速に対応したいと考えております。

懸案の交通体系については、岩城橋開通後も見越した継続的な議論となりますので、各層の代表を選んで3月末を目途に立ち上げたいと考えています。関係する分野別の議論については、少し遅れるかもしれませんが、大枠を話し合ったうえで立ち上げたいと思います。

役場組織も支所ごとの機能性を向上させるために課を少し変更して、事務分掌を明確に出来るように変えたいと思います。また、支所判断による決裁事業などについては、次の6月補正で提案させていただきたいと思います。

弓削高校の魅力化については、何とか当初予算に間に合いましたので、高校と協力しながら、大きな成果が出せるよう積極的に取り組みたいと思いますので、町民の皆さんからも温かいご支援をお願いします。

現場優先の体制づくりに向け、役場職員の意識改革も大切なポイントとなりますので、皆さんからの声かけの方もよろしくご協力をお願いします。

尾道総合病院や市民病院、因島総合病院、医師会病院などとの町内のそれプラス町内の医院、診療所との診療データ共有などが可能となる医療連携ネットワークも構築される予定であります。

全ての基本となる第一次産業についても、新規就業者が定住にまでつながるよう種々の施策を連携させていきたいと思います。また、一団の優良農地を維持管理するための体制もJAとも協力しながら整えたいと考えていますので、団塊世代の皆さんを中心にご支援をお願いします。

岩城橋開通までの大きな変化を見越した計画的な対応がますます必要となってきますので、町民の皆様のご協力をお願いします。

本日は、条例案件12件、補正予算11件、当初予算16件を含む44件の議案を上程しております。個々の議案につきましては、それぞれの時点でご説明させていただく予定にしておりますので、ご審議のうえ適正な決定を賜りますよう、お願いします。以上です。

(宮脇町長、降壇)

## ○(濱田 高嘉 議長)

これで行政報告は、終わりました。

### 日程第4、一般質問

## ○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第4、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願い申し上げます。質問は、最前列中央の質問席で行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までといたします。質問項目毎に行ってください。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は、7名です。それでは、はじめに土居議員の質問を許します。

○(10番・土居 計彦 議員) はい。

(土居議員、登壇)

○(10番・土居 計彦 議員)

おはようございます。議席10番の土居 計彦です。今日は一般質問2つ用意しておりますので、よろしくお願いいいたします。あの一、2つとも以前から私が要望しておった件でございますので、なるべく早い実現を目指して再度確認させていただきたいと思っております。

1つ目です。1つ目は荒れ放題の山と海を計画的に手入れし続けていこうと提案し続けてきました。今も提案しています。12月定例議会での私の一般質問に対し、町長は島の保全活動を行っていくと約束してくれました。

私は、継続的な町主導の自然管理を期待している訳ですが、今、「町内のある地区では熱心に耕作している畑と隣接する放置畑や里山の竹や雑木が伸びすぎて日照が遮られ、農作物の育ちが悪く、また、付近の住宅においても日当たりが少なく不衛生な環境となっている所があるので改善してもらえないか」と町に要望が出されました。

で、要因としては、放置畑や里山の所有者が町外にいらっしゃるケースも多く考えられ対応が困難であるという状況は、放置危険家屋への対処と対応を同じようになりませんが、住民の耕作意欲への支援と、衛生環境の改善に応じてあげられないものか、今後の取組みを尋ねます。お願いします。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 越智産業建設部長。

(越智産業建設部長、登壇)

○(越智 康浩 産業建設部長)

土居議員の1番目の質問にお答えします。

産業振興課では、今年度放置畑について調査を行い、所有者に今後の対応について農地利用意向調査を実施しているところでございます。意向調査では、再利用できるところは、農地中間管理事業や農地利用集積団滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用し、担い手等への集積を図ってまいりたいと考えております。

里山の竹林や雑木に関しましては、愛媛県の事業である里山放置竹林対策モデル事業の活用や民間の林業団体による伐採計画がございます。町といたしても以前お答えしたようにすべてには対応できませんが、可能な限り今後も環境美化に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

(越智産業建設部長、降壇)

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

はい、今、ご回答いただきましたが、ええー、その事業は、あの一、2つほどありましたけど、新年度からは可能なんですか。

○(森本 英隆 産業振興課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 森本産業振興課長。

**○(森本 英隆 産業振興課長)**

はい、まずですね、里山放置竹林のモデル事業につきましては、現在も行っておりました、岩城地区の方でやっております。で、今後につきましても、そういった要望がですね、強ければ、県の方に働きをかけてですね、今後もですね、放置竹林で伐採事業をやって行きたいと考えております。それから一部民間ですが、個人的にですね、事業者として伐採等をですね、お願いしているところもございますので、その辺につきましても、協力の方はですね、産業振興課でも協力をさせていただきたいと考えております。

あとですね、農地の方の中間管理事業等々ですね、これにつきましても現在もやっております、今後はですね、まだ件数的には少ないんですけど、今後はですね、農地利用の調査も行ってどんどんとですね、借り手の方にですね、集積の方は図っていきたいと考えております。以上です。

**○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、土居議員。

**○(10番・土居 計彦 議員)**

あの一、今回、町民さんから要望出された件についてはどんなんでしょうか。対応できるんでしょうか。まあ、その一大きな計画の中で、将来的にやってくるのか。まあ、早く、早い時期に対応できるというふうに町民さんに説明していいのか。その辺をお願いできますか。

そして、あの一、まあ3問目ですので、最後までいきたいと思いますけど、地主さんが町内にお住まいでも、高齢化等の理由で、畑や山を管理して行くのは難しい状況になっています。居住地区の町道や里道沿いにある20メートルを超えるような大木と自然環境の管理は、やはりこれは、住民主体でやるのではなくて、行政が中に入って町が対応していくのが良いんじゃないかと思っています。安全管理を含めて、町が先取り対応して行くのか、方向を示していただきたいと思います。私は、一放置畑等だけではなくて、以前からお願い、提案しているのは、島の一周道路から海に向かう道路の整備、これはまあ、通れないようなところもあります。

それから山に入りますと、ヒノキなど植林山の干ばつ伐採、干ばつ下刈り、これあの、県工事で国の工事で20年ほど前にやったんですけど、それがあ程度大きくなって木になって橋になっているんですけど、この辺が全然手つかずで、枯れそうな状態になっているところもあります。

それから林道沿いの絶景のポイントの手入れ、これもあの一、林道もまあ、大体定期的に言うか、毎年雑木などを切っていただいていますけど、山の林道から見る向かいの島、四国の島、因島などがですね、非常に魅力のあるポイントで、先だってサイクリングの人が因島までずっと上がって行って「良かったですよ」という話をいただきました。そういうことで今回、地区から出た要望に対してはスムーズに行けるのかどうか。その辺、それだけお願いします。

**○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。**

**○(濱田 高嘉 議長)** 宮脇町長。

## ○(宮脇 馨 町長)

ただ今のご質問ですが、ええー、現状です、農地の荒廃というのは相当箇所数、面積等広がっておりまして、これのまあ、把握自体をです、年々、年々急速な勢いで広がって行くものですから、担当の方としましても、その確認だけでも作業として相当な労力と言いますか、そういった状況にはなっております。

先ほど質問の中にありましたように、少なくとも町道、県道それから林道もですよ。こちらの方にも直接的に被害と言いますか、影響を及ぼす分については、道路の恒常性の維持管理は、利用を妨げるそういった部分は排除しなければならないので、そういったところはまず優先されることになろうかと思えます。ただあの一、先ほど来、この質問の一番最初の部分にあったんだと思うんですけど、不在地主の個人的な部分です、これについて、個々の分についてです、即対応というのは財政的にもかなり難しい部分があるかと思えます。で、まあ、これは、個々の案件につきましては、利害関係者と申しますか、そういった部分も当然出て来るわけなんで、その辺の調整も出てきますので、町の方がこれを率先して管理して行けるかどうかというのはすごい難しいところがありまして、その辺もですね、個別の案件で個々に臨機応変で対応していかざるを得ないというのが実情かと思えます。

で、その辺につきましては、まあ、ここは何かせんと行かない、駄目なんじゃないかという、そういう案件に対してです、まあこう、一般質問では十分には答えられない部分が当然ありますので、個々の案件について支障が出るかどうかという判断もせざるを得ないと思えますので、その辺のところはですね、担当課と相談しながらやっていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

## ○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 土居議員。

## ○(10番・土居 計彦 議員)

ありがとうございました。あの一、きれいな島と海を取り戻せるように頑張ってくださいと思います。我々も当然協力いたします。

2つ目の質問です。

ええー、町が推進しているという「民間タクシー」の導入はいつ実現するのかお尋ねします。定例議会の一般質問で尋ねる度に3ヶ月ずつ、先延ばしになってはいますが、本当にこの話は進んでいるのでしょうか。実現できるのか心配です。タクシーが走りだしても、送迎料金等がかかり、高い料金が設定されると利用が難しくなります。以前にも福祉タクシーとか、海上タクシーとかいうことでありましたけれども、送迎などの費用が高くなるので、あまり利用者がいなくて、まあ、今のところは、中止というか止められたんですけども、ああいふタクシーがあったらまあ便利で良かったんですけども、そういう結果でたぶん料金がなくて利用が少なかったんじゃないかと思っています。

そして私は、以前から「オンデマンド交通」を提案してきましたが、最近、「有償ボランティア輸送」、徳島県上勝町の情報を目にしました。計画内容次第では「構造改革特区」の申請を国に行う必要があるとのこと。

過疎高齢化が進む「上島町」に適した安価な生活移動システムを実現させましょう。

まず、そのタクシーの準備状況はどうか、情報がありましたら、まずそれを教えてください。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、越智産業建設部長。

(越智産業建設部長、登壇)

○(越智 康浩 産業建設部長)

土居議員の2点目の質問にお答えいたします。

「民間タクシー」の導入につきましては、昨年の定例議会でも幾度となくご説明させていただきましたが、町内におきまして新たな輸送サービスを計画されている民間事業者がおられるため、町としましても動向を見守っているところであることをお伝えさせていただいておりとおりであります。

現在のところ、タクシー事業に代わり、利用者にとって利用しやすい移動サポート事業に変更しているとの情報がありましたが、町としましても不確定な情報を皆様にお知らせすることが出来ないことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

町といたしましても、交通空白地帯の解消や少子高齢化による交通弱者の移動手段の確保等の観点から、新たな輸送手段の導入が必要であると考えております。その形態につきましては、本町地域特性、住民要望、採算性等を十分に踏まえたうえで決定すべきであると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(越智産業建設部長、降壇)

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

まあ、噂というか、そういう情報はあるという事ですけども、今さっき申し上げたように、1年ぐらい前からずっと来てお盆までにとというのが、お祭りまでにとということに、お祭りまでにとというのが、正月明けになるというようなことで、まだ全然形が見えてこないわけですよね。そういう事なので、非常に本当に困っておられる方もいらっしゃるもので、そのまま有耶無耶にするわけにはいけませんので、ぜひ、町の主導で「構造改革特区」などに向けての準備というか、作業を進めていただきたいと思います。

で、この徳島県の上勝町さんは、私たちが一遍勉強に行きましたけども、ここは山の町です。で、上島町はこういう環境で海の町ですから、この「構造改革特区」というのが、国に受け入れられてもらえるものかどうか、この辺もちょっと私も勉強しますが、あの一、勉強して調べて見てください。以上です。終わります。

(土居議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで土居議員の質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、大西議員の質問を許します。

(大西議員、登壇)

**○(4番・大西 幸江 議員)**

議席番号4番・大西 幸江です。今日は2つ質問を用意していますので、よろしくお願いします。

まず1つ目の質問にまいります。

現在、上島町には、条例、要綱、規則など町を運営していくための決まりが沢山あります。もちろん、国で定められているので必ず作らなければいけないものもあれば、町独自に定めているものもあります。また、運用するための、運用規定や規則まで段階に決められており、その決まりに則って事務作業等が発生し、公平公正な役所の仕事が成り立つものと思っています。ですが、現在定められている条例、要綱、規則等で使われていないもの、若しくは現実と合っていないもの、また細かな運用規定がないものがあるように思います。例えば、あの一、去年ですけど、一般質問でも話題になった空き家バンクの条例では「運用規則がなく、既に移住している人は空き家バンクを利用できない旨が打ち合わせメモでしか残っていない」というようなこともありました。他にも「条例で定められている協議会等が、今年度は実施されていない」というようなこともありました。

そこで質問します。

沢山ある条例の中で使っていないものや時代に合っていないもの、現実と乖離のあるものは見直しを行い、運用規定や規則等が細かく定められていないものはメモや口頭の引継ぎではなく、書類にしっかりと残すように見直しをしてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

**○(村上 和志 副町長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、村上副町長。

(村上副町長、登壇)

**○(村上 和志 副町長)**

大西議員にお答えいたします。

平成16年の合併時に全例規を制定後、適宜必要に応じて、例規の改正見直しを行って来ております。そして、平成24年度には、全例規を見直し、上位法とのずれや引用字句等の修正を行いました。しかしながら、前回の修正後、4年が経過しておりますので、ご質問いただきました件につきまして、各担当課による見直しを実施し、適切な例規の管理に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(村上副町長、降壇)

**○(4番・大西 幸江 議員)** (挙手) はい。

**○(濱田 高嘉 議長)** 大西議員。

**○(4番・大西 幸江 議員)**

はい、見直しをね、かけていただくという事なので、特に大きくどうこうということはあるまいかなと思うんですけども、一応あの一、私の方で気がついているところが何個かありまして、というのは、例えばですね、あの一、上島町地域公共交通会議っていうのと上島町交通体系検討協議会というのがあって、これって中身が結構似ているんですね。こうい

うのはやっぱりもう一つにするような条例にまあ、変えた方が良くないかなというのと。あとあの一、教育課の担当になると思うんですけど、このスクールガードリーダーとスクールソーシャルワーカーとハートなんでも相談員というのがいるんですけども、その設置要綱が、スクールガードリーダーはホームページにあるんですよ。でも、あとはないんです。で、そういうのもね、あの一、ちょっとこう一覧表にしてみると結局すごくたくさん協議会何かがあって、だけど、この赤で書いているところかは要綱がホームページにない。だから、どうやって決まったのか、決まっているのか調べて分からない。

で、16年に制定された条例は、ずっと中を読んで見ると、「あっ、こんなんがあったんだ」というようなんがあって、本当にやっているんかなというのが結構まだありました。で、あまりね、私も全部が全部分かるわけではないので、それをやられているのか、やられていないのか非常に微妙なんですけども、まあ、そういうものがあったり、あと今、予算書ありますよねえ。予算書で見ていると、今年度ですね、委託で公共施設等の総合計画の策定をたぶんしていると思うんですよ。でも、あり方検討協議会の費用は予算を計上されて、ちょっと私が見た限りは分からなくて、だからこの協議会も全部が必要なのか。で、その中身もその人員とかもそれであっているのか、というところまで出来れば見直しをしていただけると、もっとスリムな行政運営が出来るのかなというふうに今回思いましたので、またぜひ見直しで見てください。以上です。

そしたら、2つ目の質問の方に行きます。

「地方創生の補助金を活用して進めている事業の経過はどのようになっているでしょうか？」という質問です。

鳴物入りで始まった地方創生の事業ですが、わが上島町では平成27年度一般会計補正予算(第5号)において、「次世代型まちづくり事業」と「観光立町・瀬戸のゆめしま「kamijima」創生プロジェクト事業」の予算が確保され、今年度中に事業が完成するはずですが、未だに達成状況が議会に報告されず、どのようになっているのか全く分かりません。

「次世代型まちづくり事業」については、ワンストップ型コールセンターができ、生活の困りごとが相談できるという話だったと思います。

「観光立町・瀬戸のゆめしま「kamijima」創生プロジェクト事業」については、観光振興計画の策定、歴史的風致形成推進計画の策定、民泊事業の立上げ及び拠点施設整備、歴史資料のデータベース化という説明だったと思います。

そこで質問します。この2つの事業の経過と今後の方向性や見通しについてご説明をお願いします。

**○(村上 和志 副町長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、村上副町長。

(村上副町長、登壇)

大西議員にお答えいたします。

1つ目の「次世代型まちづくり事業」についてご説明いたします。

まず事業の経過ですが、4月にまちづくり協議会の発足準備にとりかかり、商工会等町内の半公共的団体の長に事業の説明をし、実行部隊となりうる若手を中心とした協議会理事を

推薦していただきました。

6月には、その理事により最初のまちづくり協議会理事会を開催し、会長等役員選出、規約や今後の事業の説明を行いました。同じ6月に事務局スタッフの募集を開始し、7月に正職員1名を採用しております。

9月には、住民アンケート調査協力者の募集を開始し、9月から11月に世帯を訪問して回答をいただいております。同じ9月にコールセンター機能付きのマッチングシステムの製作や通販機能を持ったホームページの作成業務を開始いたしました。

11月には、事務局スタッフとしてパート職員1名を採用しております。

今年に入って1月には、理事会を開催し、アンケート集計結果報告等事業の中間報告を行っております。

2月からは、住民を対象としたアンケート結果の報告会並びに事業の説明会を各地区で合計9回開催しております。

その他には、愛知県名古屋市で行われた「愛媛フェア」に上島町内の商店の出店代行を行い、塩・車海老・かみりんグッズの代行販売を行いました。

以上が、まちづくり協議会から聞き取った今までの経過でございます。

なお、当初計画では、コールセンターの本稼働を11月としておりましたが、事務局スタッフの応募がなかなか集まらず、事務局の体制が整わなかったことが事業全体の計画を遅らせてしまう要因となっております。

今後の方向性や見通しについて、協議会では、「通販機能のあるホームページが2月28日公開、コールセンター機能付きのマッチングシステムは3月上旬には完成する見通しが立ったので、この土台を基に今後は、この認知度を高めていき、サービスをする人、そしてサービスを受ける人、それぞれ会員を増やしていき、安定した運営が出来るよう更に努力していきたい」とのことでした。

上島町におきまして初めての取り組みですので、なかなか計画どおりには進んではおりませんが、役場としては、高齢者の見守りやシルバー人材の活用、事業所や商店の活性化につながる事業であることは間違いのないと思っておりますので、今後も引き続き動向を注視したいと考えております。

2つ目の「観光立町・瀬戸のゆめしま「kamijima」創生プロジェクト事業」についてご説明いたします。

観光振興計画の策定につきましては、3月末までに完成予定です。上島町が有する様々な地域資源の中から観光価値の高い資源を活用し、地域住民と観光客との交流が生まれ、育つような「交流・滞在型のツーリズム体験メニューを開発し、提供する商品・サービスのプログラムの魅力だけでなく、インストラクターやガイド等の魅力が最大の売りとなるようなツーリズム体系を構築していくことをメインとした計画で、4月に上島町ホームページで閲覧可能です。

歴史的風致形成推進計画の策定につきましても、3月末までに完成予定です。

岩城地区と上弓削地区の街並み保存をメインとして、上島町の地域資源を最大限活用することにより、町外からの観光客を呼び込むことを第一として、歴史的建物保存、経済効果、

雇用創出を伴いつつ、定住移住促進の動機づけとする計画で、4月に上島町ホームページで閲覧可能です。

民泊事業の立ち上げや体験プログラムの開発及び拠点施設整備につきましては、滞在型観光推進事業として弓削総合支所の近くの空き店舗を借り上げ、交流拠点として整備が完成したところであり、体験プログラムの冊子を完成させ、民泊の受け入れ体制も整備中です。拠点施設は、4月にオープンする予定です。

歴史資料のデータベース化につきましては、上島町デジタルアーカイブ事業として委託し、3月完了予定です。約1,300点の民俗資料をデータベース化、また岩城郷土館の資料、昔の地域写真や映像なども収納しています。

4月から、上島町ホームページからどなたでも閲覧できます。今後は、随時資料の追加を行い、システムの充実を図っていきます。以上です。よろしくお願いたします。

(村上副町長、降壇)

**○(4番・大西 幸江 議員)** (挙手) はい。

**○(濱田 高嘉 議長)** 大西議員。

**○(4番・大西 幸江 議員)**

ええー、事業はまあ初めてのことで、どんどん事業計画が遅れたりとか、それでも進んで来ていて、で、この段階になっていると思うんですけども、あの一、この「次世代型まちづくり事業」に関して、まず言うと、私説明会にも行ったんです。で、まあアンケートの内容の報告とか事業説明という事だったんですけども、あの一、協議会の理事の方は1人もいらっじゃっていませんでした。で、協議会が主体でやっているはずなのに理事が1人も説明会に来ていない状況で、当然役所が費用を出しているのに役所の方も説明側には誰も来ていない。で、まあ、これって補助事業だったのかなあっていう感じのことになっていて、まあ、やること自体はね、良いことやっていると思うんですよ。だから協力したいなあと思って私も説明を聞きに行ったんです。なんだけど、そのあり様ですよ。で、事業が遅れたのは、事務局員が見つからなかったということなんで、まあ、それも仕方がないのかなあと思いますけども、あの一、やっぱり事業を立ち上げるということで始めたんだったら、やっぱり町ももっと協力的にやっ行って行かないと、「やっ行ってね」というだけじゃ前に進んで行かないと思うんです。で、この理事会とか協議会ですかね、これに役所の方がどういうふうに関わっていたのかっていうのが、まあ一つ疑問に思うし、実際、協議会が、これは本当に音頭を執っているのかっていうのがすごく疑問です。

で、観光立町の方は、これほとんどが委託業務で、コンサルさんが入っている仕事なんですよね。で、その割にはまあ3月末とか、4月スタートちょっと遅いかなあという感じがするのが1つと、それと民泊事業の立ち上げなんですけども、これ、昨日説明会をやったんじゃないんですか、拠点で。これね、たまたま、ちょっと聞いて何かこんなパンフレットも出来ているって聞いたんですよ。でも、私たち初めて聞いたんです今日。何の説明も議会にはなくて、その新聞とかね、報道の方とか、あと住民の方の方が先に知っていて、全然、その間のね説明がないんですね。で、民泊事業の予算という、補助金を今度繰り越しで確か上がっていたと思います。まあ、それ自体はまあしょうがないかなあと思いますけど、あの

一、補助金を計上するとき、去年の6月の議会だったと思うんですが、今、民泊事業16件っていうふうに説明されていて、手を挙げてくれてますと。私、民泊もできるなら私が手伝うことがあるかなあと思って説明会を聞きに行ったんですけども、その説明会があった時点で20件と。で、それが確か1月の終わりだったか2月の初めだったかと思うんですよ。結局4件しか増えていない。こういう事業の進め方が、まずどうなのか。議会の方には何も説明がないのに、メディアとかホームページが先走って進んで行くというのはどういう情報の出し方なのか、その辺の方向性を教えていただきたいんですけども。

○(杉田 和房 企画政策課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田企画政策課長。

○(杉田 和房 企画政策課長)

私の方からまちづくり協議会のことをちょっと答弁いたします。

まず、説明会に理事が来なかった点については、協議会の方が申し訳なかったと反省の弁ということで聞いております。

あと役場の関わりなんですけども、役場が入りますと、どうしてもスピードが鈍くなりますので、ええー、事業実施に関してはあまり口に出さないようにしております。ただし、お金の管理については、特に今回国の交付金を活用しておりますので、将来的には、会計検査員の検査対象になることは間違いないので、支出する場合には事前の相談を受けるなどお金の使途については厳しくチェックしております。以上でございます。

○(森本 英隆 産業振興課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、森本産業振興課長。

○(森本 英隆 産業振興課長)

はい、観光の方ですね、そちらの方でございますが、まず民泊等ですね、受け入れ体制等の事なんですけども、現在ですね、27件の見通しが立っておりますので、今後ですね、30件を目指してですね、目標にしてですね、現在、頑張っているところでございます。

ええー、そしてあの一昨日ですね、拠点施設の整備の方がですね、ほぼ完了いたしまして、昨日ですね、これはまず発足と言いますか、交流会を始めてですね、今後民泊等々を始める方についてですね、一応お集りいただいて、今後の方向性等についてですね、交流会をまず人のつながりをですね、大切にしようということで準備をしているところでございまして、まだ成立したわけではございません。今後、4月以降に向けて今後体制を整備していくということでしております。以上です。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

今、メディアとかに先に情報を出してしまうことについてのご答弁がないんですけども。

○(宮 脇 馨 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮 脇 馨 議員)

今、担当の方から説明がありましたように、実際の作業自体にですね、中身の方はこうい

った形で決めて行く過程です、どの時点で議会の方にどういう内容を提供していくべきかというのは難しい部分がありまして、これを見ていただかないとわからない部分というか、その電子データ等もありましてですね、なかなかこういう情報内容ですという、固まった部分という提示し難いのはご理解いただきたいと思うんですが。

ええー、それで今回のように2件とも、2件ともと言いますか、1件はそういった、外に、住民の方に団体を作っただいて、それで進めてもらう、まあ、民意を作り上げていく、そういった手間のかかる作業になりまして、そういった中でいろんなことをこう進めて行く中で、なかなかあの一、これだという決定ですかね。そういった意志決定はし難いのは常でありまして、それをいかに理解を求めながらその一前に出していくか。そういったことになろうかと思しますので、なかなかこれだというのを皆さんにお示ししづらいところもありますので、その辺のところはご理解をお願いしたいと思います。

それから、議論の進め方につきましてもですね、どういうふうな格好で議論を進めて行ったら良いのかという組織は作る部分、その点から始まっているという認識を私どもの方もしておりまして、これがじゃあ、どの程度機能的に動くのかというのもありまして、ただ上島町の中です、例えば、今、既存の団体がいろいろありますけど、そういった団体についてもですね、じゃあ、意思決定はどうなっているのか。

まあ、今回のようにその一、充て職の方が相当数おられます。そういった方で本当に良かったのかというのをございます。しかし、今回の場合は、それを見越してこういうことでやったらこうなるんだと一つのパターンとしてですね、まあ、これをじゃどう変えていったら良いのか、一つの実績として捉えていただきたいと思えます。我々は今までのパターンとしては「町がやったら良いんだ」というふうな考えが多かったんじゃないかと思えますので、逆に今回のご指摘のようにですね、「こういうやり方だとこうなってしまうんでちょっと不味いんじゃないか」と。「じゃあ、どうすれば良いんだ」とそういう委員構成から含めまして、次の立ち上げに関しては、皆さんに立ち上げる段階でご相談をさしていただけるようにですね、持って参りたいと思えます。

その中で、じゃあ皆さんの意見がどこで入ったら良いのか、どういうふうな形でそれを検証しながらより良い物に作り変えていくのか。そこのところですね、本当にやっている方もですね、悩んでおりまして、これをどういうふうに変えて行ったら良いのかという事をですね、議会の皆さん等々ですね、協議しながらやって行けるのが一番良いとは思っていますが、その辺のやり方等々ですね、まだ十分に出来ていないことが多々あると思えますので、これから先の課題として、今回のご指摘については、受け止めておりますので、今回の情報提供の時期とかですね、そういったことについては、まあ、補助事業もありますので、3月いっぱいまでには上げて行くという、そういった成果の出し方と言いますかね、そういう物がありますので、まあ4月以降のオープンというか、ホームページ等の閲覧という事になってしまいますが、その辺の事はご容赦願いたいと思えます。よろしくお願ひします。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

町長がすごく一生懸命前向きに取り組まれているので、まあ今後は変わって行くんだと思うんですけども、さっき課長が仰ったように「役所が入るとスピードが遅くなる」ということにはならないようにお仕事を進めていただきたいと思います。やっぱ役所はそれを専門にやっているわけじゃないですか。協議会の人たちは別に仕事を持っていて、その協議会に入っているんですよ。そしたら、当然役所も他の仕事はしていると思うんですけども、一応その道のプロなので役所が入ったら、さらにスピードアップして仕事が出来るといようにご説明していただければと思います。

それと、メディアに関して言うとまあ、これもそうなんですけども、他にも私たちが知らないのに先に情報が出てしまうということがたくさんあるので、出来れば早い段階で情報を提供していただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

(大西議員、降壇)

**○(濱田 高嘉 議長)**

これで、大西議員の質問を終わります

ただ今から約10分間、9時43分まで休憩いたします。

( 休 憩 : 午前9:33 ~ 午前9時43分 )

**○(濱田 高嘉 議長)**

それでは一般質問を続けます。続いて、寺下議員の質問を許します。

(寺下議員、登壇)

**○(6番・寺下 満憲 議員)**

ええー6番議員・寺下 満憲です。議長の方から一般質問の許可が出ましたので、これから住民と日本共産党を代表いたしまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

1問目といたしまして「しょうもんち」、いわゆる現代においては、調整池の管理状況を示せということで伺ってまいりたいと思います。

町内には、先人たちが新開農地や水田地ここに「しょうもんち」、いわゆる汐溜を造り、海水の潮満時期と降雨も伴うときに、雨により零メートル地帯が浸水することを防ぐための唯一の道具として造っておりました。近代社会においても現存し、その役割を果たして今日います。

しかしながら、近年においては、スコール的な集中的な豪雨に見舞われたり、地域環境の変化、地域環境においても住宅地の増加により地域の雨水の流れが変化をしてまいり、それによって、家屋の浸水する状況等が生じているのが今日ではなかろうかと思えます。そこで、行政サイドは、どこまでこのような状況を把握しながら今日どのような管理方法と対策をとっているのか、このことについて答弁を求めます。

**○(越智 康浩 産業建設部長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、越智産業建設部長。

(越智産業建設部長、登壇)

**○(越智 康浩 産業建設部長)**

寺下議員のご質問にお答えいたします。

町内の汐溜いわゆる遊水地については、生名地区12か所、弓削地区3か所、岩城地区9か所の計24か所があることを確認しています。

汐溜は、その性質上、利害関係のある地区住民で造られ、管理されてきた経緯がございます。所有者も町、共有、個人とさまざまです。

維持、管理については、通常清掃等は地区清掃で所在地区や個人にて行っていただき、それでも手に負えない場合は行政が実施したところもございます。

過去、町有施設において、大規模な改修や修繕は、町所有においては底張りを実施したり、付属施設である樋門の修繕を実施しています。

しかし、合併以後、汐溜を新たに改修したところはなく、今後の管理、対策については、通常清掃等はこれまでどおり、地区や個人にお願いし、負担が大きいようであれば行政が行うといった方法をとりたいと思っております。

また、大規模改修や修繕が必要な場合は、町所有の施設は実施可能ですが、共有、個人所有の施設については現在のところ対策は難しいと思っております。よろしく申し上げます。

(越智産業建設部長、降壇)

**○(6番・寺下 満憲 議員)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、寺下議員。

**○(6番・寺下 満憲 議員)**

はい、ただ今部長の方から答弁をいただいたわけではありますが、ええー、汐溜等々は、共有地、この共有地の取り扱いの難しさを大変実感しているのは私もそのとおりではありますが、しかしながら今日まで地域においての清掃活動等々で対応してまいりましたが、しかし、何分地域においての高齢化が進み、その対策が困難な状況が生まれておるわけなんです。ええー、お話は聞き漏れていることと思っておりますが、先般、議会は、地域住民の方々と意見の交換をする場を設けたわけでありまして、この中において維持・管理の問題が出されたわけなんです。

ええー、具体的に言いますと「恵生地区の入れ川」ここは昨年も私どもの地区でありますから地域清掃において、へドロ等々を除去したわけでありまして、そうした中においても、やはり若い人たちの力が必要なわけではあります、若い人が少ない中において困難を極めており、その地域の方が、「行政相談の方にも赴いて相談を何度かしたけれども、その結果報告すらいただけていない」、このような苦言も呈しておったわけでありまして。

ええー、生名地区においても12か所あるわけでありまして、たちまち管理をしているところが、先ほどの「恵生地区」と「大江地区」と「深浦地区」にあるわけでありまして、弓削の地域を見ますと排水ポンプ等が設置され、管理委託料等々が出されておるんですね、そうした中で合併以来何ら取り組んでいないという事でありまして、これからの時代、ええー、これだけの集中的な雨水が出るような時代に入っているわけでありまして、その対策を講じていかないと地域住民だけによる対策は取れない。このように思うんですが、改めてどのように今後考えて行かれるおつもりでしょうか。

**○(宮脇 馨 町長)** (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、ただ今の質問は本当に上島町として、深刻な問題だと受け止めております。

ご承知のとおり、汐溜、汐遊びですね、ここはあの、現在の気象条件の変化に伴いですね、相当な危険等が予測されております。ただ、あの一、これから先の展開の事なんですけど、生名地区は本当にあの一、高さの低いところ、本当に厳しい状況のところ、家が、家屋が密集している部分が多々ありまして、その他のところでもですね、実際にポンプが付いていないのにそういった場所等あります。で、その辺のそれぞれの箇所ごとの対応と言いますかね、その条件がそれぞれ変わっておりますので、変化ありますし、臨機応変というか箇所ごとに対応せざるを得ないのではないかと考えております。ただ、生名の大きいところのそのポンプですね、そういった施設の設置等につきましてはですね、当然ランニングコストとしてのその動力電源等ですね、その動力電源のそのポンプの管理等もですね、すごい大きな重責と言いますか、そういったものが必要になってきてまして、管理体制の事もですね、地元としてどうあるべきか、町とどうやって一緒にやって行くかというそういったことも出てきます。

まあ、先ほどの答えの中にもありましたように、元々がその共有地みたいなそういう法律的な部分があってやり難いところがいっぱいあったんですが、本当に寺下議員の仰られるとおり、その一、そのままでは放っておけない部分というのがこれから想定されますので、この箇所別に見てですね、後ろが農地でまだその冠水しても、ある程度まだこらえられる部分がそういうところについてはどうしても後回しになってしまうかも知れませんが、人家が密集地でそれで当然被害が拡がりそうな想定部分ですね、その辺についてはですね、どういう対策をとるかというのを地元として、地元と一緒にですね、考えざるを得ないというそういうところに来ているのではないかと思います。ただ、この件に関しましてはですね、前面の施設が、海岸保全施設に大抵なっております、これは当然、国の方の所管になります。農林海岸であったり、建設海岸であったりですね、まあ港湾海岸、漁港海岸とかいろいろそちらの方だとこちらの管理になるんですけども、そういった所管ごとに違う部分もあつたりして、海岸施設とある意味その連動した対策も要求されます。

そういったこともありますので、一筋縄というか、同じような対応はかなり難しくなってくると思いますが、たちまち急ぐというか、もう緊急事態が以前にですね、発生事例が多々あって、こうなっていると、そういったところはですね、じゃあ、どういうふうに改良して行けば一番良いのか、まあ一番その手っ取り早いのはポンプを付けて、そのやれば良いという話になるかも知れませんが、ご承知のとおり、生名のポンプ場、あれがどれだけかかっているかという話になるんですけど、それについてはですね、巨大な投資等も必要になりますので、町としてもですね、そこまで一気にやれるかという話になりますので、まあ、個々の事例を検証しながらですね、出来るだけ早急に対策を検討していくべきだと、そういう時期に来ているとは認識しております。また、これはですね、こういう答弁をすると一気にこの箇所数の方から持ち上がってくる、相談が持ち上がってくるのではないかと思いますけど、まあ全部が全部応えきれないという現状の中から優先順位を決めさせていただきながら対応していかざるを得ないんじゃないかという気はしております。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

あの一、町長ご丁寧に答弁はいただけるのは結構なんですけど、少し長すぎるんでね。その点をちょっと考えていただきたいと思います。

ええー、私がこの質問をいたしましてからは、担当課なり、町長なり現場を確認に行かれましたか。行きました。(町長「はい」) ええー、まあ、現場に行かれたそうで、先ほどの答弁からいたしますと、まあ、町長自体ご理解を賜うとることを受け取れるわけなんですけども、先ほどから言われとる「大江」の汐溜りにいたしましても、このように葉が生え茂って、もうどれだけの貯水能力を持つとるのかすら計り知れないような状況であったり、「深浦地区」のいわゆる立石港のところのポンプ場の設置されているところにおきましても、なかなか、ドレンが置いていますけども、浮遊物がたくさん流れ込んでいる状況であります。

そして、「恵生地区」の入れ川にしてもヘドロが上からの土等々の流れ込みによりまして、草が生えたりするような状況であり、なかなか町長が言われるように地域の方たちがやっていくことが一番理想的であるわけでありまして、人力によることがなかなか不可能な状況に置かれているので、そういった点を踏まえながら少しでも1ヶ所ずつでも改善して行くように努めていただきたい。

先ほどから言われている県の海岸であれば、いわゆる水門が設置されていますね。その水門管理もたぶん県の所有物であるから、県の管理下にあると思われましてけれども、えっ、町の方ですか。…答弁いただいて、そういった点も含めまして、日常的な点検管理をスムーズにする体制づくりをね、して行かないと「立石地区」においてのポンプ場が設置されていても日常管理されていなかったら、今日においてもポンプが据わっているけれども、昨年浸水した例もありますしね。やっぱりそういった面においては、住民の生活を脅かしたり浸水することによって病気が発生したり、そんなことも防いでいくのも行政の大きな役割でありますね。

そういったことも踏まえて最後の答弁をいただいて終わりたいと思いますが、できるだけ管理対策方法を指し示していただきたいと思います。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

先ほどご指摘がありましたように「樋門」の管理自体はですね、本当に「樋門」を製作するのは海岸管理者の方がしている場合がほとんどだと思いますが、管理の方はその汐溜りの所有者の方がやるという、そういった申し合わせになっているのではないかと考えております。それちょっと私の方の認識なんですけど、確認はしておりません。ただ、先ほど言われましたように、このゴミ等ですね、樋門の管理に関しては、本当に高齢者の方には相当厳しいものがあります。それについて、それぞれの箇所ごとにですね、これから先どういう体制でやって行くか、そういうことをきっちりと相談させていただきたいと思います。その中で出来る

ところは、地元の方で出来るだけやっていただけるように、どうしても出来ないところについては何らかの方法対策を早急に立てないと、まあ、たちまち梅雨時期等にですね台風も来ますし、高潮も来ます。そういったことに対応するためにもですね、ぜひ、そういうことでやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。（寺下議員「ええー、担当課の方からはありませんか」）

○(荒井 健 建設課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、荒井建設課長。

○(荒井 健 建設課長)

海岸の樋門につきましては、県の所有物であって、通常の維持管理については、町の方に委託を受けているような状態でございます。ですので、寺下議員の言われたとおり、通常の維持管理については町の方で作動確認、あるいは閉鎖物の詰まっているものがないかどうか確認等は随時行っております。今後もですね、そういう維持管理も含めてポンプ場の作動も含めてなんですけれども、適正な維持管理を図りまして浸水被害等がないように実施していきたいと思っております。

またあの一、異常気象等が予想される場合にはですね、消防団や役場職員連携のもとにパトロールを行いながら浸水被害が起こらないよう対処して行くつもりでございますのでよろしくお願いいたします。

(寺下議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで、寺下議員の質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、村上議員の質問を許します。

(村上議員、登壇)

○(1番・村上要二郎 議員)

議席番号1番・村上要二郎です。よろしくお願い致します。

ええー、交通体系への取り組みについてお伺いします。

本日の行政報告において、町長より今後の取り組みについて報告がありましたが、先に提出した一般質問の通告書に基づいて質問いたします。

昨年12月定例議会において、同僚議員からの質問に対し、「生名公営渡船の運航形態については、元の生名村が運営していた状況に一旦戻すべきだと思っている」という宮脇町長の回答でした。

12月の定例議会行政報告でも「それを利用する乗客、利用者、通勤、それから通院、買い物、そういったジャンル別の利用者、それぞれの分野別の協議機関を設け、その中から出てきた意見を統括、連係、そういった形での集約を図る。そして、交通体系を組み立てて行く。そういうことを目指して、組織を立ち上げたいと思っております。これは、年が変わったら早々にそういう組織づくりに入って行きたいと思っております」と表明しました。

また、同僚議員からの質問に対しても、「交通体系全般に渡りましては、全体と分野別の

協議の場を早急に立ち上げたいと考えております」と回答しています。

生名公営渡船については、旧生名村直営であった経営体制時には赤字が続いておりましたが、合併後、民間委託などの導入により、「単年度収支」がプラスに転換したことは決算数字のとおりです。

しかし、現在でも新たな船を建造する必要性から、「長期的には赤字」であり更なる資金積立と経費節約を図らなくてはなりません。また、岩城橋開通により、黒字が増加した場合は、民間へ経営権を渡すことも視野に入れた施策が考えられます。

私は、上島町民にとって重要である、公共的交通などの重要案件については、生名地区だけではなく、上島町全体の公共交通を協議する会を立ち上げるなど、多くの町民の意見を反映させ、持続可能な施策とすることが重要であると考えます。

また、行財政改革として、他の自治体においても窓口業務を民間に委託するなど、出来る限り公務員の業務を軽減させると共に、経費の節約に努めているのが世の中の情勢です。

宮脇町長は、公約でもある交通体系について、特に生名公営渡船につきましては、昨年12月定例議会一般質問において「生名の75歳以上の乗船運賃無料化は大至急行う」との回答がありました。同じ公営航路である魚島について、運賃無料化は行わないのか。また、岩城地区につきましても民間航路ではありますが、公平性を保つために、民間航路での無料化も行うのか。

生名地区だけではなく、町民全体を対象とした施策が必要となります。町民方々の利便性を上げるのは重要な課題ではありますが、同時に予算の確保も必要となります。どのような対応をとるつもりなのか、お伺いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

村上要二郎議員のご質問にお答えします。

まず最初にですね、この公共交通の体系について議論する場を早急に設けたいというお約束でしたが、これから説明する事情いろいろありまして、そのためにちょっと遅くなってしまったことを皆さんにお詫びしたいと思います。

それからですね、その理由としまして先ほどご質問の中にありました、75歳以上の無料化という案件であります。これにつきましてはですね、当初から説明させていただいておりましたね、「生名の公営渡船の料金値上げのときに、そのときに値上げをするのであれば、黒字になったら元に戻してください」とそれは最初からの約束でありましたので、それを早急に実現したいと。そういう思いがありましたので、そういう公約を掲げて尚且つそれを早急に実現しようと考えてまいりました。

しかし、このことに関してですね、実際に予算体系等ですね点検して行く中で、職員の方からですね、先ほど村上議員が言われたとおり、例えば魚島をどうするか、岩城をどうするか、他の航路はどうするか。じゃあ、他の乗り物はどうするのか、当然そういう話が出てきます。その時に、将来的にわたって岩城橋開通のことも睨んで動かなければならないという

のもあったり、当然全体的として75歳以上の交通弱者に対してどういう施策を打つか。それとの整合性が当然出てきます。ここで、これは将来的に福祉政策として交通弱者対策として出さざるを得ないのではないかと。そうした場合にじゃあ、予算措置はどうなるのか、既に当初予算、こういった案を出ささせていただいておりますが、この予算措置の対応としてまだ早急に出来るという体制ではなかったものですから、これはじゃあ、もう少し研究して検討しながらまとめないと難しいのではないかとということで遅くなってしまいました。

それから、先ほどの中にありました、「この生名渡船をどうするか」という話なんですが、これはですね基本的に、私は生名公営渡船は将来的に岩城橋開通も含んだ上で、これは上島町と本道がつながる町道だという認識に立つべきだと考えております。これは町道という認識の中で町が責任をもって管理して行くと。こういう方策が必要ではないかと思っております。そのために「一元管理をした方が良さだろう」と。で、その「一元管理の方法をどうするか」とそういう考え方で臨みたいと考えています。

それからあと、こういった場合にですね、いろんな「役場の職員がやっているからコストが高くつく」、こういう「発想は私は取りたくない」というか、「取るべきではない」と考えております。公務員というのは、確かに法律に縛られた部分があって、その動きとしてはですね、重たい部分はありますけれども、その規則とか運用とかですね、そういった面を変えていくことによってもっとスリムに動けるはずだと考えております。

これは今までのやり方からどうやって脱却するか、そういった方法論であってですね、公務員がやっているから、その経費が膨らむんだというそういう発想を採るべきではないと考えておりますので、そういうふうにとんどん経費は抑えて作業能率、それから、いろんな意味での利便性、そういったことは変えて行けると信じておりますので、職員と一丸となって、そういうことは取り組んでいきたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(1番・村上要二郎 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上議員。

○(1番・村上要二郎 議員)

あの一現状の、先ほど町長が言われたんですが、生名村の旧経営体制のことですが、現状の経費の比較にした場合ですね、ちょっと表を作って来たんですが、経費の比較になります。旧生名村の経営状態に戻した場合にですが、この資料が示すとおり、現在は約1,000万円の黒字となっております。旧生名村の経営状態に戻した場合、約2,000万円の赤字となり、直営よりも現状維持で民間委託した方が経費は安くなります。また、直営にすることにより、委託業者の主船・予備船が不可能となった場合、新たに建造船する費用が発生し、船舶検査料や船舶保険料等の維持管理費も2隻分必要となることから経費が増額することが考えられます。

また、昨年12月一般質問において、宮脇町長から「町営バスを福祉バスへ運行切り替えによるバス無料化について、大至急行う」という回答がありました。このことについても何ですが、ちょっと資料を作ってきましたが、この資料が示すとおり、現在は1,100万円

の赤字で運行しております。福祉バスに移行した場合、特別交付税の対象外になり、約5,100万円の赤字となります。ええー、町長が言われる協議会について、町民の利便性を最優先に考える必要性はありますが、岩城橋開通における人口流出問題を同時に考える必要あり、町内関係者だけではなく、愛媛県職員などの意見も取り入れる必要があると思います。それらを含めてですね、どのようなお考えでおられるかお伺いします。よろしくお願ひいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

先ほどの村上議員のその資料については、数字等ですね、どのような構成から算出されたのか、ちょっと私の方でちょっと把握してないんですが、生名の渡船についてはですね、黒字になったのは、利用数が増えた部分が主な要因だと私は認識しております。(「そのとおりじゃ」の声あり) あの一、これから先ですね、岩城橋が開通すると、もっと利用客が増えると。これは赤字体制とかそういう話ではなくてですね、当然利用客が増えることによって経営環境は好転しますからそれは明らかだと思います。これに対して、先ほど言った新造船の積立てとかですね、そちらの無料化の方とかそういったコストをどこまで認めていただけるかと、そういったことはしっかりと皆さんに問いかけですね、そのデータ等ですね、示していきたい、相談させていただきたいと思います。ええーただ、今の現状では、いきな公営渡船は黒字は維持出来ると思っております。

で、これから先、便数を増やすために人間を抱えると、職員を抱える、そのことによって経営状況は厳しくなるというのは、それは承知しております。ですから、どういう体制でやって行くかというのは、先ほども申しましたとおり、公務員をどう使うか、どういう形態で雇用するか、どういう運用をするかといったところにさしかえって経営環境を精査するしかないんじゃないかと思っております。

それから福祉バスなんですが、こちらの方も今よりは赤字が膨らむ交付税措置が出来なくなる。そういうことは十分承知しております。ただ、この先団塊の世代を含め交通弱者の方が増え、この方たちが事故を起こして、そのままどうですかね、本当に動けなくなるのを座して待つんのかと。そのことは皆さんはどのようにお考えなんでしょうか。その一、このままではですね、本当に大変厳しい状況になると思っております。今日、当初にありました土居議員の「オンデマンド交通」とかですね、いろんなパターンが確かにあるのは分かります。この時にどういうパターンが一番良いのかという事で、先ほど言いました75歳以上の無償化も含めてですね、どういうパターンにするかというのを考えあぐねておまして、早急な福祉バスの運行をちょっと躊躇しとったわけなんです、今のところ何点か試算を出しております。で、その中で月当りのその運用料金、運用経費この辺がですね、予想以上に大きかったものですから、これから先どうやったらこれを乗り越えて行くべきか、どういう対応すべきか、そこら辺も含めてですね、改めて何本か絞ってですね、また皆さんと相談しながらやっていけたらと思っております。以上です。

○(1番・村上要二郎 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上議員。

○(1 番・村上要二郎 議員)

先ほどの町長のご回答でもあったようにですね、いろいろ比較等今後必要だと思います。今後はですね、交通体系に関することは、町長の意見だけではなくてですね、広く全体からですね意見を聴取してですね、今後進めて行ってもらえたらと思います。よろしく願いいたします。以上です。

(村上議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで、村上議員の質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、池本 光章議員の質問を許します。

(池本 光章議員、登壇)

○(3番・池本 光章 議員)

議席番号3番、池本 光章です。よろしくお願い申し上げます。

私の方から3点、質問させていただきます。

まず、第1点、今後のごみ処理の計画と環境問題についてお伺いします。内容についてちょっと説明いたします。

旧生名村においては、紙おむつ類以外はほとんど再利用していました。燃やさず環境に負荷をなるべくかけない廃棄物処理を実施していました。例えば、生ごみ、廃木材は土壌改良剤に、廃油、プラスチック類、衣類等は燃料化して再利用していました。合併前には、担当者レベルでは生ごみ等は生名に搬入、燃やさないと処理できない物は弓削に搬入、そうしようということでありましたが、実現できませんでした。実現できなかった理由は、はっきりしているのですが、今ここでのコメントはやめておきます。生名で稼働していた生ごみや廃木材の土壌改良剤化施設は、ある日突然に廃棄処分され、また、空き缶、プレス機が修繕できるにもかかわらず、修繕せず岩城島に搬入してプレスしているのです。いとも簡単に無駄な運搬費用が発生しています。

おかしいと思いませんか。なぜ、低コストで処理・再生できる生名リサイクルセンターを破棄してコストのかかる焼却処理をしたのか。なぜ高い運賃を出し、運搬して空き缶プレス処理をしなければならないのか。おかしいことづくめです。今、弓削で稼働している焼却炉も築十数年を経過しておりますが、80%以上が水分である生ゴミ類を燃やさないだけでも、かなり延命化は図れます。燃やさないごみ処理方式について再考の考えはあるのか。

また、旧生名村で策定していた地域新エネルギービジョンについての報告書があります。こういったものなんです、生名村地域新エネルギービジョン報告書、ほんで、これに伴って生名村で生ごみ等を、廃木材を堆肥化していた、その施設での70度から上がる熱量の再利用と、発生するメタンガス等の利用についてのバイオマスエネルギーによる地産地消型の施設の報告書も作成しました。こういった物が存在している訳ではありますが、また、巷では、民間サイドでの太陽光発電の利用がかなり普及してきております。行政サイドとして、公共

施設や道路管理への取り組みとして、新エネルギービジョンの事業計画を見直す予定はないか。以上、2点についてお伺いいたします。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

(村上副町長、登壇)

○(村上 和志 副町長)

池本 光章議員にお答えいたします。

旧生名村のときに実施していたごみ処理方式は、今以上に細かく分別して収集・処理する方法をとっていました。

その後、合併協議会での確認事項により、ごみの分別・収集・処理について一元化に向けて見直しを行い、現在、燃やせるごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみに分けて収集・処理をしております。

今後のごみ処理計画につきましては、現在の分別収集区分等を継続する方針としておりますが、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法に基づき、天然資源の消費の抑制及びできる限りの環境負荷の低減など循環型社会の形成は重要でありますので、現在、資源化されていないごみの分別及び資源化処理を行う場合について、将来的課題として、調査研究を推進してまいりたいと考えております。

もう一つの旧生名村のときに策定していた、地域新エネルギービジョンについては、二酸化炭素排出対策等のため策定されていましたが、現在、上島町としての同様な計画は策定しておりません。また、現時点では見直しや制定の予定はありません。ただし、個々の環境対策事業といたしまして、外灯LED化、太陽光発電設備費補助などを行っております。将来的に、新エネルギーに関するビジョン等の策定が必要となった場合は、旧生名村のときに策定した地域新エネルギービジョンを参考にいたしたいと考えております。以上です。よろしくお願ひいたします。

(村上副町長、降壇)

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、ご回答ありがとうございます。

ええーと、だいたい予想どおりの回答なんですけど、まあ、この環境問題については、大変難しいものがあって、携わった者でないと、なかなか理解できにくいという面が多々あって、先に向いて進むのは大変難しいことだとは考えております。私も、このリサイクルセンターいきな、燃やさない方式に取り組むのに8年かかりました。ほで、この地域新エネルギービジョン、これを策定するのに3年かかりました。ただ、こういった基礎がもう既にあるんです。そういった年数をかけなくても十分に築いてきた技術のノウハウを生かせる状態ではあるかと思ひます。できるだけ環境の負荷をかけないような、また、上島町からの発信にも十分つながると思ひます。旧生名村のときにも、問い合わせとか、いろいろ見学に来られた方もおられますし、その発信的な立場で物事を考えていただいたら取り組みやすいのではな

いかと考えます。このバイオマス関係のエネルギーなんですが、これもおそらく日本全国で島しょ部でこういった策定をしているのは、たぶんここだけなんで、十分発信の力はあると思いますので、今後十分ご検討願えたらと考えております。よろしく願いいたします。

それでは2番目ですが、2番目はええと、生名の公民館の解体等についての関係各団体との協議についてお伺いしたいのですが、ちょっと説明いたします。

ゆげ海の駅舎が7千万から8千万円かけて建築されていますが、その中身はシャワー、洗濯機、乾燥機を配備するものです。シャワーは、松原海水浴場かフェスパに行けばあります。そこまで行ってもらってもそんなに大した距離ではなかるかと思えます。洗濯機や乾燥機を据えるのに新築の建屋が必要でしょうか。外からのお客様をもてなしたいという気持ちは分かります。しかしながら、施設の利用頻度も何も把握していないまま巨額の費用を投資してまで施工する必要がありますか。

生名地区においては、公民館が解体され、公民館を利用していた各団体は代替施設の計画もないまま役場の関係施設を併用して利用しなくてはならない現状です。現在、婦人会は、保健センターの厨房を利用させてもらっていますが、利用するたびに鍋・釜一式、離れた開発センターから持ち運びをしています。大変な労力です。通常、現役で利用されている施設が解体等される場合、その施設の必要性があった以上、代替の施設設置計画があつて当然のことと考えます。いきなりサイクルセンターの廃棄についても同様です。「弓削大谷の焼却処理場まで橋を2つ渡って持って行けばいいじゃないですか」、この一言で生名の保管施設もなくなりました。交通弱者対策が急がれている中、廃棄物の排出について、弱者の発生はないのでしょうか。外からのお客様には海の駅から上がったすぐのところにお金をかけて施設を用意する。地元の人たちには壊したら壊しっぱなし、やりっぱなしの対応のような気がしてなりません。どう思われますか。生名公民館の解体工事施工にあたって、公民館を利用していた関係各団体との今後の活動のあり方について、どの程度協議を行って解体の実施に至ったのか。その経緯をお伺いしたい。よろしく願いいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

池本議員にお願いいたします。質問が多岐に渡っていますので、質問のですねえ公民館、これに集中してお願いしたいと思えます。

**○(3番・池本 光章 議員)**

はい、分かりました。

**○(濱田 和保 教育長) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、濱田教育長。

(濱田教育長、登壇)

**○(濱田 和保 教育長)**

池本議員の公民館の解体についてお答えいたします。

公民館の解体については、公民館運営審議会、生名地区長及び利用者への説明会、利用者への個別説明、文化協会生名支部総会において説明し、耐震性に問題があり、安全性確保のため住民の方にご理解をいただき、解体を行ったと聞いております。

その説明会の中で、住民の方には、調理場等の機能を持った公民館の建築の要望をいただ

いております。えー、今現時点では、生名公民館の建築については回答はできませんが、今後、町としては、岩城橋の開通も踏まえ、公共施設のあり方について、町一体となった総合的判断の下、計画的な施設整備について検討して行きたいと思っております。

(濱田教育長、降壇)

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、ええー、今の回答をお聞きしますと、「解体する時点では何も計画はなかった」ということと解釈してよろしいのでしょうか。それとですね、今の回答聞かしても、あの一、保健センターの厨房を利用して、今の婦人会の方々は各イベントとか何か用があったときにはそこで調理等をしている訳なんですけど、土日、保健センターが閉庁している土日にも利用することがかなりあると思います。

そういった中において、保健センターも個人情報の密集されたところではあります。ただ、事務所、鍵がかけられておりますので、出入りは難しいものとなっていると思いますが、人間のすることですから何が起こるかも分かりません。そういった意味で、個人情報の漏えいの可能性も多々あるわけなんで、そういったところを「期間限定なしで、無期限で使ってください」、というような今回答だったと思います。ある程度、期間を区切っての使用を指導して行くということであればまだ納得できると思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○(田房 良和 生涯学習課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、田房生涯学習課長。

○(田房 良和 生涯学習課長)

はい、ええー、まず「取り壊す前に計画は何もなかったのか」というところなんですけど、まず生名公民館につきましては耐震性に非常に問題がありますねえ、住民の安全を守るために取り壊しを庁舎の改修も含めてですね、取り壊しを行っております。先ほど教育長が回答したようにですねえ、あの一、生名公民館につきましてはですねえ、弓削も各同類の会議室、生名開発センター等ありまして、その辺も踏まえてですねえ、今後のまた岩城橋の開通も踏まえて、今後のあり方について、町一体となった整備計画を考えて行きたいと思っております。住民の方につきましてはですねえ、また説明会等をしていただいてですねえ、代替え施設については、各使用団体と個別にですねえ、綿密に話をしまして、使用先を決めさせていただきます。

あとですねえ、個人情報の関係につきましてはですねえ、まず使用するのは地元の団体の方ですし、事務所も鍵もかかっておりますので、その辺はですねえ、地元の方ということで信頼して土日等利用していただいております。

今後、調理室等ご不便をかけておりますが、先ほども言いましたように総合的な判断の下、いろいろ検討して行きたいと思っております。以上です。

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

**○(3番・池本 光章 議員)**

はい、あの一、計画の期限を決めるというのは大変難しいと思われるのは十分分かったんですが、というのは無計画のまま、こういった事業が施工されるから、「次はこうした計画で各団体の方々にはご利用していただきます」という回答が出来ないんだと思うんですが、まあ、これ今言ってもしょうがないんで、とにかく今、仮の施設として鍋・釜一式あとの文化団体、生名の開発総合センターの方に用意していただいておりますけど、あの施設は冠婚葬祭、そういったことで使いますので、なかなかかち合うといろんな弊害も出てくると思います。出来れば1カ月でも早く、半年でも早く、そういった各団体等への施設の提供なり、何か考えをお示し願えたらと思います。終わります。ありがとうございました。

えーと、3つ目ですが、生名保育所屋根修繕工事施工にあたってコンサル業者と委託契約を交わし工事の発注を行おうとしておりますが、コンサル業務の委託について、その委託する理由を考えてみますと、何かしら追及を受けた場合の対策として、といった安易な考えが体質の根底にあるように思われます。

事業実施にあたっては、「確実な施工が出来るか、適正な価格であるか、正当な発注が出来るか」を第一に考えて計画するべきだと考えます。コンサル業務の必要性をお伺いしたと思います。お願いします。

**○(河端 光法 福祉部長) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長) 河端福祉部長。**

(河端福祉部長、登壇)

**○(河端 光法 福祉部長)**

お答えします。町としましては、適切な施工及び適正な価格による公共建築工事の品質を確保する必要がありますが、建築設計に関する資格や専門知識を持った専門職がないことから、通常、建築コンサルタントに設計業務の委託を行っております。

改修予定の生名保育所の屋根につきましては、現場確認の結果、数箇所雨漏りが発生しており、どこから雨水が入っているのか不明で、屋根全体の補修が必要なのか、部分補修で良いのかを判断するため、詳細な状況把握と適正な工法を検討する必要性がありました。

また、工事も保育所の運営時間中に実施する必要があるため、保育園児の安全を第一に考えた対策も必要となり、専門の建築コンサルに設計業務の委託を行いました。以上、よろしく願いいたします。

(河端福祉部長、降壇)

**○(3番・池本 光章 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。**

**○(3番・池本 光章 議員)**

はい、これは私が職員時代に保育所の担当であったために手掛けた業務なんで、まあちょっとコンサルについてご質問させていただいたわけなんですけど、えー、私が当時担当のときに部分的な補修で今までずっと修繕を行ってまいりましたが、雨漏りの箇所数がひどくて、どこから漏れているのか、それもまあ現実に不明です。屋根の専門の業者が来て見ても「それは分かりません」と。そして、どういった補修があるかと調べてみますと、もう剥いで調

べてもこれは分からんで、上からのかぶせ、要するに「角の水の浸透を防ぐ返りが少ないのではなかろうか」とか、いろんな考え方もありましたが、そういうことで見積もりを取りました。

で、その後、コンサルが入って、また同じような見積を出してきたわけなんですけど、そのコンサルが入って見積もりを上げるのに、コンサルが連れてきた職人さんはやっぱ屋根の補修専門の業者です。で、私が取った見積もりも屋根の補修専門の業者が上げてきました。ここの差にどういった業務内容が同じであるにもかかわらず、金額がこれだけ違うというのに、その高い方の金額を設定されておりますよね、予算書を見ると。こういったことは、なぜこういったことが起こるのか、大変理解に苦しむんですが。ほで、コンサルを入れる場合には、確かに特殊技術とか、数量が拾えない、分かります。でも、今回の保育所の屋根の修繕は、図面もございませし、数量もすぐ把握が出来るはずなんです。

そういった中において、コンサルを入れる必要が果たしてあったのか、2社以上の業者から見積もりを取って、それで設計書を起こして発注にかけるという手も十分考えられたはずなんですけど、その点について、いかがでしょうか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、池本議員のご質問にお答えいたします。

まず、見積もりから設計に変えたということですが、あの一、やはり専門的な知識が必要となります。担当が積算し、正確な設計が出来ればいいんですが、専門的な知識が必要でございます。で、町が発注するには、公共工事の品質確保の促進に関する法律を守ったうえで発注に耐えうる設計書が必要となると考えております。見積書では正確な数量、見積もりでは正確なことが分かりませんので、設計事務所に出して構造計算等を行っていただき、安全を担保する必要があると考えております。

それと金額ですが、高くなったという理由ですが、屋根の質、今度、アスファルトのシングル葺きではなく、耐久性で断熱効果も期待できるフッ素樹脂塗装のガルバ鋼板に今回しております。ええ一、また、保育所であるということから、運営時間中に実施することで、やはり園児に危害が及ばないというような安全対策を重視して、メッシュシートや足場を追加したことにより高くなっております。以上です。

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、私の手元にある資料では、私が当初、業者から取り寄せた見積金額は1, 120万ほどです。ほで、今度、来年度に当初予算に計上されているのが2, 300万円と記憶しておるんですが、たぶん2, 000万を超えていますね。それプラス、今年発注しているコンサル料が160万円。その差って、当初見積もりをもらった1, 100万の倍以上の経費になるわけなんで、果たしてこれが正当なのかどうか、甚だ疑問なんですけど。

それと、ええと、雨漏りがしているのに、家やったらすぐ直しますよね。保育所だからと

いって、コンサルに出した、4月に発注をかけて6月の補正に間に合うはずなんです。丸々1年、平成28年の丸々1年をかけてコンサルかけて平成29年度に発注する。このやり方が果たして正しいんでしょうか。どう考えても、コンサル発注かけて、それからすぐ業務の発注ができると思うんですけど、その金額の正当性と発注の仕方についてご回答願えますか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、池本議員の、光章議員のご質問にお答えいたします。

ええー、価格が高くなったというようなことですが、先ほどご説明さしていただいたフッ素樹脂塗装のガルバ鋼板、それと安全対策、これとまあ、労務単価も以前より上がっておるというようなことで金額が高くなっております。

また、2つ目のすぐに対応したらいいというようなご助言をいただきましたが、確かに、しっかり、以前から雨漏りが止まらないというような状況ですので、しっかりいろいろ対策を練らなきゃならないというようなことでコンサルも入れて対応したところでございますので、時間がかかってしまったのは早急に計画して工事にかかれば良かったんですが、29年度に工事費は予算計上するというような流れになりました。2つの質問については、以上でございます。

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、ありがとうございます。まあ、とにかく、出来るだけ早い施工を心掛けるようにお願いしたいと思います。それと、私が言いたいのは、部分的な補修を、生名、地場産業じゃないんですけど、県産品愛用運動じゃないんですけど、地元の業者の方が直してそれで雨漏り止ってるんです。それでも止まらないというんやったら、コンサルを入れて徹底的に調べる必要もあろうかと思いますが、それで雨漏りは止まっているんです。その工法でやって何ら差支えないはずなのに、こういったことになると、いうことをもう1回よく考え直してコンサルの取扱いについては、今後十分注意していただきたいと思います。以上をもって終わります。ありがとうございます。

(池本 光章議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで、池本議員の質問を終わります。ここで10分間の休憩に入ります。開始は11時から、よろしく願いいたします。

( 休 憩 : 午前10:48 ~ 午前11時00分 )

○(濱田 高嘉 議長)

会議を再開いたします。続いて、前田議員の質問を許します。

(前田議員、登壇)

**○(9番・前田省二 議員)**

ええー、本日は3点ほど質問させていただいたと思います。

第1点目でございますが、上島町の財政状況についてお伺いいたします。

町長は昨年の選挙活動中、自らの後援会報において「上島町の財政状況は危機的状況である」と町民に訴え、就任後もチラシや昨年の12月定例議会行政報告においても同様の発言がありました。しかし私は、町の借金総額のみで財政状況を判断してはいけないと思っております。ましてや借金のみを町民、町民一人当たりで換算し、そのみを強調するのは間違っていると思っております。

町の借金は辺地債や過疎債など、他の大きな自治体では活用できない、国からの8割から7割の交付がある財源を事業に取り入れていると思っております。言い換えれば町の借金の7割は国が支払うという事です。又、代表的指数である「実質公債比率」においては、上島町は愛媛県内で常にベスト10以内にいると聞いております、以上のような視点から見ましても私は町の財政は健全であると思っておりますが、町長はなぜ「上島町の財政は健全ではない」と言っているのか、理由は何なのか、その根拠をお示してください。

**○(宮脇 馨 町長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

**○(宮脇 馨 町長)**

前田議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、財政状況を示す指数としていろいろな観点から見る必要があるかと思っております。「実質公債比率」のみで判断することは非常に危険であります。また、私が常々申しております、一人頭の借金の額これだけでもそれはいけないと思っております。今回、当初予算、平成29年度の当初予算の編成にあたりまして、編成作業、とても難航しております。で、職員の皆さんに相当苦言を呈されながら、やっと基金を取り崩しながら編成が終わりました。これが楽と言えますか。とても楽じゃないですよ。この状態は、これから益々厳しくなってくる。

「合併特例」、これがなくなるわけです。このことは、町の職員の皆さんは重々承知しております。これは町民の皆さんにも、もっともっとしっかり認めていただきたいと思っております。

これから先の予算編成においてですね、本当に厳しいことは、職員皆さん一丸となつてですね、やっていくしかないというそういう状況になっているという、ここに財政の方が作成した資料がございますけど、これから先、年度が進んで行くにつれまして、基金の取り崩し、そういった作業が本当にどんどんと厳しくなってくるという状況には変わりはありません。で、その基金がいつまで持つか。私は第2、第3の夕張にはなりたくはありません。その前に何としても皆さんに理解していただいて、今、これから財政再建をコツコツと皆さんで積み上げようではありませんか。

このことはただ一つの指標だけでは済む話ではございませんので、先ほど前田議員が仰られました「辺地債・過疎債、国が補てんしてくれるから良いではないか」こう考えるのは、私は同意できません。この国の辺地債・過疎債この財源につきましても、国民が払った税金

です。これをそのように、例えば、離島だから辺地だから過疎だから、これは優遇されているのは確かですけど、だからと言ってそれがあるからいいのではないか。そういう話にはならないと思っています。その辺りの事をご理解をいただきたいと思います。これは、町民の皆さん、ぜひ、この認識をお願いしたいと思います。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(9番・前田省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田省二 議員)

ええー、基金の取り崩しをしまして、予算編成をしたということですが、基金と言ったら一般で言うと貯金でございますよね。まあ町長が言われることは良く分かります。基金を取り崩しもって、行政もこれからやっていかないと成り立たないということでもありますけども、私はいかにその基金を取り崩さないように運営して行くのが、あなたたちの役目ではないかというふうに考えております。

またあの一、平成27年度末の上島町の借金ですが、総額で144億円そのうちの141億円は、平成16年に合併した時の旧4町村から引き継いだ額であります。つまり、上島町が誕生したときには既に141億円の借金があったという事です。町の財政には借金ではなく、基金という定期預金も先ほども言いましたがあります。この3億円伸びて、基金等々が崩されて今年度から予算を組んだという事ではありますが、私は141億円から3億円増えたという実態でありますけども、この3億円増えた中には、いろいろな要素があったかと思えます。例えば、海光園、保育園、給食センター、公営住宅などの建設、救急艇の造設、立石港、造船関係施設などのインフラ整備による大型事業をし、教育などのソフト事業を新たにやったこと等で投資が必要であったかに思います。

しかし、それらは、現在増えた借金の数倍の試算として町民の財産として蓄積されており、財政調整基金も増えておると思えます。それでも「借金の総額だけで健全ではない」と上島町の住民の方々に上島町の行政に預かる責任者としての問題があると考えますが、その点はいかがでしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、まず最初にですね、お断りしておかなければならないと思いますが、上島町の自主財源というのは限られております。ましてやですねえ、今ご承知のとおり造船関連とか地元産業ですね、これがこれからどうなっていくのか、すごく不透明な部分がいっぱい出て来ております。税収は延びるのか、じゃあ何を根拠にこれから健全財政を積み立てて行けるかと、そういった議論になろうかと思えます。本当に益々厳しく成らざるを得ない、人口が減りますと交付税も減ります。その辺を勘案するとですね、これから先、税収は伸びる、財政が豊かになる、その要素がいかに少ないか、それは皆さんご承知だと思います。

そのうえでですね、どうして、どういう予算を編成して行くのか、この事は益々厳しくなるのは皆さんあの、分かっていただけだと思うんですけどね。先ほど議員さん、前田議員さ

んが仰られた、その「今年の予算編成、たったそれだけの取り崩しじゃないか」というふうな言われ方されておりますが、そうじゃなくて、これから先、合併特例債とか、特例措置がどんどん減ってくるわけですから、状況がどんどん悪くなります。1億、2億の話です。そういう厳しい世界が待っているわけなんで、それをクリアするために益々きつくなるのは分かっております。それは職員さんが一番よく知っていますので、その中で、まあ、こういうあの一、いろんな指標がありますけど、公債費比率だけで論じてはならないという、そういう話になろうかと思えます。本当にこの厳しい状況というのは、いろんな観点から見ていただきたいと思えます。

先ほど来の、その交付税措置とかですね、辺地債や過疎債の話なんですけど、ちょっと戻らしていただきますけども、今回の12月、前回ですね、あの一、1人当たりの町民1人当たりの借金の話を出さしていただいたのは、皆さんご存知の村上誠一郎議員からの衆議院議員からの資料で、その話を出さしていただきました。この村上誠一郎議員は、自民党の中で本当に唯一と言って良いほど、財政通で国の借金体制をととても憂慮されています。私は、自民党がどうのこうのというんじゃないで、この村上先生のそういうロングスパンで国政を見る、考えている、このことに対しては凄く尊敬しております。この方の意見、その中から逆に国が今本当は、危機的状況にあるんだと。そのことをしっかりしないと、我々地方自治体の者もいずれはそのことに巻き込まれると、それをしっかりと認識しないといけないと思えます。

それを踏まえたうえでですね、「我々は少しでも逆に基金を取り崩すのではなくて積み立てて行くような、そういう政策を今こそ進めなければならない」、このように思っています。以上です。

**○(9番・前田省二 議員)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、前田議員。

**○(9番・前田省二 議員)**

はい、私も上島町の自主財源は、本当に少ないというのは認識しております。その中でまあ私が言いたかったのはですね、町長はその選挙当時からその「今の上島町の財源がね、危機状態にある」ということを訴えて町民に、あの一、今さっき言いましたけども言われましたけども、1人頭の総額を割った金額等々を示した事に対してですね、私は怒りを感じて、ね、7割国から還るという事は、40億ぐらいの借金であります、実質的にはね。それを141億、144億か、それを町民1人当たりに、ええー、割って報告をしていたということが間違いではないかという事がありましたので、こういう質問をさせていただきました。

でまあ、辺地債等々のだけで、指数だけで、その町の財政状況を判断するというのもおかしいという事ですけども、一般的な庶民から見たら、その比率を見て大体するんじゃないかというふうな感じを受けるところであります。まあ、なるべく町長も言いましたように、貯金は崩さないように健全なる行政に持って行っていただきたいと思えます。

続いて2点目の質問でございますが、昨年の上島町町長選挙期間中に、町長は職員の給与改定を約束する文書を各職員宅に送付し、その内容を読んだ側は給与が上がることを認識したものと聞いております。

しかし、10年間真面目に仕事を取り組み毎年業績を上げている第3セクター職員を町長

は昨年12月に入って間もなく町長就任1か月に満たない段階で大幅に減額いたしました。

その結果、理事者側の信頼関係の崩壊から職員は退職を余儀なくされています。

お聞きします。町長におかれては、就任わずか1ヶ月でその職員の能力を評価する時間と手段があったのでしょうか。第三セクターの課長職と上島町役場課長の28年度の給与を比較した数字をお示してください。また、今後、他の役場職員の給与は約束のとおり上げるのでしょうか。その根拠とともにお答えください。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

先ほどの質問にお答えいたします。まず、「就任1ヶ月で第三セクターの職員の給与を大幅に減額しました」というご意見なんですけど、これは全く身に覚えがありません。私は、給与を減額しておりません。これはボーナスの査定の話でございます。

ええー、ここに当時の資料を、第三セクターの統括課長という立場の職員の方から冬のボーナスをどうするかという相談を受けました。その方は自分がまあ、当然、部下の職員の方のボーナスの査定をするわけです。で、その時に、他の職員の方の査定ですね、これは大変厳しいところをされておりました。で、ご自身の方についてはですね、「私は今までこうでした」と、そういう数字が上がっていました。ええー、普通を1.0とした場合に、他の方は、例えば、0.67とかですね、0.9とか、そういった数字が結構ありました。一番ひどい人は、0.1でした。そういった中でですね、ご自分の評定点数1.21です。これは、私はその時この方の仕事ぶりについては評価しておりまして、良く頑張っている人だというのは前々から思っておりました。ただ管理職として、こういう考え方で良いんですか」ということを問いかけたかったんで、「あなただけがこの勤務評定で良いんですか」と、そういう問いかけをしました。それで私としてはこの1.21という数字を確か1.16だったぐらいと思いますが、そのぐらいに私は思います、という査定をしました。ボーナスの査定だけです。給与は一切触っておりません。逆にですね、この方の基本給が低いことはその時にも申し上げました。

ええー、先ほどの質問の中にあっただけでお答えしますが、この方の基本給は当時225,800円です。ちなみに上島町の役場課長職員の平均が371,433円です。これはスポレクがいくら赤字を続けていると言ってもですね、あまり関心する数字ではないと思います。やっぱり生活給ですから、それなりの給与を出してしかるべきだと思っています。これは、今後、早急に改善していきたいと考えています。

それから、先ほどのご質問の中にありましたけど、これから「役場職員の給与をどうするのか」という話ですが、私がこれは選挙期間中に訴えたのは、特に「ラスパイレス指数」国家公務員の平均給与と比べた、比較した指数でありますけど、上島町合併してから83%、80%そこそこ、これが当分続きました。去年ぐらいから少し年配というか、高齢化というか職員が年数が上がって来て管理職が増えた、そういった感じから感覚から87%まで来ました。私は職員の、まあ、生活給であり本当に一生懸命良い仕事をやってもらうためには、90%前後が適当ではないかと。今、上島町の財政状況が厳しい中で一生懸命やっていただける数字、

妥当な数字は90%前後じゃないかと考えております。

それからもう一つ、合併の時に調整出来ていなかった数字、給与、これはそれぞれの町村でラスパイレス指数、それから勤務年数等々ですね、いろんな意味で調整未了そういったところが多々ありました。で、そのことは総務省等国の方からもですね3年以内に調整するようにと、そういう通達等もあったはずなんです。

しかし、これはなかなか実現出来ていないと思います。一部実現したところもありますけど、そのままいっているところもあるみたいです。このことは、きちり調べて直していかないと出来ない部分があるんですけど、このことについてですね、私は出来たら是正したいと考えております。

それから超勤手当についてもですね、管理職の方は当然付きませんが、中にはサービス残業のような形態もあるんじゃないかという気はしております。この辺りについてもですね、しっかりと把握しながら、もちろんワークシェアリング、仕事の割り振り、ジョブローテーション、この辺も含めながら、しっかりと出来るだけ残業をしないで実質の高い仕事をしていただきたい。これが本音であります。それでもしっかりと偏ってしまう部分が出てきますので、いくら出てきたその時にはサービス残業というそういうことは、無いように、労務管理もきちりやらせていただきたいと考えています。先ほどの第3セクターの職員についてはですね、そういう事情だという事でご理解いただけたらと思います。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(9番・前田省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田省二 議員)

はい、話の内容は良く分かりました。しかしながら、あまりにも格差がちょっと酷いという感じを受けてなりません。ええー、それから後ですね、町長が言われた給与を上げると。これは先ほど言われたように、上司が各職員の査定をして、副町長を経て町長のところに上がって来るというのを私も知っておりますけども、その中でこういうチラシを職員に、宛に出された。これ読んだらね、給与上げますよ、というふうに読んだ方は理解しますよ。町長が単独で給与を上げられるのかな、という理念も生まれてきますよ。その点はいかがですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

文章表現でそういうふうに取りられるという事は、ある意味どういうふうな理解をしていたくことはあるんですが、私自身は基本的には、先ほど言いましたように、ラスパイレスを90を目指すことは基本的に底上げをする話にはつながっていくと思います。ただ、実際問題ですね、今まで何十年も同じ職場にいて、あまり十分に昇給が無かったと。そういうようなケースもございます。その辺をきちんと是正していききたいと。一人だけ、この人だけ上げるとか、そういう話ではもちろんございません。公平性を保つと、そういう意味でね、給与を上げていききたいと、そういう意味合いを含んでおります。それ以外にはですね、まあ職員の

方の本当のそのどういうんですかね、いろんな仕事に対する意欲、このことをやっぱり自分が評価されているかどうか、それはある意味給与でありますから、そのことをしっかり答えられるような回答を出すというのはおかしいですけど、それを見せてあげるのがやっぱり昇給であり、昇格でありということになろうかと思えます。その辺も含めてですね、出来るだけ格差のないような、そういう対応をしてまいりたいと思えます。以上です。

○(9番・前田省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田省二 議員)

ええー、先ほど町長の方から役場課長級の給料を低いんじゃないかというふうな方にとつたんですけども、私は別に低いとは感じは、一般の企業に比べたらものすごく良いかと思えます。まあ、その点を考えてですね、今までのように役場職員の給与改定は、人事院勧告を基本として、その職員の能力や町民への貢献度を図るべきではないかと私も考えております。ですから、今後はそういうふうな人事勧告に従ってですね、給与改定をしていただきたいと、かように思いますのでよろしくお願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

良いですか、すみません。今、前田議員ちょっと勘違いされているんじゃないかと思いますが、課長職の給与を上げるんではありませんので、で、今、課長職の平均給与は、先ほど述べさせていただきましたけど、これは言うべきではなかったかもしれないなという気がします。ただ、課長職は管理職ですから、役場の中で一番高い給与というふうに判断していただきたいと思えます。で、実際には、主事、主事補、係長、この辺りのクラスが一番大変なんです。ですから、「ラスパイレス」が下がっていると、そういう話なんです。ですから私は、上げたいのというのは、そこの所なんで、その辺を十分理解していただきたいと思えます。

それから、第三セクターについて言わせていただければ、第三セクターと役場の正職員、こちらの格差は歴然です。これもおかしいと思えます。

それから、もう一つ言わせていただければ、その臨時職員ですね、こちらの待遇についてもですね、実際の正職員との格差も歴然です。その辺の事も含めてですね、今後適正な対策を皆さんと相談しながら考えざるを得ないと、かように考えています。以上です。

○(9番・前田省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田省二 議員)

はい、私も課長職だけとは、考えておりません。はい、役場職員、一生懸命仕事をやっていただいております。ですから、私が言いたいのは、その私の誤解かも知れませんが、第三セクターの給与が下がって、そのやり取りの中で辞めざるを得なかったというふうに聞いておりますので、まあ、そこら辺の話は私の方で聞き間違ったかも知れませんが、まあ、今後の給与改定に当っては、町長が先ほど言われたようにきちっとやっていただきたいとそのように思います。

それでは3つ目の質問をさしていただけたらと思います。

しつこいようですけども、公文書公開への手数料請求について、再度またお伺いしたいと思います。

昨年12月の定例議会で質問した公文書公開への上島町からの手数料請求について、町長は「今後の対応につきましては、やりとりの中で、双方の行き違いが無かったかどうか。又、相手からのご意見等も直接お伺いし、両方で協議のうえ最終的には判断をしたいと考えております」という回答をいただきましたが、どう判断したのかお答えください。

また、この手数料徴収については、事務処理案件であると思います。その対応は、税金の徴収と同様ではないかと考えます。でもあるにも関わらず、町長自らが「相手のご意見を直接伺う」と発言されたのは、何を意味しているのか、お伺いいたします。以上です。

**○(宮脇 馨 町長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

**○(宮脇 馨 町長)**

お答えいたします。

まず、この度のご質問につきましては、内容的にプライバシー保護の観点から、詳細についてはお答え出来ないことをご了承ください。

この度の情報公開請求につきましては、12月定例会でもお答えしましたように、担当課から経緯の報告はありましたが、やりとりの中での行き違いの確認のため担当課だけではなく請求者のご意見等も直接お伺いしたものです。

お話を伺った結果、請求の一部において双方に行き違いがあったということで、請求者が、公開文章請求の一部取り下げを申し出られ、受理いたしております。

なお、取り下げ以外のコピー請求代金につきましては、既に支払いが済んでいることを確認しております。

また、「相手のご意見を直接伺う」ということは、税金やコピー代に関わらず、町と町民等の間における様々な案件において、行き違いがあれば、お話を伺い、それを正す必要があると考えておりますことから、今回の件に限って発言したものではありません。以上です。

(宮脇町長、降壇)

**○(9番・前田省二 議員)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、前田議員。

**○(9番・前田省二 議員)**

それではもう、この案件については解決したということで取ってよろしいですか。はい、分かりました。未だ話が進行中でしたら、いろいろお聞きしようかと思ったんですけども、この案件終了ということで回答伺いましたので、はい、これをもちまして質問を終わります。以上です。

(前田議員、降壇)

**○(濱田 高嘉 議長)**

これで、前田議員の質問を終わります。

**○(濱田 高嘉 議長)**

最後に平山議員の質問を許します。

(平山議員、登壇)

**○(8番・平山 和昭 議員)**

ええー、議席8番、平山和昭でございます。本定例会、まあ最後の番になりましたが、一般質問1件お願いします。

ええー、先ほど来、いろいろ質疑がございまして、役場職員の方の活動あるいはいろいろ大変なことがまあ理解されたと思いますが、ええー、私の質問に関しましても、まあ条例等ございまして、いろいろ動いている中で現状がどうなのかということを確認させていただきたいと思います。

質問事項としましては、「上島町緊急通報体制等整備事業実施状況」ということございまして、まああの一、昨年末以来、私自身の知り合いも含めて孤独死が何件か発生したという事で、それを受けまして町民の方も非常にその一、特に独居の方は不安に駆られている、いろいろ話を伺ったところでございます。そういう経緯を踏まえまして、次の質問をさせていただきます。

孤独死問題が懸念される中、わが町も平成16年10月1日付け、訓令第50号として「上島町緊急通報体制等整備事業実施要綱」を定めました。

この要綱は一口に言えば、一人暮らし又は夫婦世帯の要介護老人の急病や災害時の緊急時に対応するため、希望者に緊急通報装置の貸与を定めたものでございます。その効果の程はどのような状況なのか、以下についてご答弁をお願いします。

- 1、訓令第50号発令以降、この装置の利用状況はどうか。
- 2、平成16年から平成28年度における死亡者中、いわゆる孤独死にあたるものと認定される物故者の割合はいかなのか。また、その孤独死にあたる方々のうち、緊急通報システムに加入していた人の数若しくは割合はどうか。
- 3、町内各戸に配備されている告知端末は、光ケーブルの告知端末ですが、加入者には双方向通信が可能という説明が、まあ設置時ございました。緊急通報装置の他にも、緊急時には告知端末からの緊急時援助通報が消防に届くような回路設計はできないのかどうか。

この3点についてご回答をお願いします。

**○(河端 光法 福祉部長) (挙手) 議長。**

**○(濱田 高嘉 議長) 河端福祉部長**

(河端光法福祉部長、登壇)

**○(河端 光法 福祉部長)**

平山議員のご質問にお答えします。

1番目の利用状況につきましては、平成16年度以降、緊急通報装置は延べ148台の設置をしていて、現在の稼働台数は58台となっています。通報は年数回ありますが、その内容は利用者が誤ってボタンを押した誤報がほとんどという状況です。

2番目についてですが、孤独死については、公的に明確な定義はありませんが、消防署が

救急出動した内容から勘案しますと、平成16年から平成28年12月末までに亡くなられた方に対して孤独死と思われる物故者の割合は、2.6%となっております。また、そのうち緊急通報装置を設置していた方はございませんでした。

3番目についてですが、当初計画の段階では、双方向通信が可能な機器で計画をしていましたが、機器の選定の段階で取扱いが簡単で保守が安易である現在の機器を採用したため新たな通信先の設定は、現在の告知端末及び通信システムでは困難な状況であります。以上、よろしく願いいたします。

(河端光法福祉部長、登壇)

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、ありがとうございます。

ええー、まあ、先ほどのご回答の中で孤独死と思われる方の中で緊急通報装置での活用と言いますか、それが「ゼロ」であったといったような現実でございます。まあ、ケーブルテレビを、と言うか、町内で光回線をやる時に平成16年に、いろいろその一、ケーブルネットワークをした時に、「こういうことが良いことありますよ」といった話の中で、独居老人宅にですね、通常の場合以外にも、健康支援端末を取り付けて、そしてまあ外からの見守りが出来るといったような、こういうパンフレットを配りまして、これ皆さんこれを見てその時にどういうふうにするかなはともかくとして、いろいろ期待するものがあつたと思います。

そして、先ほどご答弁がございましたように「告知端末」、当時「告知端末」とは申しておりますけれども、最終的にですね、対外端末でもって、家庭から消防とかまあ、地域の方々とか、つなげるようなというか、この場合だったら緊急ですから消防とか、だと思っておりますが、消防とのやり取りが出来ると言ったふうに説明がありまして、私もそういう告知端末がそういうふうな使われ方をするのではないかと。ただあの一、そういう使い方される前にまあ、時間はかかるだろうと。まあ、いうふうには思っておりましたが、現在の告知端末では、消防からの通報はあるけれども、家庭からの通報が出来ないというふうにちょっと告知端末の説明をなっております。

それで最終的にですね、緊急通報装置の利用が進んでいなかったということは、実は町民の方にもなかなかその内容が伝わっていないんじゃないかと。それから、こういうふうな要綱もございますが、この要綱の中でやはりこの使うために、申請するのになかなか手間でもあると。分かり難いという現実があるんじゃないかと思っております。

そして、独居老人になりますと、いわゆる、もしもの時に、100%はないにしても自分の状況が悪い時が消防ないし近隣の人に伝えることが出来ればということで、これ緊急通報装置というものを、の要綱も定め装置もあります。まあ実際問題、私も自分の家庭の事ですが自分も使いました。

ですので、これをですねえ、やはりもうちょっと使えるような形で町民の皆さんに周知してですね、そしてもう少し気軽に取り入れ出来るようなそういうふうに少し考えて行ったらどうかと。現実にこれ要綱定めまして、いろいろやっていますけれども、そういう装置があ

って使えるという事が町民の皆さんに十分周知されていないということを感じると同時に、この仕組みをやはり活用しないのはやっぱり勿体ないかなと思います。

そして、現実問題として自分の状況が悪いのに誰かにお知らせするとなった時に近隣との付き合いの関係性の中で、まあ、昔と違いましてですね、遠慮なく隣の人に「いよいよの時はお願いよ」また言い難い時代になって来ていると思います。

ですので、この緊急通報装置が実は第一にどこへ行くかと考えた時に、自分が苦しい時に助けてもらいたいのは、やはり、まあ例えば消防とか、救急車とか、ということであれば、第一にそこにもって行くような仕組みに変えて行く方法もあるかなあと。

ですので、活用されていない、全体的に言えば、活用されていない現実がございますので、これも時間がかかるとは思います、ぜひですね、この装置を使ってまあ光ケーブルの活用を充実させると、いうふうに取り組んでいただきたいと。それがですね、ひいては住んでいる人たちの安全につながることもありますし、まあ端的に言えば助かる命が助かるケースも出て来るといふふうに思いますのでね、その辺りをどういふふうに将来考えるか、ちょっとご答弁をいただきたと思います。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長) はい。

はい、現在の緊急通報装置についてなんですけど、確かに広報誌等ではあまり積極的な広報はしておりません。しかしながら、保健師、ケアマネ、そして地域の民生委員の方がですね、訪問に参った時には、そういう方、対象になりそうな方にはこういう「装置はありますよ」という説明は今までして参ってきております。ただし、それでもまだ少ないようですので、今後また一応広報誌等で一応啓発はしてまいりたいと思います。以上です。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、介護者に対しての民生委員の方、あるいは介護職の方が説明していただいているのは承知しております。その上でですね、やはり今後新たに広報活動するのであれば、この条例というか規則の中身、あるいはその一対象者、まあ利用の金額ございますが、こんなことももう一度見直ししてですね、そして形が整った上で広報活動していただきたいと、いうふうに思います。まあ、よろしくお願いいたします。以上です。

(平山議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで、平山議員の質問を終わります。

以上で7名の一般質問は終わりました。時間がちょっと10分ほど早いんですけど、1時まで休憩に入りたいと思います。

( 休 憩 : 午前11:50 ~ 午後 1時00分 )

日程第5、議案第46号

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、会議を再開いたします。

日程第5、議案第46号、「損害賠償額の決定及び和解について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第46号、「損害賠償額の決定及び和解について」、次のとおり上島町の管理する港湾施設での事故による損害賠償の額を決定し和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 相手方 福山市在住のA氏

2 事故の概要 平成28年4月17日午後12時頃、立石港網建防波堤にてA氏が釣りをしていたところ、照明柱の根元部分が錆で腐食していたため、折からの強風により照明柱がA氏の背中、頭部付近に接触して倒れ、A氏が海へ転落し、第12胸椎を圧迫骨折する後遺障害8級の怪我を負った。

3 和解の内容 次にページの和解条項をご覧ください。

1 町は、相手方の福山市在住A氏に対し、町議会の議決を条件として、本件事故による損害賠償の額として治療費、休業損害等の既払額2,838,435円のほか、一切の損害賠償金として8,902,375円を支払う。

2 町及び福山市在住A氏の間には、本和解条項に定めるもののほか、一切の債権債務関係がないことを確認する。

1 ページにお戻りください。

4 損害賠償額 11,740,810円

提案理由といたしましては、町が管理する港湾施設での事故に係る損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものでございます。なお、詳細内容につきましては、荒井建設課長から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○(荒井 健 建設課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 荒井建設課長。

○(荒井 健 建設課長)

はい、それでは議案第46号、「損害賠償額の決定及び和解について」説明させていただきます。

本件につきましては、事故に関します損害賠償額の決定と相手方との和解、いわゆる示談を行うことについて議決をいただくというものでございます。

まず、損害賠償についてですが、本件事故は、町の維持管理による瑕疵が原因であり、A氏に対して治療費、通院費、休業損害、慰謝料等として合計11,740,810円を支払

うというものでございます。また、併せて、町が損害賠償金を支払うこと、及びその他に一切の債務債権関係がないという内容の和解をすることについてでございます。

なお、この賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合損害賠償保険により全額補てんするものであります。また、示談内容につきましては、相手方と協議のうえ、承諾をいただいております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

**○(濱田 高嘉 議長)**

ただ今、提案理由の説明と詳細の説明がありました。これから質疑を受けます。質疑はありませんか。

**○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** 平山議員。

**○(8番・平山 和昭 議員)**

はい、ええーと、これ前回の全員協議会のときに詳細な説明は受けたわけですが、その時にちょっと聞き洩らしたこともあるんですが、実はですねえあの一、全員協議会がケーブルテレビで放映されまして、この事故が起きたときに現場を確認されたというか、救助したといったような方がいらしたような話が上がって来たんですね。で、テレビを見て、その時の状況から言いまして、「この和解金、異常に高いんじゃないですか、どうですか」という話を伺ったんですが、そこでちょっと確認をしたいんですが、その事故が起きた当夜、現地の状況を承知している町民の方がいるらしいんですが、そのことは事実ですか。

**○(荒井 健 建設課長) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、荒井建設課長。

**○(荒井 健 建設課長)**

はい、当該事故の起きた日にち時間ですけども、4月の17日です。そして、夜ではなく正午でございます。その時にですねえ、生名住民の方が現地を車で通りすがったときに、まあ照明灯が倒れて、で、釣り道具があるのに釣り人がいないということで、防波堤まで行かれてですねえ、まあ、そこで海の中に転落しておられるA氏を発見したということでございます。それに併せてまた、当日、日曜日でしたので、生名の日直に連絡するとともに、生名の職員がおったのですが、それにも連絡して救急車を手配して病院搬送したという経緯でございます。

**○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。**

**○(濱田 高嘉 議長)** 平山議員。

**○(8番・平山 和昭 議員)**

ええー、まあ、そういう状況が一つあったということでですねえ、通常の保険会社がまあ、仮に100%外灯の施設の管理が出来てなくて、町に瑕疵があるということから計算されたこの金額であるということではあるんですが、一番最初にですねえ、この当事者と町の例えば担当課長とが折衝するときに、まあ改めて事情を伺うという状況になるんじゃないかと思うんですね。一番最初のお互いに主張して言う、聞き取り調査のときに、当然、その相手方の話もありますが、そこにその目撃者がおられたということになりますと、まして何か救助

に手助けされたということだと、その時の状況をまあ、つぶさに見ておられたと。いったような方もいらした。その時に相手方との話の中に、やはり第1回目のときに、そういう方とも立ち会っていただいてですねえ、事実確認をされたんかどうかということなんですけど、たぶんしてないんじゃないんかと思うんですが、その辺りどうですか。

○(荒井 健 建設課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、荒井建設課長。

○(荒井 健 建設課長)

あのですねえ、事故の発生した直後にですねえ、あの一、警察等も介入しておりまして、そこにおられた第1発見者の方も含めてですねえ、警察の方で事情聴取を受けたというのは聞いております。それで私の方も、当日現場には行っております。その中で、警察の方を通してですけども、事故の内容については聞いております。それで、私の方も第1発見者の方の話は聞いておるんですけども、詳細な事故については発見者の方も海に落ちた状態は発見されたんですが、詳細な事故については見られていないので、「海に落ちて、まあ助けたんよ」ということは伺ってはおります。以上です。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、まあ私はですねえ、この金額が妥当であるかどうかということについては、まあ議員の一人として、まあ判断するしかないんですけども、この金額が算定されるに当たって一番最初の事情聴取のときに、やはり相手側と担当者との1対1の話じゃなくてですねえ、やはり当時の状況を知っている方と、一番最初の話し合いの中に事実確認をしていただいでですねえ、それからまあ、あと補償の計算に入っていくというのが流れじゃないのかと思うんですよね。そして、まあケーブルテレビを見て、この金額の違和感、まあ高いですから、あのくらいの感じでこんなになるのかなという思いも抱いたのかも知れませんが、まあそういう話があとから出てきますと、やはり「保険金で全部賄えるからよし」というのではなくて、保険金も掛け金は税金を使うわけですから、その辺りについては一番最初の折衝のときには、ええ一目撃者あるいはその一、警察は難しいかもしれませんが、そういう方も同席していただいでですねえ、一番最初の話のやりとりをきちんとしておかないと、もう向こうが言うなりというか、そういう形にもなりかねないと思うんですよね。

ですので、まあ今般、こういう形で金額上がっておりますし、計算根拠はまあ保険会社もやっているということなんで金額はとやかく言うことではないんですが、やっぱり取り組みの姿勢としてですねえ、一番最初の第1条件が変わってくると変わってくるんじゃないかと。いうことのでございますので、これも基本的には保険金で賄いますけども、公金を使っているわけですから、いうことで、意識でもって今後取り組んでいただきたいなど、そのように思います。

○(濱田 高嘉 議長)

他に質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論が

いようですから、討論を終わります。

これから議案第46号、「損害賠償額の決定及び和解について」の採決をいたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

(賛成者：村上議員・林議員・池本光章議員・大西議員・藏谷議員・寺下議員・檜垣議員・平山議員・前田議員・土居議員・池本興治議員・松原議員、反対者：亀井議員)  
起立、多数です。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

そこで、この件について、議長から申し上げたいことがございます。この案件はですねえ、前町長時代の昨年の4月に起きた事故であります。昨年の6月及び9月議会にも何の報告も経過説明もなく、前行政の度重なる議会に対する対応に義憤を感じております

今後は同様な事故及び事件等が発生したときは、議会に報告を求めます。また、上島町が加害者あるいは被害者の立場を問わず、関係者への事実確認、証言等を記録して事後の損害賠償等への対応、対策に活かせるべきではないかと、こう考えておりますので、この点を指摘して終わります。以上です。

### ○(濱田 高嘉 議長)

それでは、次の議題に入ります。

議案の審議に入る前に皆さんにお諮りいたします。

「条例の制定並びに一部改正」に係る議案につきましては、2月27日の全員協議会において詳細説明を受けており、再度説明いただく必要のある日程第17、議案第14号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」を除いては、本日の説明もほぼ同様であるため、本日は副町長による提案理由のみの説明とし、担当課長の詳細説明を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。(寺下議員「もう1篇、議案何号いうのを教えてください」)説明をいただくのは日程第17、議案第14号の「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」だけを再度詳しく説明を受けますけども、あとの条例案につきましては上位法の改正等々で、また全員協議会で説明しておりますので、副町長の提案理由のみの説明にしたいと、こういう意見であります。

### ○(6番・寺下 満憲 議員)(挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

### ○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、私は追加といたしまして、4号、そして10号、その点をお願いしたいですが、議長の取り計らいをお願いします。

### ○(濱田 高嘉 議長)

4号と言いますと「上島町ふるさと応援条例」、(寺下議員「それと上島町集会所条例の一部を改正する条例」)はい、集会所ですね。はい、分かりました。それでは、4号と10号と14号は詳細説明を行うと。いいですね。じゃあ、そのようにしてまいります。

よって、「条例の制定並びに一部改正」に係る議案については、議案第4号と議案第10

号と議案第14号を除く説明は、副町長の提案理由のみの説明といたしますのでよろしくお願いたします。

日程第6、議案第3号

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、議案の審議に入ります。日程第6、議案第3号、「上島町弓削下水道整備基金条例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第3号、「上島町弓削下水道整備基金条例を廃止する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、平成17年2月4日付けで上島町弓削下水道事業分担金条例を廃止しており、基金を積み立てる必要がないことから、この案を提出するものでございます。よろしくお願いたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号、「上島町弓削下水道整備基金条例を廃止する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第7、議案第4号、「上島町ふるさと応援条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第4号、「上島町ふるさと応援条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、ふるさと納税の寄附者が、寄附金の使途をより幅広く指定して寄附を行うことができる仕組みとすることにより、寄附者の思いを具体化し、本町の特性を活かしたまちづくりに資することを目的として、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例案の内容につきまして、古本総務課長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○(古本 正 総務課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、古本総務課長。

○(古本 正 総務課長)

今回、ふるさと応援条例を提案いたしましたして、なおかつ施行規則を追加資料として提出させていただきます。その施行規則の説明をさせていただきます。

参考資料と右上に書いています参考資料をご用意ください。

まず第1条、これは元となる条例を指し示しております。

第2条は、条例第3条による活用先を指定する内容でございます。

第3条は、寄附の申し込みは、この参考資料にも付けておりますが、3枚目の様式を使用することとしております。

第4条は、寄附金の最低金額を設定しております。

第5条は、条例第2条の1号から3号に該当し、町外者の人に対しては、特産品を選択していただいたうえで贈呈し、御礼の書面を送ることとしております。

第6条は、寄付行為があるその都度実施するという規則です。

第7条は、寄附金の受け入れが公序良俗に反するときは拒否できる条項です。

第8条は、寄附金の受領書を発行し送付するものです。

第9条は、寄附金台帳を管理・整備することとしております。

第10条は、その他として必要な事項は、町長が定めることとしております。

附則として、この規則は平成29年4月1日から施行予定としております。

で、この参考資料の後ろには、これから使う申込書であり、受領書であり、寄附金台帳を添付しております。それともう一つ、今の規則の第7条の部分で、「公序良俗に反するとき」とありますが、これいろんなケースが想定されると思いますが、例えば寄附者から「NPOに寄付してください」といった場合に、そのNPOがまず上島町ではありえないとは思われますが、ペーパーカンパニーであったり、もしくは政治団体、実態が政治団体であったりした場合には拒否できるということを想定しております。

以上で簡単ではございますが、説明を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由と詳細説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、施行規則について、ちょっと伺うんですけど、第5条、この「寄附者に対して町の特産品を贈呈するものです」とあるんですが、もう今回この寄附に対しては上島町での特産品での御礼はいらないんじゃないかと。せっかくあの一、元気、応援のためにいただいた寄附であるから全額をそれに活かして使って行った方が私はいいいのではないかなと思うんですね。ほんで、「予算の定めるところ」となってくると、予算以上に寄附者がたくさん来られると喜ばしいことであるが、そうなったときに、特産品を贈ることが、贈呈することが出来るのかどうか。その点について、ご答弁をお願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、ただ今のご質問ですが、基本的にはですねえ、あの一、他の自治体でやられているような高額な商品等返礼品等ですねえ、これは全く考えておりません。ただ仰られるようにですねえ、何もないよりは出来ましたら町の特産品のPRですねえ、多少なりともさしていただけたら相乗効果が出るんじゃないかということで考えさせていただいております。特にレモンとかイモ菓子とか、かみりんのTシャツとかね、そういったものとか、新たな海苔とかですね、そういったものとか、新たな商品開発のPRに使えるもの、そういったものを想定しておりまして、例えば2万円に対して何%までというか、まあせいぜいいても2割以下とか、1割程度とか、そういったオーダーで考えておりまして、せっかくのご厚意に対して、気持ちだけの御礼という意味合いも込めまして、で、出来たらPRもさしていただきたいと、このように考えております。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

それでは、ふるさと納税と、このふるさと、いわゆる応援ですね、これとのどう進めて行くのか。ふるさと納税は今までどおりやってくるんでしょ。これは新たに応援条例として取り組んでいくんでしょ。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

これは、ふるさと納税に対する正式な条例という意味の施策でございまして、今までにはふるさと納税のシステムがあつて、こういう条例がなかったものですから、これを新たに設置したということです。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええー、名称としてはふるさと納税というのはそのまま生きて行くんですね。ほで、受け取る側が、この元気応援の方にどうですかと呼びかけて、ふるさと納税がふるさと応援条例の方に活用されて行く、そういう捉え方ですね。なかなかほんたら、住民方や寄附者に対する説明が大変ですねえ。本来の流れの中で今、国の制度としてふるさと納税が浸透して行く中で、ふるさと納税振り込んでくれた人に対して改めて、このいわゆる「ふるさと応援条例の方に寄附してください」ということを投げかけていかないといけませんよなえ。なかなか事務的にも大変ですねえ。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええーと、今までのふるさと納税の受け取り方なんですけど、そちらの方で用途をあくまでも明確にしていなかったという、そういうようなところがありましたんで、これで納税していただく人に対して、その辺の意思を明確に出していただけるという、そういう意味合いでこの条例を制定しておりますんで、よろしくお願ひいたします。

○(濱田 高嘉 議長) 他にありませんか。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

この条例そのもので行くのかなあと思っていたんですが、さっきの町長の説明によりますとですねえ、これはふるさと納税の補足というか側面的な部分、運用の側面的な部分というふうに捉えられるんですが、であるならば、これを条例という形よりもふるさと納税の条例を改正して、これを、こういう考え方をはめて行くというやりの方が分かりやすいんじゃないですかねえ。どうですか、それ。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええーと、実際にですねえ、こういう運用をされているまあ先進事例とかですね、そういうところの運用方法を勉強してきまして、やっぱりこういうやりの方がいいかなと、まあ、実際にいただいた寄附をどういうふうに有効に使って行くかとか、そういったことも含めましてですね、こういうふうに文言で表して、そういうふうな寄附の人を明確にしていくというそういうふうな所がありましたんで、まあ、ふるさと納税一般的なものの他の自治体でやられているものよりも少しまあ、込み入っているかも知れませんが、まあ納税者というか寄附者の方の意思を明確にさせていただけるという意味でこれを導入しておりますんで、よろしくお願ひします。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

ええー、ですので、私はですねえ、「これを条例というような名称で呼ぶのが適切かどうか」というような疑念があるんです。あの一、ふるさと納税の条例があるんですので、その運用面としてですねえ、規則的な側面の部分、こういう運用をしますということであれば、条例1本で運用がそれについてくる形になるんで、これを条例というふうに定めますと、似たような条例が1本で、まあダブルスタンド的な感じ方もするんで、その辺りは整合性がちょっとすっきりしないなあと思うんですけど、もう一度見解を。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ちょっと説明が不十分と言いますか、交錯してしましまして申し訳ございません。ええー、これはですねえ、用途の方で使い道をはっきりするためには、こういう条例を定めないと使

途が特定できないという、そういうふうな意味合いがありましてこういふうにさしていただいております。以上です。

○(濱田 高嘉 議長) 他にありませんか。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、ええと、ちょっとやっぱり、この条例自体が若干私も納得がなくて、全員協会のときも説明いただいたんですけども、寄附していただくお金を即時に反映させていくというやり方というのも、やっぱり例えば一般の人がちょっと寄附しようと考えたときに、そんなに一遍に何百万もということはないと思うんですよ。で、そうすると、小さい金額を積み重ねてそれを事業化していくっていうふうになつて行くのがまあ一番ちょっとでもこう変化がある、やり方かなと思うと、まあ即時使うと言うのもそうですし、なんでじゃあ基金にしないのとかっていう疑問がちょっと出てしまって、この条例自体がどうなんかなあというのと。

で、返礼品に関しても、1から2割の返礼品、元々寄附に関して返礼品をもらうことがどうなんかな言うのも思うので、その一、欲しいとか、いるとかいう問題じゃなくて、その例えば上限、ああ上限じゃない、一番下が5千円ですよ。だったら5千でも思いはまあ、強いかもしれないじゃないですか。で、そのときに1割って考えたら500円くらいのもので、で、この間見た予算書の方にも出てまじけど、返礼品も何か選択できるようになってましたよね。そうしたら500円で出来ることってすごく限られているなというふうになつて頭の中で思ったりもしますし、しかもこの返礼品に関しては町外者に限ってますよね。町内の人だって、自分の故郷だから寄附したいという場合もありますよね。

だったら、それはどういうふうを考えてるんかなと思うのと、もう一つはねえ、すごく細かいことなんですけど、この様式の2号の寄附の受領書あるじゃないですか。これね、「こんなもんしか書けんのんか」いう疑問もするんですが、もうちょっと思いが入った文章なり、何なりにならんもんなかと。あまりにもあっさりし過ぎてて、こっちはすごいやってほしいと思ってやったのに、さらっと来ると、「こんなもんかい」と感じがするというのが個人的な意見なんですけども、ちょっとどういうふうにお考えかお聞かせ願えますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええ一とですねえ、最初の質問なんですけど、寄附をされる方のまあ、想定範囲と言いますか、今の世の中ですから、特にふるさと納税についてはですねえ、全国的にネットから入って来られる方が増えて行くのではないかという、そういうことを想定したこの条例なんですけど、まあ上島町内の動きみたいなのをそのネットの中から検索して入って、こんな団体があるんだ、こういう町なんだ、じゃあ気に入ったから、まあこういう感覚でこのくらいの寄附をしてみたいなという思いの方というか、アプローチの方がこれからどれだけ取れるかなというか、増えてくるかなという、そういう感覚で考えておりまして、ですから、あんまり

町内の方を対象には、こういう制度ですから、出来たら島外の人と言うか、そういった方、まあ島の町の出身者の方は当然対象の中には入るんですけど、出来ましたら、それ以外の方というか、町出身者以外の方、そういった方々をある程度対象として考えた場合の制度設計かと思えます。

で、それで金額の多寡によって多少の返礼品の品というのが決まってくるわけですが、本当に気持ちだけばかりのものという話ではありますけど、その辺も先ほど言いましたように、どうしても町のPRというか、そういったものに結ぶ付けて行く方が印象として受けていただけるかなという感覚でおります。

ええー、出来るだけ町の特徴を見てほしいと言うか、そういったところだと思います。先ほどの様式の表現につきましてははですね、まあいろいろあろうかと思えますけど、シンプルにさしていただいております。以上です。

**○(濱田 高嘉 議長)**

他にありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第4号、「ふるさと応援条例」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号

**○(濱田 高嘉 議長)**

続いて、日程第8、議案第5号、「上島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)**（挙手）議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

はい、議案第5号、「上島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」の提案理由の説明をいたします。提案理由としましては、第6次地方分権一括法により工場立地法の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしく願いいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号、「上島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成

の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号

**○(濱田 高嘉 議長)**

続いて、日程第9、議案第6号、「上島町ゆげ海の駅舎条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

はい、議案第6号、「上島町ゆげ海の駅舎条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、上島町ゆげ海の駅舎の整備に伴い、関係規定を制定する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○(6番・寺下 満憲 議員)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、寺下議員。

**○(6番・寺下 満憲 議員)**

ええー、先般、参考資料いただいたりしとんですけど、この条例におきましても、委託業務としては、観光協会に委託することを決定をしておるのですか、どうですか。

**○(杉田 和房 企画政策課長)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、杉田課長。

**○(杉田 和房 企画政策課長)**

まあ正式な決定じゃありませんが、まあ、来年度予算にも計上さしていただいておりますので、ほぼ決定ということで、よろしくお願いいたします。

**○(6番・寺下 満憲 議員)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、寺下議員。

**○(6番・寺下 満憲 議員)**

まあ、ほぼということは、まあ、ほぼなんでしょうけれども、まあ何にしても、いわゆる公募してからね、「イコール観光協会の事務所になって行くのではないか」という捉え方が一面あるんですね。ええー、事務所お借りして管理してお金をもらっていく、これがいいのんかどうなのか。そういう捉え方もあって、事務所で使うのではなく、もっと他のところに管理業務をお願いして、もっともっと幅広く、いわゆる道の駅的な海の駅舎になっていくのか。ええー、特産品を並べたり、地域の人たちがあそこで、いわゆる本来の交流の場になっていくのかどうか。そういった捉え方には変わってはいかないのですか。

**○(杉田 和房 企画政策課長)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、杉田課長。

**○(杉田 和房 企画政策課長)**

あの土地につきましては、愛媛県の港湾管理の土地でございます、そういうカフェとか大ぴらなそういう物品販売等出来ない条件になっておりますので、事務所的な形で使いたいということになっております。

**○(濱田 高嘉 議長)** 他にありませんか。(寺下議員「委託業者の選定」は)

**○(杉田 和房 企画政策課長)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、杉田課長。

**○(杉田 和房 企画政策課長)**

あの一、委託業者は観光協会と想定しておりますが、随意契約という形でしたいと思っております。

**○(濱田 高嘉 議長)** 他に。

**○(4番・大西 幸江 議員)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、大西議員。

**○(4番・大西 幸江 議員)**

ええと、いただいた管理業務の仕様書でちょっと質問があるんですけど、よろしいでしょうか。最初に5ページなんですけど、下の方に「ゆげ海の駅舎の使用料が愛媛県港湾管理条例で規定する額とする」ということになっているんですけど、これ、たぶん前と違うのかなと思ってるんですけど、違うんですかねえ。

**○(杉田 和房 企画政策課長)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、杉田課長。

**○(杉田 和房 企画政策課長)**

はい、ここで言うのは海の駅の方の使用料でございます、栈橋の方の使用料でございます、駅舎の方の使用料ではありません。(大西議員「栈橋の方ですかねえ」)

**○(4番・大西 幸江 議員)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、大西議員。

**○(4番・大西 幸江 議員)**

ごめんなさい、続けて、ちょっと何点かあるので、で、6ページの海の駅舎の保守点検に関するということと、同じ6ページの一番下に業務日誌と書かれているんですけど、その書式もないので、まあ、どういうふうなことがやられるのか。で、他にも8ページにも警備日誌っていうのがありますし、事業報告書というのが9ページ、どれも書式が全然付いてないんですね。

なので、どういう項目を想定して、どういうやっていただくように考えているのかがちょっと見えないということと、で、8ページにある緊急時ですよ、緊急時の対応に関することっていうことで、的確に対応することとなっているんですけども、まあ単に的確に対応することってやっちゃうと分からないんで、まあこの辺もどういうふうに協議して決められていくのかっていうことですね。

もう一つ、7ページに戻るんですけど、ゆげ海の利用に関する業務のところ、下から4行

目なんです、海の駅ブログを随時（最低月1回）更新することとなっていて、ここが観光の拠点になろうかというのに月1回じゃとてもとても間に合いませんよねえっていうふうに思っているんですが、この1回の根拠は何でしょうか。

○(杉田 和房 企画政策課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田課長。

○(杉田 和房 企画政策課長)

ええとまずは、業務日誌については、これ表にありますようにまだ素案の段階ですので、これから受託業者と協議しながら決めていきたいと思っております。

先ほどの月1回のホームページの更新についても、今後協議しながら決めていきたいと思っております。保守点検とか、詳しい内容についてもマニュアル的なものを再度作りたいたいと思っております。以上でございます。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

今の質疑ですが、さっき課長が仰っているように、この件に関しては素案として、参考資料としてもらっているんで、この場で考え方聞くというよりも、この条例案の審議を進めてほしいと思います。（複数の「異議なし」の声あり）

○(濱田 高嘉 議長) 平山議員。

じゃあ、条例につきまして審議いたします。条例についての質疑を受けます。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号、「上島町ゆげ海の駅舎条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

(賛成者：村上議員・林議員・大西議員・藏谷議員・寺下議員・檜垣議員・平山議員・前田議員・土居議員・池本興治議員・松原議員・亀井議員、反対者：池本光章議員)

起立、多数です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第10、議案第7号、「上島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第7号、「上島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、地方公務員の育児休

業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願ひいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

はい、説明が終わりました。これから質疑を受けます。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号、「上島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者、起立）

起立多数、もう一度お願ひします。はい、起立、全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号

**○(濱田 高嘉 議長)**

続きまして、日程第11、議案第8号、「上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)**（挙手）議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

はい、議案第8号、「上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願ひいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を受けます。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号、「上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第12、議案第9号、「上島町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第9号、「上島町税条例等の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号、「上島町税条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願ひます。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第13、議案第10号、「上島町集会所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第10号、「上島町集会所条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、行政財産の廃止に伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願ひいたします。

なお、条例案の改正内容につきましては、今井住民課長から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

**○(今井 稔 住民課長)**

はい、今回の改正は、弓削地区の佐島集会所を上島町集会所条例に基づく集会所から、用途廃止し、行政財産から普通財産に変えてIターンを希望している方が施設を活用し、地域住民と来町者との交流、憩いの場を設けたいという要望に対応するためものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表の2/3ページをご覧ください。

別表第1の弓削地区の表の佐島集会所を削除しております。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** 寺下議員。

**○(6番・寺下 満憲 議員)**

はい、集会所をいわゆる廃止してIターン者の利用に活用したいということですけど、細かい話し合いや取り決め等々まだ全然なされてないんですかねえ、今のところは使いたい言う人がおられるという段階ですか。

**○(今井 稔 住民課長) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** 今井住民課長。

**○(今井 稔 住民課長)**

はい、そのとおりでございます。今回の条例改正決議後、また、この方と協議を進めていくということになっております。ええー、住民課管轄の行政財産から総務課管轄の普通財産の方に変えて、その後、事務を進めて行くというような流れを考えております。以上です。

**○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** 寺下議員。

**○(6番・寺下 満憲 議員)**

そもそも廃止して行くことになった目的は、やはり地区住民の方々が利用しなかったということが第一の目的だろうと思うんですね。ええー、そして、そこにIターン者が住民の交流のために活用したい、このことが2番目として出てきた問題だろうと思うんですね。この問題出てからちょっと現場見に行ったんですけど、まあなかなかもう古くて新たに再生するには莫大な予算が、まあ相手方がすることですから、とやかくは言わないにしても、相当の手がいるような建物ですので、この際、行政財産から普通財産に格下げするに当たっては、もう思い切って売却して、その新しく来られる方々の財産として末永く上島町に在住してもらおう。そういう方向付けで進めて行ってはいかがなものか。このように思ったりもしますが。

**○(今井 稔 住民課長) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** 今井住民課長。

**○(今井 稔 住民課長)**

はい、今後、Iターンの方といろいろ協議させていただいて、借りたいという考え方か、買いたいという考え方か、しっかりお話をさせていただいて、事務を進めて行きたいと思っ

ております。

○(濱田 高嘉 議長) 他にありませんか。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

ええーとですねえ、古くなった集会所、扱ってない集会所ということですが、実はこの今あるリストの中にも、現在もう使われていない集会所もあるんじゃないかと思うんですが、いかがなんでしょうか。同じように、佐島の三つ小島の集会所もたぶん最近は使われてないんじゃないかなと私が見た印象では思っているんですが、そして、もしそういう集会所が町内全部チェックしてあるんでしたら、この際ですので全部そういうふうに形にしておけばIターン者が使いたいと思ったときに物件示して「どうぞ」とすぐ言えると。いうこともありまますので、それ1回見直し、やられたらどうですかねえ。現実問題として、この中で使われてなかったのは佐島集会所だけですか、現在。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、先ほど平山議員が言われた三つ小島集会所も確かに使われておりません。ええー、ただ、今回はIターンの方が利用したいというご希望だったので、その佐島集会所のみを普通財産に変えたという経緯がございますので、他の集会所は今のところは考えていませんでした。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

まああの一、公共施設のあり方検討協議会というのもありますんで、このたびはこれ佐島集会所で結構かと思いますが、あり方検討協議会で公共施設全て一遍にやるのはなかなかです。集会所に特化してやって行くと。そして、外すもの外すと。そして、逆に言えばですねえ、使っていないながら老朽化して地域の力ではどうにもならないという、そういう場所も確かにあるんですよ。その辺りを集約して使える形に持って行けるような、そういう取り組みをぜひしていただきたいなと、そういうふうに思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

仰るとおりかと思います。ええー、他の集会所等、それから先ほど申されましたように、公共施設全般に渡ってですね、将来的には出来るだけ早い機会にそれを見直しながら、不用のもの、使えないもの、そういうものに関しては明確に打ち出していきたくと思います。

あと使えないものについても、その空間、スペース、環境等ですね、これをいかに後の転用なり活用なりをして行くか、その辺も含めまして、またどんどんと判断を下してご報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

**○(濱田 高嘉 議長)**

はい、他にありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号、「上島町集会所条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間の休憩をいたします。2時10分から再開いたします。

( 休 憩 : 午後2:02 ~ 午後2時10分 )

日程第14、議案第11号

**○(濱田 高嘉 議長)**

それでは再開いたします。

日程第14、議案第11号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

はい、議案第11号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に延期されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしく願いいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号

**○(濱田 高嘉 議長)**

続きまして、日程第15、議案第12号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案

理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第11号、議案第12号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしく願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第12号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第13号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第16、議案第13号、「上島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第13号、「上島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしく願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行

います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第13号、「上島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第14号

**○(濱田 高嘉 議長)**

続きまして、日程第17、議案第14号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由並びに担当部長の詳細説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)**（挙手）議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** 村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

はい、議案第14号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、指定管理者の安定的な収入の確保のため、宿泊利用料金等を改正する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、詳細内容につきましては、越智産業建設部長から説明いたします。よろしく願いいたします。

**○(越智 康浩 産業建設部長)**（挙手）議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** 越智産業建設部長。

**○(越智 康浩 産業建設部長)**

はい、それでは、フェスパ条例改正案の参考資料についてご説明申し上げます。

まず、先日の全員協議会で濱田議長から、フェスパの宿泊料金表の件についてご意見があった件ですが、間違いがなかったことを確認していただきましたので、まずここで報告させていただきます。

それでは、説明をさせていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。

別紙のとおり、今年度に、6回の連絡調整会議を実施しております。協議内容については、過去の実績による検証、食事のメニュー改善、施設の修繕や改善についてや、経営に係る人件費や光熱水費等について、近隣の国民宿舎等の現在の宿泊料金の設定についての情報収集や専門家及び税理士の提言をいただき、今後の経営改善についてなどの協議を行ってまいりました。

開業以来、6年目を迎えていますが、こういった会を正規には実施しておらず、今回の条

例改正案に至っております。

3 ページ目をお願いいたします。3 ページの過去 5 年間の実績収支表をお開きください。

開設当初のコンサルタントが示した経営目標との検証としては、一番左が開業当初のコンサルタントが示した計画案です。その右から 5 年間の実績、5 か年平均、当初計画との平均額の差額を示しております。

まず収入ですが、宿泊料収入においては、計画よりもクリアは出来ている。しかし、一人当たりの客単価を比較すると、25%程度低い傾向となっている。コンサルタントが示した宿泊料金設定における、各部屋の算出根拠は特になく、当時のゆげロジや近隣ホテルの客室単価を参考に設定しており、新しくなった近代的な部屋の宿泊査定は行われておりません。

休憩及び会議室収入においては、計画からははるかに実利用が少なく、計画と比較すると、25%程度の利用率しかございません。

料理収入においては、概ね計画どおりで、5 ヶ年平均も計画値を上回っていますが、料金収入は、計画の 75%程度の利用率となっており、1 人当たりの計画単価が都会並みの飲料客単価により算出しているものではないかと推測しております。

入浴収入においては、コンサルタントの計画の 40%程度の利用率で推移しており、大幅な減収の要因となっております。計画では、町外者利用を 1 日 1 0 0 人としていたこともあり、計画したコンサルタント自体が、都会部で入浴業をしていた関係もあり、都会並みの利用人数で計画されていたため、実際の利用人数の大幅な減に伴い、大きな経営ダメージを与えていることは明白です。また、営業外収益における指定管理料として計画されていたものは、地元住民の入浴利用者に対して、割引設定を行い、割引差額分を町から補てんするという計画となっていたものであることから、町内利用者への割引を実施していないことから実質収入はございません。

このようなことから、入浴関係の収入だけを見ても、計画していた、実質入浴収入に指定管理料を加算した収入額と実質収支額を比較した場合、約 40%の利用料金しかなく、計画と大きな乖離が見られます。

その他収入の内容は、カラオケルーム室料や体験交流参加料等が計画内にありますが、体験交流参加料においては、皆無に等しく、全体でも 40%程度の利用率となっており、大幅な減収の一因となっております。

以上のことから、収入においては、計画した総収入約 2 億に対し、85%の収入となっているような状況でございます。

次に支出ですが、人件費においては、役員報酬等の計画に対して、報酬金額等の大幅な削減により、経営努力をすることで、コンサル計画に対し約 90%の支出に抑えております。

材料費においては、都会部と比べ実質の仕入れ単価が高いことなどが影響し、対計画では約 40%程度オーバーしております。

飲料費に関しても、同じ理由から、対計画では 24%程度のオーバーとなっております。

その他経費については、平成 2 6 年度から施設使用料を引き下げたこともあり、対計画では、92%に抑えられております。

以上により、費用において、コンサル計画の総支出費用の約 1 億 9, 2 0 0 万に対し、95%

程度で賄っている状況でございます。

結果といたしましては、支出に関しては、計画よりも抑えるよう、経営努力はしているものの、収入の見込みが甘く、現実と乖離しているため、大幅な収入減となっていることから、平成27年度までの累積赤字額は約6,200万円と膨大な額になっております。

このような結果を踏まえ、指定管理のコンサル計画書の目標値と比較をしても、入浴関係収入とその他収入のカラオケルーム室料や体験交流参加料などに対し、2,800万円以上の不足となっていることから、宿泊料とレストラン収入による増収計画を立て、経営努力はしているものの、開業以来毎年度事業利益がマイナスとなっており、経営が苦しくなっている大きな原因と推測しております。

このような中で、連絡調整会において外部からの意見をいただいております。

旅行会社の意見としては、季節ごとの料金設定を細かく行い、特にハイシーズン等では設定金額を上げた形でも集客ができ、特に専用の露天風呂やジャグジーの付いた、特別室については、4万円以上の室料で販売しても差支えないのではないかと意見をいただいております。

ただし、オフシーズンの稼働率の低い時期の料金設定は、限定何室かの制限付きでもいので、思い切ったサービス価格の提示をしてもよいのではないかなどの意見をいただいております。また、食事付の料金設定で1人当たりの単価UPを考えると、現在の宿泊と食事の分離型ではなく、宿泊に食事付の包括料金の採用も検討してみてはどうかと勧められております。

さらに、専用の露天風呂やジャグジーの付いた特別室については、最初から料理内容をUPした設定で、高単価の設定で販売する代わりに、上質な客室と料理をセットした提供で、価値を高めてみてはどうか、など、多くのご提言をいただいております。

次に、税理士さんからも意見をいただいております。現在までの経営状況も加味すると、旅行会社同様、財務体質の大幅な強化が必要になることから、繁忙期等の宿泊料金のUPとオフシーズンの稼働率のUPの両輪にて、売上金額の増加が必要であることのご提言をいただいております。その他、国民宿舎協会や金融機関の方の意見もいただいております。

4ページをお開きください。

現在までの経営状況と専門家などの意見を総合したうえでの宿泊料金の改定試算案です。

中段、中央部に示しております、現行料金と改定料金により、平成27年度の宿泊実績により算出しております。

専用の露天風呂やジャグジーの付いた部屋等の特別室においては、現在より30~50%UP、その他の部屋においては、8~15%UPで試算しております。

これの改定金額を基本とした料金で、約1,400万円の増収が見込まれ、さらに、特日での割増の増収を見込むと年間約1,800万円の増収が見込まれます。

ただし、閑散期において、格安プランでの価格も設定することで、稼働率を上げていきたいと考えておりますので、見込みよりは、もう少し低くなる可能性もございます。

今回の条例改正案の宿泊料金を4万円以内とした理由といたしまして、旅行会社からのご提言等により、試算上の最高額が、最盛期のお盆の特日に和室特別室Bの定員が5名のとこ

ろを1名で利用し、特日割増30%の最高額で宿泊料金を算定した場合、基本料金が18,000円、定員5名のところ1名利用で、50%増しで、27,000円、特日30%割増を加算すると35,100円となります。なお、参考までに現在の最高額は21,380円でございます。

以上のことを含めて、町長との協議をした結果、「細々した各部屋の料金設定ではなく、指定管理者の責任で経営していくことを重視し、最大限の設定でやってみましょう」という意見により、4万円以下という設定をいたしました。

今後におきましては、現在施設使用料を約半額にしていますが、元のとおり月額100万円とすること、さらに黒字経営となれば決算収益の10%を収納していただけるということを目標として、今回の条例改正案となりました。

なお、全員協議会で大西議員からご意見のありました、指定管理事業計画書に示した自主事業の検証ですが、5ページ以降に各々の事業において、検証しております。ご覧いただけたらと思います。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を受けます。質疑はありませんか。

**○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** 平山議員。

**○(8番・平山 和昭 議員)**

えーと、部長の方からいろいろ説明いただいたんですが、全員協議会での説明よりも微に細に渡ったんですが、かえって何ですかなあという感じが湧いてきたんですね。で、まあ、それは後ほど申し上げますが、前回の全員協議会のときに、この条例による価格改正が今般条例案として出てくるんですが、あの一既に価格が改定されて上がっているという話で、まあ話が出てきましたですねえ。この現在の、現在、フェスパの方で資料があるんですが、この現在の価格になるまでに、この最初の基本的な条例から全体として今般を含めて何度目の価格改定になるんでしょうか。もし、今般まあ、これが通ったとすれば価格が改定されるわけですねえ。今般も含めて、過去この条例が制定されてから何度目の価格改定になるんでしょうか。

**○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。**

**○(濱田 高嘉 議長)** 越智産業建設部長。

**○(越智 康浩 産業建設部長)**

ええーと、当初の価格、それから消費税が8%になったときが2回目でございます。それでは今回の料金改定の、今回を含めて3回目となります。

**○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** 平山議員。

**○(8番・平山 和昭 議員)**

まああの一、フェスパさんの業務の流れから厳しいものがあつたとかの話もありますが、基本的にですねえ、この金額そのものよりもむしろ私がちょっと問題ではないかと思うのは

ですねえ、ええー基本協定書がフェスパと町の間で結ばれております。そして、その基本協定書の第27条、これは利用料金の決定ということですねえ、ちょっと読みますけども、第27条の利用料金は乙が条例に規定する料金の範囲内で定める。乙というのはフェスパのことですね。これあの一、利用料金というのは、基本的に条例で定まっています、その中で指定管理者が決めていく、これは規程でございますね。つまり、今般のようにですねえ、料金変更するんであれば、例えそれが消費税であれ、何であれ、理由が消費税改定であれ何であれ、条例が改定されて、そして、この料金が決まってくるというのが基本的な流れじゃないかと思うんですが、この基本協定については、そのような解釈でええんでしょうかねえ。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい、この利用料金の決定の条例の規定する料金の範囲内を定めるものという云々の条例の内容につきましては、消費税8%ですか、のときの改正をしたことでの料金改定表ですので、問題ないかとは思いますが。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

あの一、私が申し上げているのはですねえ、例えまあ料金を改定するにしても、指定管理者の都合がどうであって改定するにしても、基本的には、手続きとしては、条例改正があって、そして、料金改定がアナウンスされるというふうに思うんですが、違うんですか。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい、そのとおりだと思いますけども。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

ええー、そうしますとですねえ、料金改定をする指定管理者のフリーハンドとは言いませんが、裁量度を高めるという意味合いで上限を決めるんですが、そもそも本来的にこの基本協定を守ってこなかったというふうに私には受けとれるんですけど、どうなんですか。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

ええと、その件の、全員協議会の件ですよええ、議長が示された、ではないでしょうか。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

現在既に料金改定が、この元の料金よりも高くなってますよねえ、一番最初の。この、え

えー、フェスパの料金を決める条例がありますよねえ、それよりも現在、既に料金が改定されているわけですよ。例え8%であれ、3%であれ、つまり現在、ここの条例にある値段よりも高くなっているわけでしょう、これ、数字としては。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

高くなっておりません。条例どおりの計算式に基づいて計算しております。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) 寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

この前の全員協議会でもらったこれ、どっから出たのかしれないけど、この体系表は年号が打たれてないんですけど、いつの時点で改定されたこの料金体制になってるんですか。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

改定されたのではなく、これは単なるフェスパ側の早見表でございまして、これの中身の複数の部屋がございまして、定員が2名以上。このときに、1名が利用した場合は、2名の定員以上ですね、2名の定員のところで1名が利用した場合は50%増しとなるという計算がございまして。ですから、その辺を議長の方にも説明し、納得をしていただいたところでございまして。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええー、複数で宿泊した場合、まあいわゆる最初の202ですかねえ、ここ1名で宿泊したら8,600円ですか、これ条例ではいくらに謳とんですか。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい、条例上、5,400円ですけども、先ほど説明したとおり、この表で行きますと、1名が利用したときに1.5倍の8,600円プラス入浴料になっておりますので、この早見表ですので、計算式については間違いはございません。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

すみません、ちょっと休憩して、このことに関してですねえ、説明する時間を多少いただけないでしょうか。

○(濱田 高嘉 議長)

理事者側の申し出に対していかがですか。(「はい、休憩してください」の声あり) 別室

でしますか、ここでやりますか。ここでいいですか。それでは一旦休憩を取ってですねえ、その後説明をいただきます。

( 休 憩 : 午後 2 : 4 2 ~ 午後 2 時 5 0 分 )

**○(濱田 高嘉 議長)**

ただ今から会議を再開します。

このフェスパの料金改定につきましては、非常に理解しにくいと言いますか、単純に条例の数字をそのまま適合しますと、業者が作った一覧表、これはなかなか理解がしにくいと、誤解を招くということもありましたし、で、今回料金体制、部屋代を上げるという状況にありますけども、これが果たして、その経営改善に結びつくかどうか。この辺も皆さんと議論して行きたいと思っておりますし、それから理事者側に聞きたいのは、ホテル、旅館業で総売り上げに対して部屋料が大体適正が何パーセント占めているのか、この辺もですねえ、認識されていると思いますので、その辺の答弁もお願い出来たらしていただきたいと、このように思っております。(寺下議員「議長、質問したいなら、こっちでした方がいいんじゃないか、そういう思いがあるんなら」)いや、そこを説明してほしいということです。分かる範囲で結構ですから、お願いいたします。

**○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉議長)** はい、平山議員。

**○(8番・平山 和昭 議員)**

はい、先ほどですねえ、価格を改定しているか、いないかということで、今度で3度目というような回答をいただいております、先ほど議長の方から特別なコメントがありました、非常に分かりにくいことでもあったということは確かです。ええー、基本的に確認しますと、元の条例の基本的な価格は変わっていないと。で、現時点においては、消費税が加味された分だけ2度変わったという理解でよろしんですかねえ、はい。

ええー、まあ仮に消費税が理由にあるにしても、価格が改定されたことはまあ事実でございますね。価格が上がったわけですから、消費税が加味した価格というのが当然あの一、条例で規定したもので、それでやるべきではないかと。つまり、消費税が10%にならないんで条例はまた一部改正しますということを今までやってきましたよねえ。同じように消費税を8%でやる、改定するのであれば、これにプラス8%の条例案が出て良かったんじゃないかと思うんですが、どうなんですか、それ。

**○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** 越智産業建設部長。

**○(越智 康浩 産業建設部長)**

消費税8%の改定は既に議会に上げてですねえ、1回目の8%分の料金が現在の料金設定でございます。

**○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉議長)** はい、平山議員。

**○(8番・平山 和昭 議員)**

それは分かったんですよ。だから、「それをやるときに条例改正するべきじゃなかったんですか」と言ってるんですよ。そういうときは条例改正しなくてもいいんですか。

**○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** 越智産業建設部長。

**○(越智 康浩 産業建設部長)**

すみません、そのときに条例改正を提出して議決をいただいて、今の額になっています。ですから、今の額が8%になった額とは何ら変更しておりません。

**○(村上 和志 副町長) (挙手)** よろしいですか。

**○(濱田 高嘉 議長)** 村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

あの一、条例で、平成26年2月13日に臨時議会を開いていただいてですねえ、26年4月1日からの、いわゆる8%消費税加味した分の一括条例で出して議決いただいて改定しております、使用料等について。

**○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉議長)** はい、平山議員。

**○(8番・平山 和昭 議員)**

はい、その流れについて、じゃあ理解しました。ええーと先ほど部長がいろいろコンサルの当初の計画に達しなかったということで、もう目標達成が出来なかったといったような説明をされおりますが、聞いてみますとですねえ、コンサルの設定がいかにも高過ぎると言っているように聞こえるんですねえ。ええー、実はその一、今のフェスパに指定管理したときに別のオファーした業者がおりまして、その方たちの計画案とフェスパの計画案、まあ議会では評価が分かれましたが現状になったという流れがあります。そういった中で、先ほどの部長の説明であるコンサルの設定が目標が高い、と言ったような説明は通る話じゃないかと思っております。

そしてまあ、フェスパ開所したときに、100万円のいわゆる賃料を支払う、それを設定する目標としては指定管理者に必ずそれを払うんだという高い意識を持って運用してもらいたいと。で、それを維持することは、大変かも分らんけど、それなくしてあれだけの施設の運営は出来ないというふうに踏んだコンサルタンの思いを反映してるんだというふうに私は当人から聞いております。その中で、利用料を半額にしまして、そしてこのたび利用料の値上げを、まあすると思うんですが、値上げをするとき、施設の使用料が100万円に戻るのが目標であると、いったような、なかなか話としてすっきり入って来ないなど。せっかく、家賃が半分になったものをまた倍に戻しますよというのは解せない話、なかなかなりにくい話。つまり何が申し上げたいかと言いますと、現在の指定管理者がそれに見合う営業努力をしない限り、いくらこれを底上げしても黒字にはなっていないかでしょう、そういう危惧があるってことです。それは、その中の一つで自主的な活動の中で上がった利益はフェスパの運営の決算に上がって来ない。別会計でやっていたという過去のこともございまして、ええー、指定管理者であるフェスパがその施設をきちんと維持してやって行く、そういう強

い意志がどうしても感じられないかなあと、いうふうに思うんですよねえ。

ですので、ここで値上げの幅を上げる、その条例でこういうふうに緩くするということは、果たしてその一、そういった町からの好意が実際に伝わるんかなあと、その人たちのハートに届くんかなあと、いう危惧が過去の形から見て感じるんですよねえ。これは非常にその一、言いにくい話ですけども、現実にはそのように見えてしまう、いうことなんですよねえ。ですので、まああの一、人を見て値段を決めると言ったようなことはないとは思いますが、誘惑にかられるような条例案じゃないかなあと思ってるんですよねえ。

ただ基本的に最初に私が思っていたのは、既に過去に値上げがあったという認識でいたんで、それに関しましては私の錯誤であると思いますが、運営に関しては、なかなか疑念が払えない、いうことがあります。ですので、「コンサルタントの事業目標が高いということで利益が上がらない」といったような説明をたぶんフェスは担当部長には言うたんじゃないかと思いますが、基本的に営業する側の人間としては口が裂けても言えん話じゃないかなあと思うんですよねえ。その辺はどのようにお考えになりますか。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい、なかなかお答えに難しいところがございますけども、フェスの意見が全てではございません。私も経営にも関わっていろいろと研究したり、そのどこが原因なのか、というところは一緒になってやってきたつもりでございます。

あの一、先ほど最初に言われました前回の指定管理のときに、違う業者との比較がございましたけれども、もう一つの業者の収支の計画表見ましても、最初の2ヶ年は赤字経営、さらに3か年で黒字という計画表は私も見ております。ただし、その中にですねえ、指定管理料は払わないとか、そういった条項もありましたので、やはり全体的に他社のその計画表を見ても、実質今までのその経営状況見てもですねえ、フェスの現在の経営状況は非常に苦しいところがあるというふうに私は見ております。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、まあ部長の見方もありましようし、当事者の思いもあると思います。ええ一、しかしまあ、営業して他社と競合して、なかつここを取ったということでございますので、石にかじりついてやっていただきたいなというところが一つと、まあその一、いわゆる家賃を半額にした、それでも間に合わないということであれば、「家賃をただにするといった方法もある」と、つまり、そこのところは、どうやっても出来ない話なのか、先ほどの部長の説明の中に、まあ「業者側の経営努力の足りなさ」といった言葉は一切出てきておりませんので、実際本当の意味で過去の自分たちの動きについて、まあ反省があるのかな、ないのかな、ということも疑念を感じるんですよね。

ですので、まあ、この条例案の改正案のタイトルにございますように、一番最初に違和感を感じたのがですねえ、提案理由で「指定管理者の安定的な収入の確保のため」という文言

が入っておりますが、これは自分たちが頑張っていただくんで、町としてはそういうために条例を改正するんじゃないんで、ちょっと違ういい方があったろうかなというふうを感じるんですけどね。まあ、その辺を町長どうですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、提案理由の文言については、仰るとおりかと思えます。ええー、反省しております。ただですねえ、先ほど来、いろいろ考え方もあろうかと思えますが、私自身が今回こういう判断をさしていただいて提案さしていただいた最大の理由はですね、フェスパというそういった滞在施設における経営という観点から見てですね、あまりにも自由度がなかったという、この条例で雁字搦めに縛ってしまって、こんなやり方でじゃあ本当に自分たちが思うようなその部屋の使い方なり、お客さんの使いまわし、その利用を提供する、そういった自由度がないと、こういった施設はソフト対応が出来ないと思うんですよね。その意味から、これは私は最初の設定が間違っていると思いました。こういう細かな部屋代を決めるような条例は要らなかったんじゃないかと思っています。それは、最初からこれがスタートからこういうコンサルに任せる料金設定みたいな、料金のおおまかだけなら決めてもいいけど、部屋ごとにこういうふうに割振りをするようなんは、ちょっと私の経営という観点からすると、おかしいと思います。それは、このあとは皆さんの判断にお任せするわけですけど、ええー、こういうソフト対応のホテル業と言いますか、こういった施設に関してはどういうサービスをどういうふうに提供するか。それに客単価をどういうふうに付けていくかということとは本当にここが生命線になりますので、これに関してですね、こういった縛りをここまで付けるのはナンセンスだと私は考えておりますんで、その辺のところをいただいて審議していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

先ほどですねえ、8%の消費税の話あったじゃないですか。ちょっと今フェスパの条例を2月の23日に私プリントアウトして持ってるんですけど、どこに8%のことが書いてあるのかちょっと分からないんですが、8%条例改正したら、例えば5,400円の部屋料の、まあここに別表があるんですね、別表のところどころにどっか8%消費税だよとか、消費税は別に取りますとか書いてあるかなと見ているんですけど、どこにありますか。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

通常その一、消費税謳わない場合、これは内税で入っております。ですから、逆算してすぐ分かると思えますけど、5,400円の、5,000円の8%が5,400円ということですよ。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉議長) 大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、8%は分かりました。せっかく出していただいたんで、自主事業なんですけど、検証ということで、これ全部文章なんです。で、たぶんフェスパさんにまた今回委託してから1年以上は経ってますよね。で、そうすると、自主事業の検証がこういう文言というか文章の説明でいいんですかね。やっぱり「1年目やってこうだったからこの数字なんでこういうふうにします。こういうふうだったんでこういうふうに変えます」っていうやっぱ検証じゃないと全然説得力ないんですよね。で、これ、ずっと読んでいくと結構まあちょっと今一つ何で直しますという自主事業も多いんです。っていうことは、経営努力という意味で行くと、まあもう少し頑張っていた方がいいんじゃないかなあと。

で、さっきも部屋料が近隣のところと合せてたんで、で、部屋の室からいってもうちょっといい値段でもいいんじゃないんかっていう話あったんですけども、今、旅行も多様化していますよね。で、言ったら若い子は、素泊まりでいいような民泊みたいななんか、その一、ツーリズム何かの場所に泊ったりとか、っていうようなことも結構ありますよね。尾道なんかでも、そういう空き家再生をやって、流行っている所いっぱいあると思うんですよ。で、そしたらターゲットをどこに絞って料金設定をしていくのかっていうことを考えたときに、この事業の中身からいくと、グループとか、ファミリー層にちょっと感じたんですけども、グループやファミリー層とその団塊の世代くらいのね、お金を持っているグループだと思えるんですよ、高くても。でも、ファミリー層だと、私も一応ファミリーなんで、行こうと思ったときに、「いやあ、この高さはちょっと行けないよね」というのは、やっぱり感じるんですよ。で、特別な日だからといっても、支出できる金額というのは今の社会情勢見ても、家族層というのはすごく絞っているっていうようなところも聞くので、やっぱり単に上げればいいというのではないんじゃないかと思うんですけど、その辺の話し合いはどのようにされてます。ターゲットはどこですか。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい、実質フェスパは17部屋しかございません。それで、まあフェスパの建築当初は滞在型の施設ということで建ててはおりますけども、施設としてはリゾート型のホテルでございます。主なターゲットといたしましては、やはり県外の家族の皆様、まあ定員もございまして家族対象、それとか高級志向の特別室、まあ様々ではございますけども、いろいろと多種多様に対応できるようになったのがこの施設だと私は感じております。ただしその一、特日であるとか、閑散期であるとか、いうところを加味してですね、安い設定で出来るところは安く、今でもやっております。ですから、言い方は悪いかも知れませんが、夏休みとかの、そのハイシーズンは料金を高い設定で何とか経営をやって行こうと、いう感じで行っていると私自身は感じております。

○(濱田 高嘉 議長) 他にありませんか。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、先ほどの自主事業のこの検証についてはどうですか。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい、すみません。数字を表さなかったのは大変申し訳ないんですけど、やはり、これをデジタル化するという事は非常に難しいと思います。先ほど言いましたように、その一、ある時期では料金を高くしている、閑散期では低くしている、まあ、その時の料金をはじけば出るじゃないかなかなか言いますが、ホテル業やっている中で細々とした料金のその算出というのは非常に難しいところもございますので、まあ今後はですね、そういったところもはじいてみたらどうかということは提言して行きたいとは思っております。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、今の話、ちょっとおかしいと思うんですよね。これ、あの一、マスの体験ツアーっていうのが一番最初に来てるんですけど、この金額じゃなくても、例えば、何人利用したとか、どれぐらいやっていると、回数とか、日数とか、どういう団体を受け入れたとかっていうことはここに出来ると思うんですよねえ。そうじゃないと、金額が例えば、ここで500円でした。1人300円でしたっていうバラつきがあったら、事業としてどうやって、その平均値を出します、とかいう話になってしまうんで。そうじゃなくて、これが本当に売れているのか、売れてないのか、みんなが求めているものなのか、求めてないものかを検証しないと、やっている意味がないじゃないですか。だから、そういう資料を出せないという理由にはならないと思うんですよ。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい、すみません。言い方が悪かったと思います。今回のこの検証については、一応まとめたもので、フェスパと協議して作り上げたものでして、細々のデータは、ええー、全てとは言いませんけど、持っておりますので、今後、その検証のときにはきちんとデジタル化するようにします。

○(濱田 高嘉 議長)

他に質疑はありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(沈黙) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第14号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

(賛成者：村上議員・林議員・藏谷議員・寺下議員・前田議員・土居議員・池本興治議員・松原議員、亀井議員、反対者：池本光章議員・大西議員・檜垣議員・平山議員)  
起立、多数です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、19、議案第42号、第43号

**○(濱田 高嘉 議長)**

続きまして、お諮りします。次の日程第18、議案第42号並びに日程第19、議案第43号「上島町農業委員会委員の選任について」の人事案件2件は審議の都合上、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)「異議なし」と認めます。それでは、議案第42号並びに第43号の「上島町農業委員会委員の選任について」の2件を一括議題といたします。2件併せて提案理由の説明を求めます。

**○(宮脇 馨 町長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、宮脇町長。

**○(宮脇 馨 町長)**

はい、議案第42号と議案第43号「上島町農業委員会委員の選任について」につきましては、現委員に欠員が生じておりますので、新しく委員を選任することについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、上島町農業委員会候補者評価委員会で審査を行った結果、今回の法改正の主旨に合致した人物でございますので、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

それから、内容を説明せにゃいけんですよええ。

まず、議案第42号につきましては、同意を求める人物でございますが、住所 上島町生名2978番地、氏名 村上正人さん、生年月日 昭和21年5月28日でございます。それから、議案第43号の方、住所 上島町弓削佐島302番地の1、氏名 竹垣有奉さん、生年月日 昭和18年6月29日でございます。以上でございます。よろしくお願ひします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

ただ今、提案理由の説明がありました。本件は人事案件でありますので、議会内部の申し合せのとおり、質疑と討論を省略して、これから議案第42号並びに第43号の「上島町農業委員会委員の選任について」を採決いたします。この採決は、記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。(事務局長、議場閉鎖)

**○(濱田 高嘉 議長)**

ただ今の出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に平山議員、前田議員を指名します。

投票用紙を配付してください。(事務局長、投票用紙の配付・議席順に配付)

ええー、念のために申し上げます。各議案の候補者について、賛成の方は、判定欄

に「○」、反対の方は「×」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は「否」とみなします。

(投票用紙配布後)

用紙の配付もれは、ありませんか。(「なし」の声あり)「配付もれはなし」と認めます。

投票箱を点検します。(事務局長、投票箱(蓋・箱の順)に点検)

(事務局長、議長・議席の方に向け、何も入っていないことを確認してもらう)

### ○(濱田 高嘉 議長)

「異常なし」と認めます。ただ今から投票を行います。

事務局長が「議席番号と氏名」を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局長、点呼・投票)

投票もれはありますか。(「なし」の声あり)「投票もれなし」と認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。平山議員、前田議員、登壇して開票の立ち会いをお願いします。事務局長、投票箱を開け、開票してください。

(事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す)

### ○(濱田 高嘉 議長)

投票の結果を報告いたします。

まず、議案第42号の投票の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票。有効投票のうち賛成12票、反対1票。(賛成者：村上議員・林議員・池本光章議員・大西議員・藏谷議員・檜垣議員・平山議員・前田議員・土居議員・池本興治議員・松原議員・亀井議員、反対者：寺下議員)

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第42号は同意することに決しました。

続いて、議案第43号の投票の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票。有効投票のうち賛成12票、反対1票。(賛成者：村上議員・林議員・池本光章議員・大西議員・藏谷議員・檜垣議員・平山議員・前田議員・土居議員・池本興治議員・松原議員・亀井議員、反対者：寺下議員)

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第43号は同意することに決しました。議場の閉鎖を解きます。(事務局長、議場開鎖)

日程第20、21、議案第44号、45号

### ○(濱田 高嘉 議長)

続いて日程第20、議案第44号、「辺地に係る総合整備計画の変更について」、並びに日程第21、議案第45号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)「異議なし」と認めます。よって、議案第44号、「辺地に係る総合整備計画の変更について」、並びに議案第45号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」を一括議題といたし

ます。なお、採決については、議案ごとにそれぞれ採決を行います。

それでは、議案第44号、第45号について、併せて提案理由の説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** 村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

まず、議案第44号「辺地に係る総合整備計画の変更について」、平成28年6月21日に議決された本町の辺地に係る総合整備計画について、別紙のとおり変更するものでございます。提案理由といたしましては、本町の辺地に係る総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

続きまして、議案第45号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、諸般の状況から、本町の辺地に係る公共的施設の総合整備に関する財政上の計画を検討し、これを策定する必要がありますので、この案を提出するものでございます。

なお、計画案の変更内容及び計画案の内容につきましては、古本総務課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

**○(古本 正 総務町長)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、古本総務課長。

**○(古本 正 総務町長)**

それでは初めに、議案第44号の説明をいたします。

表紙から2枚目の総合整備計画書をお開きください。

今回、生名地区において、赤字の部分が前回計画からの変更箇所となっております。教育文化施設について、増額変更を行うもので、表の一番右側の欄の辺地対策事業債の予定額を5億3,420万円から5億3,870万円に変更しております。これは、今年度実施の蛙石野球場改修事業の事業費増額に伴うものです。

以上が今回の辺地に係る総合整備計画の変更内容です。

なお、計画変更にあたっては、法律に基づき、事前に都道府県との協議が必要となっております。愛媛県からは問題ない旨、文書で回答を得ております。

そして、3枚目には参考資料としまして、生名辺地の総合計画一覧表を添付しております。変更前と変更後が記載されておりますので、参考にいただければと思います。

引き続きまして、議案第45号の説明に入ります。

これは、先ほど議案第44号で説明しました平成26年度から28年度の計画が終了することに伴い、次期計画、平成29年度から31年度を策定する必要があるため提出するものです。

この計画に掲載されていることが、財政的に有利な辺地債を借り入れる際の前提条件とな

ることから、現時点で対象となりうる事業計画について掲載をしております。よって、本計画への事業掲載と予算計上金額とは必ずしも一致するものではございませんので、ご了承ください。

計画の内容ですが、辺地を構成する区域は、全体で旧町村単位で弓削辺地、生名辺地、岩城辺地及び魚島辺地の4つの辺地となっております。

それでは、資料の1枚めくっていただき、弓削辺地の総合整備計画書をご覧ください。

1の「辺地の概況」の中の3番に「辺地度点数」というのがありますが、辺地度点数という客観的な指標を算出し、その点数が100点以上であることが辺地の要件となっております。弓削辺地につきましては、154点となっております。

2の「公共施設の整備を必要とする事情」については、4つの辺地とも同様に、離島であり、住民の生活基盤となる公共施設の整備が遅れていることから、必要な施設整備が望まれているということです。

3の「公共施設の整備期間」は、平成29年度から平成31年度の3年間としております。整備計画の内容につきましては、表に示しておりますように、町道整備に伴う交通通信体系施設、給食センターの備品購入事業に伴う教育文化施設、弓削浄化センター耐震・長寿命化事業などに伴う生活環境・厚生施設についてそれぞれを計上しており、弓削辺地の総事業費は、5億1,080万円となっております。なお、表の右側は、各事業の国費、県費などを含む特定財源と辺地債の予定額を記載しております。

続いて2ページの生名辺地の総合整備計画書をご覧ください。

生名辺地の辺地度点数は、165点となっております。計画内容につきましては、表に示しておりますように、町道整備に伴う交通通信体系施設、多目的グラウンド整備事業などに伴う教育文化施設、生名デイサービスセンター改修事業などに伴う生活環境・厚生施設についてそれぞれ計上しており、生名辺地の総事業費は、1億7,800万円となっております。

続いて、3ページの岩城辺地の総合整備計画書をご覧ください。

岩城辺地の辺地度点数は、162点となっております。計画内容につきましては、表に示しておりますように、町道整備に伴う交通通信体系施設、岩城開発総合センター改修事業などに伴う教育文化施設、岩城高齢者生活福祉センター改修事業などに伴う生活環境・厚生施設についてそれぞれ計上しており、岩城辺地の総事業費は、2億2,310万円となっております。

続いて、4ページの魚島辺地の総合整備計画書をご覧ください。

魚島辺地の辺地度点数は、225点となっております。計画内容につきましては、表に示しておりますように、町道整備に伴う交通通信体系施設、コミュニティプラント改修事業などに伴う生活環境・厚生施設についてそれぞれ計上しており、魚島辺地の総事業費は、7億8,410万円となっております。

以上が、今回の辺地に係る総合整備計画となっております。本計画の策定にあたっては、法律に基づき事前に道府県との協議が必要となっており、愛媛県からは問題ない旨、文書で回答を得ております。

なお、各辺地の総合整備計画一覧表がその後のページに各箇所、事業ごとに付いております。

すので、参考にしていただければと思います。以上で44号及び45号の辺地に係る総合整備計画についての説明を終わります。以上、よろしくお願いいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉議長)** はい、大西議員。

**○(4番・大西 幸江 議員)**

はい、すみません、ちょっとだけ教えてほしいんですが、議案44号のですね、辺地債が400万増えるということで、要は、借金をプラス400万して事業をするということなんですけど、蛙石野球場改修事業で400万プラスになっているんですけど、なんで400万プラスしなきゃいけなかったのかがちょっと知りたいんですが。

**○(田房 良和 生涯学習課長) (挙手)** はい。

**○(濱田 高嘉議長)** はい、田房生涯学習課長。

**○(田房 良和 生涯学習課長)**

ええー、ここは蛙石野球場の本部建屋建築工事を本年施工しております。建築基準に基づきですね、県の建築指導課と協議した結果ですね、防火対策が必要であるということが判明しまして、スポレクのですね、体育館の、隣接するスポレクの体育館のガラスをですね、防火ガラスに変更する必要が生じたので400万の工事費が増えております。以上です。

**○(濱田 高嘉議長)**

他にありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第44号、「辺地に係る総合整備計画の変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第45号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

**○(濱田 高嘉 議長)**

お諮りいたします。

次の議案第15号から議案第25号までの補正予算案であります。今回の補正は、入札減少金による補正や事業の実績に伴う減額が主な理由であるため、予算決算委員会への付託

は省略し、本日ここで審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、今回の補正予算案につきましては、予算決算委員会への付託は省略し、本日ここで審議することにいたします。

日程第22、議案第15号

**○(濱田 高嘉 議長)**

それでは、日程第22、議案第15号、「平成28年度上島町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)**（挙手）はい、議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

議案第15号、平成28年度上島町一般会計補正予算（第6号）の説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,200万円とします。第2項の歳入歳出予算の補正については、お手元の「平成28年度3月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

概要の1ページをお願いいたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計がマイナス3億1,500万円、特別会計は、マイナス2億6,990万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計 マイナス7,300万円、国民健康保険診療所事業会計 マイナス1,010万円、後期高齢者医療事業会計 マイナス1,200万円、公共下水道事業会計 マイナス100万円、簡易水道事業会計 マイナス1億1,810万円、農業集落排水事業会計 マイナス150万円、介護保険事業会計 マイナス3,870万円、介護サービス事業会計 マイナス220万円、特別養護老人ホーム事業会計 マイナス30万円、生名船舶事業会計 マイナス1,300万円となっております。

企業会計である上水道事業会計ですが、今回の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債等を財源として、既定の事務事業の見直しを行いました。

主な財源としては、地方交付税3億8,000万円。これは、特別交付税です。

国庫支出金マイナス9,507万9千円。主な内訳としては、防災・安全社会資本整備総合交付金マイナス6,865万円、これは町道舗装修繕事業と長江港改修事業の国の内示額が要望額よりも大幅に減額となったものです。あとは、学校施設環境改善交付金マイナス1,366万1千円等です。

2ページをお願いいたします。

繰入金マイナス3億9,200万円。これは、特別交付税の計上や不用額等により、財政調整基金の一部、減債基金の全額を繰入中止するものです。

町債マイナス1億7,110万円。これは、借入を予定している各事業について、入札減少金等による事業費の減に伴う減額計上です。

以上、マイナス3億1,500万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、繰越明許費についてですが、予算書7ページをお願いいたします。

1番目の総務費の地方公共団体情報システム機構負担金は、マイナンバーカードの発行申請が当初想定よりも少ない状況にあり、国から県内全ての自治体に繰越対応する旨の指示により翌年度に繰り越すものです。生名総合支所庁舎改修事業は、生名公民館解体工事の遅延によるもの、魚島総合支所庁舎改築に伴う家屋事後調査等業務は、地元地権者との調査に係る調整に不測の日数を要したこと、旧梅林邸蔵・長屋門解体等工事は、蔵の急激な傾きに伴い倒壊の危険性があるため、早急に取り壊しを行うべく3月補正に計上するもので、年度内完成は日数が短いため翌年度に繰り越すものです。新公会計制度移行支援業務は、導入予定システムの選定に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越すものです。

次に、民生費の臨時福祉給付金は、経済対策として国の補正予算に関連し12月補正予算に計上したもので、受付及び給付時期が最短で3月開始となり、完了見込みが翌年度6月となるため繰り越すものです。

続いて、衛生費の最終処分場整備事業は、候補地の選定等に不測の日数を要したことです。

次に、農林水産業費の新築住宅支援制度補助金については、住宅の完成が4月以降になるためです。水産振興施設整備事業補助金は、魚島漁協の製氷施設整備において現施設の移行に係る協議等において不測の日数を要したこと、水産物供給基盤機能保全事業及び地方創生港整備推進交付金事業は、資材確保・漁業者との調整等に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越すものです。

続いて、商工費の民泊整備費補助金は、当初予定よりも民泊登録者の確保等に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越すものです。

次に、土木費の町道佐島循環線道路改良事業は愛媛県関係機関との協議調整に、集落・避難路保全斜面地震対策事業は、事業実施用地と隣接地との境界確認作業に、スポレク多目的グラウンド造成事業は、設計内容の見直し等にそれぞれ不測の日数を要したことから、年度内完成が見込めないため、繰り越すものです。

次に、災害復旧費の農林水産施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業は、資材確保の調整等に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越すものです。

次に、2番目として、債務負担行為の補正ですが、予算書の8ページをお願いいたします。

これは、中小企業振興資金に係る利子補給について、新たに13件分の追加及び3件分の変更により限度額等を変更したものです。

予算説明資料の3ページへ戻ってください。

次に、主な変更事業としては、(1)、(3)、(5)及び(6)については、国からの交付内示の大幅な減額に伴い事業費を減額するものです。(2)及び(4)につきましては、現施設の利用継続及び調整不足等により事業を取り止めとしたものです。

4番目として、その他、経常・投資的経費の変更を要するにいたしました。

以上で議案第15号、平成28年度上島町一般会計補正予算(第6号)の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

提案理由の説明がありましたけど、ここで10分間休憩いたします。

( 休 憩 : 午後 3 : 4 8 ~ 午後 3時58分 )

**○(濱田 高嘉 議長)**

それでは、先ほど提案理由の説明がありました。休憩に入りましたけども、これから会議を再開いたします。質疑はありませんか。

**○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、大西議員。

**○(4番・大西 幸江 議員)**

繰越明許のところで、ちょっと教えていただきたいんですが、ええと一つ目が新公会計制度移行支援業務というのがあって、まあ説明ではシステムの選定に不測の日数を要したということなんですけれども、これ、業務委託ですよ。で、先ほどの一般質問とかのところでも、まあ業務委託するコンサルに頼むという事業に関しては専門的な方にやってもらわないと分からないので、専門的な人がやっているというふうな、だからよく分かっている人ですね。というふうに思ったんですが、その人たちが不測の事態になるというのは一体どういうようなことだったのかっていうご説明がいただきたいのと、それと同じく当初で上がっている水産振興施設整備事業補助金(魚島)の分ですね、これも協議に、まあ製氷機という説明あったんですが、協議に不測の日数を要したってということだったんですけれども、この協議は、どこの誰に行って、で、その協議内容がどうだったのか。

あの一、当初の予算編成の方針見たら分かるんですけど、当初の予算に上がっているものは、すぐにスタートした段階で実施できるように計画を十分に行ってやりなさいねと、いうふうに説明書きあると思うんですよ。それが、これが1年経ってもまだ出来なくて協議に日数を要したということは、その予算計上する段階で協議がどうだったのかっていうのがちょっと気になるので教えていただきたいんですけども。

**○(宮 脇 馨 町長) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、宮脇町長。

**○(宮 脇 馨 町長)**

新公会計制度の遅延についてなんですけど、これは業者さんに委託するというのはあるんですけど、その前の段階です。今実際問題これ国の方がいろんなシステムを出しつつあるんですけど、その国の制度自体が、システム自体がご承知のとおり霞が関が出してくるシステムというのはいつも問題を含んでおります。言うたらいかんのかなあ。そういう状態なんですよ。

で、これを見極めるために、慎重にしております。それでいつ発注、どこへ発注するかという、それで霞が関はこの会社を使った。で、うちはじゃあ、どっち使うかと。その辺の情報を集めるのにすごい慎重を要するんですよ。で、作戦として、本当は3番手くらいでやるのが一番いいシステムで楽にできるんですけど、残念ながらそうもいきません。補助事業

とかそういうものがありますんで。そこで、ギリギリまで待って今の段階で判断するんならここだろうと、そういうところに発注して行くためにこういうことになっております。で、そこんとはご理解ください。お願いします。

○(森本 英隆 産業振興課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、森本産業振興課長。

○(森本 英隆 産業振興課長)

ええー、水産振興施設整備事業補助金の魚島の関係でございますが、これは製氷機の設置というようなことでございます。これにつきましてですね、調整不足と言われましたら、そのとおりなんですけど、経過の方を少し説明させていただきます。

平成28年の4月1日にですね、国の離島活性化交付金の決定を受けまして平成28年の5月1日に製氷施設の利用促進協議会を設立をしております。これは魚島の方で設立をしております。既存施設の解体を同年6月から開始して、その後、製氷冷蔵施設の新設に取り掛かる予定でございましたけれども、平成28年5月10日に開催のですね、製氷施設の利用促進協議会により、氷利用者から夏場に氷が利用出来ない当初案では賛成が得られませんでしたので、やむなく氷の使用が減る同年10月から解体へと、予定を変更せざるを得なくなりました。

その後、9月13日にですね、開催いたしました製氷施設の利用促進協議会によりですね、生成品の輸送には氷が不可欠であることから既存を残し、隣接地への新設案が採用されました。このため、当初はですね、既存の基礎部の再利用を計画しておりましたけども、隣接地へ新設することとなり、設置を計画している製氷機の変更及び建築基準に則した基礎部の再検討を含めた製氷冷蔵施設の再検討を行う必要がありまして、施設計画変更等にですね、ちょっと日数がかかったため年度内での事業完了が困難となっております。以上です。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

「協議不足と言われれば」と言われたんですけど、協議不足ですよ。だって、普通、製氷機、漁師さんがお魚獲って来て何かしようと思ったら氷がないとだめっていうことは普通に考えて分かりますよ。私ら素人でも分かりますよ。それなのに、既存施設を取り壊して製氷機がない状態で夏場営業するという計画を立てることがそもそもおかしくないですか。

で、それを漁協さんと協議してたんじゃないですか。だから予算計上したんじゃないんですか。そこら辺はどうだったんですか。予算を計上するというときには、基本的に相手方とどういうものが必要ですか。こういうものが必要。そしたら、それをいつまでに造りましょう。でも、こういうふうに使いたいよねと。今の話だと氷は夏場いるよねと。そしたら、元々ある製氷機の取り壊し、しかも元々あるものの基礎を使うという話ですか。そんなこと出来ないっていうのは普通に分かりますよね。っていう話じゃないかと思うんですけど、協議不足ですよ。これ。その辺どうですか。

○(森本 英隆 産業振興課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、森本産業振興課長。

**○(森本 英隆 産業振興課長)**

当初ですねえ、この補助金をまあもらうためにですねえ、早急にちょっと計画の方を策定をした関係でですねえ、少し計画の方がうまくですね、調整不足ということは否めないと思います。ええー、早めにですねえ、申請しないといけないということがありましてですねえ、当初は一番簡潔にですねえ、済む基礎を利用して建てるということをですねえ、ちょっと安易に考えてしまって補助金の要望したということが原因でございます。そこにつきましては、反省をいたしております。以上です。

**○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** 大西議員。

**○(4番・大西 幸江 議員)**

はい、ええとですねえ、まあ、いつも私らの議案もそうなんですけど、補助金の締切があるからとか、ここまでにやらないと間に合わないからとか。っていうようなことで計画をされるのはやっぱり仕事として、ある意味間違っていると思うんです。その事業をしたいんだったら、やっぱりそれまでにちゃんとある程度の形を持って、それから補助金を探して、で、申請するっていう形にしていけないと、いつもこうやってどんどんどんどん遅れて行く。で、一般質問でも言いましたけど、民泊の事業のこともそうです。ここにも繰越している事業何個もありますけど、4億、約5億近く繰り越してますけれど、この事業も6月に補正が上がって全然やれてないものとかっていうものもありますよねえ。

まあ、本来は進んではいるんでしょうけどもね。で、繰り越してますよねえ。せめて、6月くらいまでの予算は、やっぱり年度内に出来るような計画をもってやっていかないといけないと思うんですよ。で、この当初の予算、29年度もやりますけども、実際、今後の予算の立て方というのはどのように指導して行きますか。

**○(宮 脇 馨 町長) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長)** 宮脇町長。

**○(宮 脇 馨 町長)**

先ほどの魚島の製氷機なんですけど、これは製氷機という特殊事情がありまして、これがまあ緊急を要したそういう補助事業になっていたという流れがありますんで、まあそれと、あと魚島のまあ漁協さんの体制が変化しつつある時期にこういう事業が入って行ったんで、そこでいろんな支障が出てきた部分もありますんで、その辺はいろんな流れがあったということをご理解いただきたいと思います。

それから、今回もこうした繰越明許、多く上がっております。これにつきましてはですねえ、町としても本当にこういうふうな体制は1日も早く直していくべきだと考えております。ええー、先ほど言われました計画性ですね、それは本当にそのとおりだと思いますし、いつの時期にどういうふうに発注して行くのか。当然まあ、例えば、30年度の事業でありますと、今年予算要求するわけですよええ、で、そういった場合に、計画性とか、タイムスケジュールですね、こちらの方も含めて動くべきなんですけど、そのときにどうしても用地の問題でありますとか、いろんな関係者との利害調整みたいな、そういったものが出てきますので、それで遅くなってしまう、やむなく遅くなってしまう。そのやむなくの場合は仕方ないかも

知れませんが、事前に出来るだけ、そういったご報告をさしていただけたらと思いますし、ええー、そういったことが極力ないように、いかにその辺を地元の利害調整、それから関係者の意見調整ですね、その辺をきっちりやれるかということは、私たち行政マンにとってはね、本当に大切な課題だと思っておりますので、出来るだけ減らすように頑張りたいと思いますので、ご協力をお願いします

○(濱田 高嘉 議長) 他にありませんか。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

はい、主な変更事業でちょっとお聞きします。変更事業の2ページ目の2番ですね、学校施設環境改善交付金事業の減額について、減額理由をお願いします。

○(田中 和英 学校教育課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、田中学校教育課長。

○(田中 和英 学校教育課長)

失礼します。学校施設改善交付金で、岩城の教員宿舎建築事業なんですけど、これについては、5月に27年度一般会計補正予算本書繰越分にて学校施設改善交付金事業の内定を受け交付申請を行いました。6月に、当初の建築予定地であった場所ががけ地であり、安全上の問題が生じるため、対策が必要であるということが判明しました。

その後、他の建設予定地を検討した結果、ええー、石ヶ坪の公営住宅の公園用地の用途廃止をして教員宿舎を建築することとして、10月から県の建築住宅課と公園用地の用途廃止の協議を開始しました。11月に用途廃止について、許可の見通しがついたため、12月に指名競争入札を行いましたけど、不調に終わりました。

今後、金額や工期の面から再度の入札を実施しても不調が見込まれるため、年度内の完成の目処が立たないと判断して事業取りやめというふうにいたしました。以上でございます。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

ええと、今現在ですね、岩城小学校の先生ですけども、住むところがなくて、生名から通っている方がいるんですけども、そういうこともありまして、教員宿舎は必要だと思いますので、必要ならば増額でまた出してもらいまして、いるものはこちらも協力さしてもらって造ってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あとですね、変更事業の4番目の旧保育所解体工事の減額なんですけども、町長が以前こちらで児童クラブをしたいということだったんですけども、まあ築年数及びあと耐震性ですよ、耐震性ここは急傾斜になっていると思うんですけども、それでも使用、ここを使う方向でしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

今、保護者の方と私の方でちょっと事前にお話を進めさせていただいております。で、これから後どのような内容と言いますか、そういう利用形態になるかということはまだ固まってはおりませんが、その辺で協議を進めているという段階、使う予定で進んでおります。以上です。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

はい、ええー、私は出来ればですねえ、近くに保健センターと老人が使っております、老人会の方が使っております友愛会館が、小学校から200メートル以内でありますので、この施設とかでしたら、まずこの施設が法的に使用可能か。そして今現在の利用状況はどうか、ちょっと教えてください。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、友愛会館の方は老人クラブの管理運営だと思いますんで、そこに子供クラブ、学童保育ですねえ、こちらの方が入っていくというのは実際問題かなり厳しいんじゃないかと思います。そしてあの一、その上の保健センター等は全く補助目的物でありますし、そういった目的外使用というのはおそらく認めていただけないと思いますので、その辺は厳しいんじゃないかと思っております。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

はい、そうしましたら、保健センターとかで使用目的の変更とかする場合、どれぐらいの負担が生じるんでしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええと、保健センターの設立趣旨からするとですねえ、そういった負担とかそういうものじゃなくてですね、目的外使用は認められないというのはたぶん原則だと思います、はい。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

ええと、友愛会館等老人会の会長に聞きましたら、割と「使ってもいいよ」という感じの返事だったんで、僕は、旧保育所でお金かけるのであれば、ここら辺とちょっと交渉をしてもらいまして、ここら辺でしたら、まあお金もかからないでしょうし、また耐震性も問題ないと思います。そして、車も少なく、騒音や苦情もまず出ないかと思っておりますので、また検討をしていただきたいと思います。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

一応あの一、旧保育所に関しては、そんなに予算をかけるつもりは毛頭ないんですが、かけても必要最低限という考え方でおります。で、友愛会館の方がそういった格好で、こっちを使ってくださいというのであれば、またそれはどうですかねえ、逆にもっと早めにそれが分かっておれば、そういった選択肢が出来たのかも知れませんが、ええ一、今の段階でちょっと友愛会館を使っている方のそういった合意がどこまで得られるのかというのは文章等ですね、問い合わせで確認しないと、ちょっと難しいかなと思っているんですが、それはちょっともう一度こちらの方からそういったものを確認する必要があるんじゃないかと思っております。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

すみません、一応、友愛会館の方はですねえ、昼から週1回使っているそうなんですけども、それ以外は今のところ使用可能というのは聞いたんですけども、また一度確認いただいて、検討をお願いします。

○(濱田 高嘉 議長) 他にありませんか。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、最前から聞きよったら、議長さん、一般質問的になって行きよんでですね、質疑の時間であって、質問時間でないので、そこらちょっと注意しながらいかないとスムーズに会議が進んで行かないんですね。

それから、先ほどから繰越明許の話が出ておるわけではありますけど、ええ一、理由付けが日数不足とかね、交渉不足とか、そういった形での通り一遍の理由しかねえ、今一つひとつ聞いて行けば、こう細かく理由付けされているんですけど、やはり同じ説明するにあたって、なぜどうしてこうなったからこうなったんですということを説明してくれないと、再度議員の方から尋ねていかないといけないんですね。

ほで、一つだけちょっと先ほど同僚議員が魚島の製氷機のことについてね、伺っていたんですけど、その製氷機自体は、ええ一、上島町が設定して、その持ち物自体はどこのものになるのか。その点について、ご答弁をお願いします。

○(森本 英隆 産業振興課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、森本産業振興課長。

○(森本 英隆 産業振興課長)

これはですねえ、補助金を使いますが、漁協の負担も当然ございまして、漁協のものになると思います。

○(濱田 高嘉 議長) 他にありませんか。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええと、同僚議員が先ほど聞きましたけども、学校施設の宿舎ですが、これ一遍廃案になったら次はもうない言うことですか、来年度は。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

先ほどの教員宿舎の問題につきましては、これは林議員がちょっと勘違いされているところがあるんじゃないかと思うんですが、これは一般の教員の住宅と言うよりは、校長官舎と言うか、そういう意味合いだったと思います。ですから、一般の教員官舎は下の鳩岡の上ですね、あそこにあると思いますが、それが一杯だということは承知しております。ただあの一、これがですねえ、教員が今宿舎が足りないという現状があるんですが、年によって相当変動しております。今の教職員の勤務実態として、今治から通勤の方がすごく多いんですよ。ほで、通勤であったり、こちらに住んでいただいたりと、いろんなパターンがありますので、その辺についてはすごく難しいところがあって、今回は用地の調整がつかずいてしまってこういう結果になったんですが、これに対してですねえ、一応文部科学省の方にはね、町としても不手際をお詫びしに行きました。それで、来年以降ですね、再度どうしても必要であるのであれば再度要望を上げてくださいと。それは仰っていただけましたんで。

ええー、先ほどの林議員のお話の中にありましたけど、こういった教員住宅が圧倒的に不足していると。そういうふうな事態は避けなければならないとは思いますが、いかんせん今の教職員のその勤務実態、通勤実態、こちらの方をどのように見極めていくかというのがありますんで、例えば、大きい教員住宅を建ててもね、弓削の場合、空いてる部分もあったりね、そういったのがバランスがうまく取れてないのが実際です。

その辺のこともありますんで、こちらの方としまして、建物を建てるとなると、相当な経費も掛かります。補助金はあるのですが、ええー補助裏とか起債とか、一杯かかってきますんで、その辺の作戦も児童数が減る中で、これから逆に岩城橋が開通されたときの学校の形態、統廃合そういう話もまだ出て来ますんでね、その辺のこともにらんで、皆さんと一緒に頭を悩ませなければならぬ。そういう問題だと思えますんで、また一つその辺については、しっかりといろんなプランを検討して、その材料を皆さんにお示し出来たらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、話の内容はよく分かるんですけども、金額が合わなかったということで建設がだめになったというふうに理解して、そしたらその間に修正とか云々は考えなかったんですか。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

ええー、金額が合わなかった、その一番の原因は公共工事の単価ですね。これの改定が年末近くになって、それで変わって、大幅に変わってしまったという、そこら辺があったものですから、もう全然予算がこれでは仕事は取れないと。業者の方から、そのような言われ方をしました。何とか、これで落としてもらえるんじゃないかと思ってたんですけど、本当に落札してもらえなければこちらの方としても仕事を発注するわけにはいかないものですから、それで、県内業者がだめなら近隣の業者でもどうかなと思ってあっちこっち模索はしてみたんですけどもね。それでも、だめでした。で、そういった事情がありまして、本当に先ほど大西議員から言われましたけども、やっぱりもう少し計画性ですよええ、この辺をしっかりと、禰を締め直して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**○(9番・前田 省二 議員)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** 前田議員。

**○(9番・前田 省二 議員)**

ええー、話はよく理解出来ましたけども、やはりいるものはいると。ええー、まあ校長の社宅だと言われておりましたけども、まあ地元の佐島なんか小学校があるときなんか、校長先生単身赴任で普通の教員住宅に入って、家庭を持っておられる先生が入っていたというふうな経過もあります。

ですから、私はいるものはいると。せっかく、県が国が金を出してやろうというのでしたら、造るべきではなかったんじゃないかという感じもします。

それからあの一、同僚議員が言いました保育所解体工事、これも私は1回議会が議決したことをここまた云々言うあれはありませんけども、これに対しても疑問を持っております。以上です。

**○(濱田 高嘉議長)** 他にありませんか。

**○(4番・大西 幸江 議員)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** はい、大西議員。

**○(4番・大西 幸江 議員)**

はい、先ほどから話題になっている岩城保育所の解体工事なんですけど、保護者と今協議中ということで、まあ結構期待しているんですね、保護者の中では。で、あの場所が、さっき友愛会館なんかも仰いましたけど、友愛会館はやっぱり老人クラブが結構使ってます。それは何で分かるかという、まあ見に行っているわけじゃなくて、町内放送でやっていますから、いついつ定例会がありますとか。っていうふうにやっているので、結構使っているという状況があって、学童は毎日のことなので、この日は使えないよは、やっぱり困るんですよ。その点から言っても友愛会館はちょっと困るなど。

で、保育所の建物がいいってなった、保護者の人たちも、それ以外のおじいちゃん、おばあちゃんですよええ、子供たちが行くのにいいってなったのは、やっぱり園庭があって、で、あそこに耐震がある建物が、確かに古いけれどもあると。学校からはすぐ隣で行けると。全く道路通らなくていい、迎えに行くんだって、駐車場になるような広いところがあるんです。そこが確保出来る。で、子供が、今のコミュニティセンターだったら、行くのにも帰るのにも県道沿いなので、もう本当に狭い路肩のないところを歩いて行かなくちゃ危険だと。

そういうことで、署名にも賛同してくれる方がたくさんいらっしゃいましたし、あの一、今回こういう事業にまあ、本当に今後のことを考えると止めていただいたのは良かったんじゃないかなあと思っているのので、で、ここでまあ協議しているということですが、実際、いつごろまでに、どういうふうにするのかというのをちょっとだけ伺いしておきたいんですけども。

○(宮脇馨 町長) (挙手)

○(濱田高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇馨 町長)

そういったタイムリミットとかはまだ出ておりませんが、なるべく早く出来ましたら今月中くらいにそういったことを詰めていきたいとは思っております。以上です。

○(濱田高嘉 議長) 他にありませんか。

○(6番・寺下満憲 議員) (挙手)

○(濱田高嘉 議長) 寺下議員。

○(6番・寺下満憲 議員)

ええー、20ページの委託料について伺います。ええー、庁内の、いわゆる庁舎内ですね、ハード、ソフトウェア保守について、320万2千円の減額となっておりますが、あの一委託業務や委託とか業務委託とかはいろいろ出てくるんですけども、こういったものをどう取り扱っていくのか。これこれ保守点検をしてほしいから、これだけの予算を組むのか。それから、業者から仕事した後に金額が出てくるのか。それとも、予算組んでいて業者見積によって減額されていくのか。その点をどのように捉えていくのか。保守点検ならもう大体の金額は決まってるはずなんです。それがこういった金額で減額されていくことについての説明を求めます。

○(蓼原洋樹 広報情報課長) (挙手)

○(濱田高嘉 議長) 蓼原広報情報課長。

○(蓼原洋樹 広報情報課長)

ええー、こちらの庁内ハード・ソフトウェアの保守業務なんですけども、これ以前も説明しましたように一括で契約をしております。で、実際の契約額が約1億円近くあります。その中で調整したものがですね、こちらの会計の方で、一般会計の方で調整しているという、契約の減少金ですね、こちらで一括して表しているという結果になっております。

○(6番・寺下満憲 議員) (挙手)

○(濱田高嘉 議長) 寺下議員。

○(6番・寺下満憲 議員)

あの一、私が言わんとしておるのは、これとこれとこれ保守して総額3,147万9千円ですかねえ、それを、いわゆる、拾い出しをするにあたっては、もうそれなりの金額がもう想定されとるはずなんです。今年度は、この分、この分を保守点検に当たって、これだけの予算を組みますよとって組んだんです。それから、大幅に300万を、320万2千円ですかね、これだけの300万の保守委託料がいらなかったということは、当初考えていたところよりも、いわゆる点検個所が減ったということですね。その減ったところがどこ

なのですか、何々ですかということをお伺いいたします。

○(蓼原 洋樹 広報情報課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 蓼原広報情報課長。

○(蓼原 洋樹 広報情報課長)

はい、当初、予算取るときにはですねえ、やはり見込みで取りますので、結果的にこれがない、契約時点でそういう、当初、予算取るときと変更になってきます。その辺りで、どうしても契約金額が変わってくる。それから減った場合はまた変更契約というような形を採っております。

○(濱田 高嘉 議長) いいですか、他にありませんか。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

ええと、違う項目なんですけど、21ページの、いいですか、梅林邸の取り壊しの件なんですけど、まあ、これが悪いと言っているわけじゃなくて、その梅林邸を今後どのように活用していくつもりで、まあ、こういう事業を出してきているのか。ご説明いただければと思うんですが。

(しばらく沈黙)

○(濱田 高嘉 議長)

梅林邸の改築の件はどなたが答弁されますか。総務課長出来ますか。

○(古本 正 総務課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、古本総務課長。

○(古本 正 総務課長)

ええと、この旧梅林邸については、今回道路に斜めに傾くのを緊急的に整備することによって、あと本体の方、母屋の方はまだ何年かかけていって古民家として使う予定にしております。私の方は把握しております、はい。また募集をかけまして、そこを総務課なので普通財産として貸し出しの募集をかける予定にしております。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

古民家にまだ何年かかけて改修して、貸し出すってなると、それ聞くだけだと、住宅として貸し出すんですか。何かその辺がちょっと、どういう事業計画で元々受け入れて、それを改修しているのかっていうのが全く分からないんですけれども。

(しばらく沈黙)

○(濱田 高嘉 議長) 答弁、誰がしますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、ええとあの一、総務の方でこれを取り扱っておりますが、実際問題はですねえ、町

全体の中でのいろいろな歴史的な町並み云々とか、あと滞在型のものを作っていくとか、あと古民家の新規定住者への空き家バンクですかねえ、そういった使い方とか、その辺りはですねえ、複合的に機能して行く、そういうねらいを持って取り組んでいると認識しております。

あの一、上弓削の町並みとか、岩城の町並みとか、それからあと滞在型を進めるにあたって、例えば、汐見の家とかですね、そういったような使い方ですね、いろんな使い方が将来予測されてきます。その中でも、どうしても価値ある、こういった梅林邸とかですね、そういったものの用途ですかねえ、これは今の段階で倒壊が危険、価値あるものが倒壊が危険な状態になっているという、そういう状態であったので、早急にこれを対応を図るということで、ただ利用目的等、これからうまく活用していかねばならないんですけど、その辺のトータルの動きというか、その辺の調整はまだもう少し時間をいただきたいと思っております。

昨日、打ち合わせをしました滞在型のそういった交流拠点ですねえ、そういったところでのこういった施設を活用の仕方、そういったものもこれからどんどん議論を進めながら実際に試験的にも使って行かなければならないと、そういう状況かと思えます。で、上島町の、そういった町としてのグレードを上げる一つの大きな武器になりうると思っておりますので、その辺のご理解をお願いしたいと思えます。

**○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長) 寺下議員。**

**○(6番・寺下 満憲 議員)**

ええ一、今の関連なんですけれども、いわゆる梅林邸は上島町にとっては古民家として取り扱われていますよねえ。そして、古民家の良さというのは、いかに現存さしていくか言うんが大きな課題なんです。では、ここで塀を取り壊す、蔵を取り壊していくと、では梅林邸の風格いうものが保たれていくのか。そういった面をどのように捉えていくのか。ええ一、解体した後、それに近いものを再現しながら、いわゆる捉えているのか。

**○(宮 脇 馨 町長) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。**

**○(宮 脇 馨 町長)**

これはですねえ、解体というよりは倒れてはいけないという復旧工事と聞いておりますが、今にも倒れそうなので、それを阻止するための工事という話だと思います。それと、あと、これは梅林邸に限らず上弓削の方にもですね、いいものがあるというふうに聞いておりますし、この辺についてはですねえ、本当にタイムリミットもありますし、倒れてしまっただけで元も子もないというのが本音なのでこの工事を出して、そういった繰越にもなってしまったという話なんですけど。そういうことで、倒れる前に、傷む前に何とかしようという発想でありますので、よろしく申し上げます。

**○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)**

**○(濱田 高嘉 議長) 寺下議員。**

**○(6番・寺下 満憲 議員)**

ええ一同僚議員に伺うんですけども、もういいですか、梅林邸は。(大西議員「はい、いいです」) それでは引き続いて21ページの島おこし協力隊事業ですね、これ、当初では8

92万8千円、大きな見込み予算で組まれておったんでしょうけれども、ええー350万の減額は島おこし隊が思ったように派遣されなかったのか、その点はどうなんですか。

○(杉田 和房 企画政策課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田企画政策課長。

○(杉田 和房 企画政策課長)

寺下議員の仰るとおりでございまして、1人面接をいたしまして、採用通知も出しました。ところが、ご本人の方から通知出した後、辞退の報告がありまして、プラス岩城で活躍しておりました、農業の方で活躍しておった協力隊が10月末をもって卒業されたので、その分が余ったということで、合計350万減額ということです。(寺下議員「はい、どうも」)

○(濱田 高嘉 議長) 質疑ありませんか。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

31ページよろしいでしょうか。ええー、農業費の負担金補助及び交付金のところで、補助金がすごく減額されているんですよね。で、これまあ千円や2千円の話じゃないので、こういうふうになった理由をちょっと説明してもらえたらと思うんですが。

○(森本 英隆 産業振興課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、森本産業振興課長。

○(森本 英隆 産業振興課長)

えっと、補助金の種類たくさんありますけれども、全体的に見れば件数が少なかったということでございます。特にですねえ、農業生産被害対策費補助金ですけども、これはイノシシ等被害による防護柵というようなことで110件を見込んでいたのがまあ、30数件というようなことで現在いっております。

で、新規就農者支援事業についてはですねえ、1人だけのことで金額が大きいものでですねえ、1名の方が半期分減額になったということでございます。

それから、新築住宅に関しましても、これも件数的にはですねえ、補助の金額が大きいものなので、2件ほどがですねえ、しかなかったということになっております。

それから、鳥獣被害対策防止補助金事業につきましては、これはイノシシ等の捕獲に対するですねえ、補助金なんですけども、今年度はイノシシの捕獲頭数がですねえ、例年よりも、前年が250頭余りで、今回は148頭と現在のところはいっておりますので、その辺の減数によるもので事業につきましては、今年についてはインターン事業の申し出がなかったということでございます。

で、猟銃の資格取得の促進事業につきましても、これは取得免許等を取得する補助なんでございますが、予定していた方より若干減りましてですねえ減額になったと。金額も1件50万円ということで減っております。

それから、移住者用古民家用再生事業でございますが、これも2件を予定していたんですけども、金額がこれもまあ大きくて1件のみでございまして、それで減額になっております。全体的に見れば、件数等が若干減ったということでございます。以上です。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

そしたら次行っていいのでしょうか。34ページのまた補助金のところなんですけど、民間木造住宅耐震改修工事等補助事業というのが、まあ予算計上された金額そのままが減額になっているんですよ。で、これはまあ計画した段階でどうだったのかなあというのが聞きたいんですけども。たぶん申し込みはなかったの、そのまま落としているんでしょうけど。

○(荒井 健 建設課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、荒井建設課長。

○(荒井 健 建設課長)

ええと、民間木耐震の事業につきましては、設計、工事、工事監理というふうに分けて、設計が20万、工事が90万、工事監理が4万円というふうな内訳で5件分を当初予定しております。そして、広報で周知したり、説明会等も行っているわけなんですけれども、実際申し込みがなかったという結果でございます。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、他にありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありませんか」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第15号、「平成28年度上島町一般会計補正予算(第6号)」の採決をいたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

(賛成者：村上議員・林議員・池本光章議員・大西議員・藏谷議員・寺下議員・檜垣議員・平山議員・土居議員・池本興治議員・松原議員・亀井議員、反対者：前田議員)  
起立、多数です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第16号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第23、議案第16号、「平成28年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(河端 光法 福祉部長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、河端福祉部長。

○(河端 光法 福祉部長)

議案第16号、「平成28年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は第1条にございますように歳入歳出をそれぞれ7,300万円減額し、予算の総額を13億3,610万円とします。

主なものについて、事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いいたします。歳入ですが、1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税1,296万2千円の増は、世帯数及び被保険者が当初見込みを上回ったことによるものです。3款1項2目、国庫負担金の高額療養費共同事業負担金139万7千円の増は、今年度の医療費実績に伴うものです。2項1目、国庫補助金の財政調整交付金243万9千円の減は本年度実績によるものです。

8ページをお願いいたします。4款2項1目、県補助金の財政調整交付金2,108万8千円の減は、前年度の給付実績が見込みより少なく減額しております。5款1項1目、療養給付費交付金は469万2千円の減は実績により減額しております。6款1項1目、前期高齢者交付金4,560万円の減は、前々年度分の療養給付費等が確定したことにより、減額しております。7款1項1目、共同事業交付金547万2千円の増は、1件80万円以上の療養費実績に伴い増額するものです。

9ページをお願いいたします。7款1項2目、保険財政共同安定化事業交付金2,009万円の減は全ての医療費実績に伴い減額するものです。

10ページをお願いします。歳出ですが、2款1項1目、一般被保険者療養給付費6,400万円の減及び2目、退職被保険者療養給付費790万円の減は医療費が当初見込みを下回ったことにより減額するものです。

11ページをお願いいたします。2款2項1目、一般被保険者高額療養費900万円の減は、実績見込みが当初見込みを下回ったことにより減額するものです。

12ページをお願いします。3款1項1目、後期高齢者支援金378万5千円の増は、前々年度の支援金が確定したため増額するものです。

13ページをお願いします。6款1項1目、介護給付費納付金922万1千円の減は前々年度の納付金が確定したため減額するものです。

14ページをお願いします。7款1項1目、高額医療費拠出金558万9千の増、3目、保険財政共同安定化事業拠出金936万1千円の減は、今年度実績によるものです。

15ページをお願いします。8款1項1目、13節、委託料221万3千円の減は実績により減額するものです。

16ページをお願いします。10款1項3目、療養給付費交付金返還金2,156万7千円の増は、前年度の国庫負担金等の確定に伴い返還金が生じました。

17ページをお願いします。10款3項1目、国保診療所会計繰出金243万9千円の減は、国保診療所会計の今年度の実績により減額となっています。

以上で議案第16号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

### ○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第16号、「平成28年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第17号

**○(濱田 高嘉 議長)**

続いて、日程第24、議案第17号、「平成28年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(河端 光法 福祉部長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** 河端福祉部長。

**○(河端 光法 福祉部長)**

議案第17号「平成28年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第3号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出にそれぞれ1,010万円を減額し、予算の総額を7,320万円とします。

主なものにつきまして事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いします。歳入です。1款2項1目、国民健康保険診療報酬収入13万7千円の減及び3目、後期高齢者医療診療報酬収入579万7千円の減は、受診見込者数の減によるものです。3款1項1目、一般会計繰入金460万円の増は、診療収入減に伴う繰入金の増額です。2項1目、事業勘定繰入金243万9千円の減は、歳出における備品購入費の減額に伴う繰入金の減額です。

8ページをお願いします。7款1項、町債640万円の減額は、歳出における施設整備関係委託料の減額に伴う起債借入額の減額です。

9ページをお願いします。歳出ですが、2款1項1目18節、備品購入費255万9千円の減は、デジタルレントゲン等の医療用機器購入にかかる入札減少金によるものです。

10ページをお願いします。3款1項1目13節、委託料710万円の減は、診療所改築関係の設計業務や地質調査業務についての入札減少金等によるものです。

以上で、議案第17号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

ただ今、提案理由の説明がありました。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第17号、「平成28年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第3号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第18号

**○(濱田 高嘉 議長)**

続いて、日程第25、議案第18号、「平成28年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(河端 光法 福祉部長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** 河端福祉部長。

**○(河端 光法 福祉部長)**

議案第18号、「平成28年度上島町後期高齢者事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ1,200万円減額し、予算の総額を1億3,660万円とします。

主なものにつきまして事項別明細書で説明いたしますので7ページをお願いします。歳入です。1款1項1目、特別徴収保険料631万9千円の減、2目、普通徴収保険料364万5千円の減は、2年に一度の保険料の改定に伴い減額しています。4款1項2目、保険基盤安定繰入金201万8千円の減は、保険料軽減額の確定による減額です。

8ページをお願いします。歳出ですが、2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金1,201万5千円の減は、平成27年度広域連合納付金の実績が確定したことに伴う減額です。

以上で、議案第18号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第18号、「平成28年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

ええー、皆様にお諮りいたします。議案が相当残っております。このまま引き続き審議をして行きたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。(「異議なし、やっってください」の声あり) じゃあ、引き続き行いますけども、ここで10分間の休憩をいたします。

( 休 憩 : 午後5:00 ~ 午後5時10分 )

**○(濱田 高嘉 議長)**

会議を再開します。その前にですねえ、先ほど梅林邸の答弁を訂正したい申し出がありましたので、訂正をお願いします。

**○(宮 脇 馨 町長)** (挙手)

**○(濱田 高嘉 議長)** 宮脇町長。

## ○(宮脇馨 町長)

すみません。先ほどちょっと私の勘違いで、梅林邸についてはですね、門の方が倒壊しそうなので、とりあえずそれを取り除くということでして、本体の方はその後、まだ今の段階では組んでおりませんが、ここには出ておりませんが、とりあえず門を取り壊すという緊急予算でございます。申し訳ありませんでした。(寺下議員「あれ、藏と門いうて書いてなかったです」名称そのとおりでございます。藏、本体の邸宅の方、そちらの方はそのまま残します。

日程第26、議案第19号

## ○(濱田 高嘉 議長)

それでは、続いて、日程第26、議案第19号、「平成28年度上島町公共下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

## ○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 越智産業建設部長。

## ○(越智 康浩 産業建設部長)

議案第19号「上島町公共下水道事業会計補正予算(第3号)」について説明いたします。

1 ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算総額からそれぞれ100万円を減額し、総額を5億1千万円といたします。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によります。

4 ページをお開きください。第2表 繰越明許費でございますが、事業名は、弓削浄化センター長寿命化事業で、金額は8,110万円です。内容は弓削浄化センター再構築の建設工事が7千万円、弓削浄化センターに係る耐震診断調査が1,110万円です。

繰越理由ですが、まず、建設工事につきましては、日常の維持管理を最優先に施設更新を行うため、停止時間を最小限にすることが可能な施工手順の検討に時間を要したことから、機器製作の着手に遅れが生じ、また、耐震診断調査につきましては、国が示した新しい解析方法で再照査を行うことで、より現実に即した解析が可能となり、経済性・施工性の両面で負担が軽減される傾向があるとの報告があったことから再計算により時間を要したため、結果の解析等に遅れが生じ年度内の完成が見込めなくなったためです。

補正予算の主なものにつきまして、説明しますので、8ページをお開きください。歳入です。5款1項1目、繰入金は歳入歳出の調整により一般会計繰入金を260万円増額いたします。8款1項1目、公共下水道事業債は起債対象事業費の見直しにより、下水道事業債を180万円、辺地対策事業債を180万円それぞれ減額いたします。

次に歳出です。1款1項1目、公共下水道管理費の12節、役務費はクリーンセンターの焼却能力の低下により、可燃ごみのストック量が増大し、下水道汚泥までも受入れる余裕がなく、搬出先を愛媛県廃棄物処理センターへ変更したことにより、汚泥運搬業務手数料を157万1千円増額いたします。同13節、委託料は入札減少金による減額及び先ほど説明いたしました下水道汚泥の処分先を愛媛県廃棄物処理センターへ変更したことにより産業廃棄物処分業務委託料が286万9千円の増額となりますが、委託料全体では260万7千円

を減額いたします。

3款、予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で、「上島町公共下水道事業会計補正予算（第3号）」についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第19号、「平成28年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第3号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第20号

**○(濱田 高嘉 議長)**

続きまして、日程第27、議案第20号、「平成28年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(越智 康浩 産業建設部長)**（挙手）議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** 越智産業建設部長。

**○(越智 康浩 産業建設部長)**

議案第20号「上島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,810万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,180万円といたします。

補正予算の主なものについて、説明しますので、7ページをお開きください。歳入です。1款1項1目、水道使用料の1節、現年度分を決算見込みにより水道使用料5万4千円を増額いたします。2款1項1目、簡易水道事業費国庫補助金は、国の内示額が要望額の6割程度であったことから、カット分の5,589万5千円を減額いたします。3款1項1目、一般会計繰入金は、歳入歳出の調整により90万円を増額いたします。4款1項1目、繰越金は決算実績により、前年度繰越金4万1千円を増額いたします。6款1項1目、簡易水道事業債は国庫補助金の内示の減により、簡易水道事業債を3,160万円、辺地対策事業債を3,160万円それぞれ減額いたします。

8ページをお開きください。歳出です。2款1項1目、一般管理費の11節、需用費につきましては、海水淡水化施設の老朽化により造水量が著しく低下していること、また、予期しない漏水により緊急購入した結果、今後の購入水費用が不足することから224万円を増額いたします。同2目、修繕費の11節、需用費につきましても、先ほどご説明いたしまし

た漏水修理により修繕費用が不足することから65万円増額いたします。同3目、施設改良費の13節、委託料につきましては、施工監理対象工事費の減額により1,117万6千円を減額し、15節、工事請負費につきましては、公共工事請負費が国庫補助金の内示額の減額、単独工事請負費は入札減少金による減額で、工事請負費全体で1億978万円を減額いたします。

なお、4款、予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で、「平成28年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

### ○(濱田 高嘉 議長)

提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第20号、「平成28年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第21号

### ○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第28、議案第21号、「平成28年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) 越智産業建設部長。

### ○(越智 康浩 産業建設部長)

議案第21号「上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

1ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算総額からそれぞれ150万円を減額し、総額を6,000万円といたします。

補正予算の主なものについて、説明しますので7ページをお開きください。歳入です。6款、繰入金は歳出総額の減により、一般会計繰入金を150万円減額いたします。

次に歳出です。8ページをお開きください。1款1項1目、農業集落排水管理費の13節、委託料は水質分析業務委託料の入札減少金により146万8千円を減額いたします。次の3款の予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で、「上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

### ○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第21号、「平成28年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第22号

**○（濱田 高嘉 議長）**

続きまして、日程第29、議案第22号、「平成28年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○（河端 光法 福祉部長）**（挙手）

**○（濱田 高嘉 議長）** はい、河端福祉部長。

**○（河端 光法 福祉部長）**

議案第22号 平成28年度 上島町介護保険事業会計補正予算第2号の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ3,870万円を減額し、総額を8億4,850万円とします。

予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。歳入です。1款1項1目、第1号被保険者保険料の1節、現年度分特別徴収保険料196万6千円の減、2節、現年度分普通徴収保険料590万4千円の減は、平成28年12月末時点の調定額の見込みによるものです。3款1項1目、国庫負担金の介護給付費負担金793万円の減、2項1目、国庫補助金の調整交付金283万8千円の減、4款1項1目、支払基金交付金の介護給付費交付金1,072万4千円の減、5款1項1目、県負担金の介護給付費負担金の451万7千円の減及び8ページの7款1項1目、一般会計繰入金の介護給付費繰入金478万7千円の減は、それぞれ居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、居宅介護サービス計画の給付費の減額及び施設介護サービス、介護予防サービス計画、高額介護サービスの給付費の増額に伴うものです。2項1目、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金36万6千円の増は、12月末時点の保険料収入見込額に応じた基金繰入額に補正するものです。

9ページをお願いいたします。歳出です。2款1項1目、居宅介護サービス給付費の600万円の減は、居宅介護サービス給付費のうち特定施設入所者生活介護の利用見込人数減に伴うものです。3目、地域密着型介護サービス給付費4,000万円の減は、岩城地区に開設されたグループホームのサービス提供開始が、当初7月を見込んでいましたが、開設が12月になったことに伴うものです。5目、施設介護サービス給付費900万円の増は、介護療

養型医療施設の利用者数が当初見込みより増えたことによるものです。

10ページをお願いします。9目、居宅介護サービス計画給付費200万円の減は利用実績見込みの減に伴うものです。

13ページをお願いします。2款4項1目、高額介護サービス等費50万円の増は、高額介護サービス費の支給件数の増に伴うものです。

17ページをお願いいたします。5款2項5目、任意事業費50万円の減は、介護用品給付事業、介護手当給付事業の対象者が当初見込みより少なかったことによる減額です。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

### ○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第22号、「平成28年度上島町介護保険事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第23号

### ○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第30、議案第23号、「平成28年度上島町介護サービス事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(河端 光法 福祉部長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 河端福祉部長。

### ○(河端 光法 福祉部長)

議案第23号、「平成28年度上島町介護サービス事業会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ220万円減額し、総額を4,480万円とします。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので7ページをお願いします。歳入です。1款1項3目、地域密着型介護サービス費収入106万5千円の減は魚島通所介護の利用見込者数の減によるものです。1項5目の居宅介護サービス計画費収入60万円の減は、サービス計画作成見込み件数の減によるものです。

8ページをお願いします。歳出です。2款2項1目、地域密着型サービス等事業費の賃金91万9千円の減は、実績に基づくパート介護職員賃金の減額です。備品購入費124万3千円の減は、送迎用車両購入事業に係る入札減少金の減額です。

以上で、議案第23号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第23号、「平成28年度上島町介護サービス事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第24号

**○(濱田 高嘉 議長)**

続いて、日程第31、議案第24号、「平成28年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(河端 光法 福祉部長)** (挙手) 議長。

**○(濱田 高嘉 議長)** 河端福祉部長。

**○(河端 光法 福祉部長)**

議案第24号、「平成28年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ30万円減額し、総額を4,630万円とします。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いします。歳入ですが、1款1項1目1節、介護サービス費収入460万円の増は、退所者や入院者が前年度と比較して減少したことにより年間利用者数が増になったことによるものです。2節、食事サービス費給付金収入150万円の減は、介護報酬改定によるものです。2目1節、自己負担金収入90万円の増及び2節、食事サービス費自己負担金収入の90万円の増は、制度改正により自己負担率が増えたことによるものです。

8ページをお願いします。7款1項1目の一般会計繰入金の600万円の減は、施設介護サービス費収入及び居宅介護サービス費収入が増になったことに伴う繰入金の減額です。

9ページをお願いします。歳出です。1款1項1目、一般管理費、2節、給料167万円の減と3節、職員手当等66万1千円の減は、職員の病気休職等に伴う減額です。7節、賃金の82万3千円の増は、病休職員等の代わりに登録職員賃金の増額です。

10ページをお願いします。2款1項1目、需用費の116万8千円の増は、年間利用者数の増によるオムツ等消耗品及び賄材料費の増によるものです。

以上で議案第24号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

**○(濱田 高嘉 議長)**

提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の

「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第24号、「平成28年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第25号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第32、議案第25号、「平成28年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

議案第25号「上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号)」について説明いたします。

1ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算総額からそれぞれ1,300万円を減額し、総額を2億1,900万円といたします。

補正予算の主なものについて、説明しますので7ページをお開きください。歳入です。4款1項1目、繰越金は歳出総額の減により前年度繰越金を1,300万円減額いたします。

次に歳出です。8ページをお開きください。1款1項1目、一般管理費の3節、職員手当等、4節、共済費及び7節、賃金につきましては、職員異動等に伴う人件費の調整額を計上しております。同13節、委託料は立石港務所管理委託料の入札減少金163万円を減額いたします。同27節、公課費は消費税の本年度分支払額が確定したことにより240万円減額いたします。同2項1目、運航総務費の11節、需用費につきましては、燃料価格の安値により150万円減額いたします。同13節、委託料は船舶運航業務委託料の入札減少金600万円を減額いたします。3款、予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で、「上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号)」についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第25号、「平成28年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起

立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第33～第48 議案第26号～第41号

**○(濱田 高嘉 議長)**

続きまして、日程第33、議案第26号、「平成29年度上島町一般会計予算」から日程第48、議案第41号、「平成29年度上島町上水道事業会計予算」までの「当初予算案16件を一括議題」としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)「異議なし」と認めます。よって、日程第33、議案第26号、「平成29年度上島町一般会計予算」から日程第48、議案第41号、「平成29年度上島町上水道事業会計予算」までの「当初予算案16件を一括議題」といたします。

ええー、本来ですと、ここでするねえ、この16件の議案につきまして説明を受けるとかなんですけど、時間の関係でこの説明はでするねえ、明日から3日間の予算決算委員会で詳しく説明をいただいて質疑をして行くこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)それでは、そのようにさせていただきます。

そこで、議案第26号から議案第41号については、慎重審査の必要がありますので、予算決算委員会に付託して審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。従って、議案第26号から議案第41号については予算決算委員会に付託し、会期中に審議することに決定いたしました。よって、ここでの質疑は省略いたします。

日程第49～50、議員派遣報告について

**○(濱田 高嘉 議長)**

続きまして、日程第49、報告第4号並びに日程第50、報告第5号の「議員派遣報告について」を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。よって、日程第49、報告第4号並びに日程第50、報告第5号の「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手許に配付のとおりそれぞれ報告書が提出されております。

なお、報告第5号につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

日程49、報告第4号 議員派遣報告について(上島町少年式)、日程50、報告第5号 議員派遣報告について(住民の皆さんと町議会議員の意見交換会並びに議会報告会)。

以上で議員派遣の報告を終わります。

日程第51～第54、議員派遣の件

**○(濱田 高嘉 議長)**

次の、日程第51から日程第54の「議員派遣の件」につきましても一括議題といたしました

いと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、日程第51から日程第54の「議員派遣の件」についても一括議題といたします。

本件につきましては、主催者より出席するよう案内がありましたので、議員を派遣することにいたしたいと思えます。

お諮りいたします。上島町立中学校卒業証書授与式、上島町立小学校卒業証書授与式、上島町立小学校入学式、上島町立中学校入学式、に議員を派遣することにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、上島町立中学校卒業証書授与式、上島町立小学校卒業証書授与式、上島町立小学校入学式、上島町立中学校入学式に議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した「平成29年度上島町一般会計予算並びに各特別会計予算案16件」については、3月17日の午前8時40分から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配布いたしたいと思えます。

お諮りします。本日はこれで散会とすることにご異議ございませんでしょうか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会とすることに決定しました。

(起立、礼)

(了)

(平成29年3月6日 午後 5時40分閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 濱田 高嘉

署名議員 大西 幸江

署名議員 池本 光章